

第4次松戸市地域福祉計画
令和5年1月

発行 松戸市
編集 松戸市健康福祉部地域福祉課
〒271-8588 松戸市根本387-5
TEL 047-366-3019



第4次
松戸市地域福祉計画

第4次 松戸市地域福祉計画

(2023~2027年度)



松戸市

令和5年1月
松戸市

はじめに

今日、少子高齢化や単身世帯の増加、社会的孤立などの影響により、人々が暮らしていく上での課題は、様々な分野の課題が絡み合って「複雑化」し、また、個人や世帯において複数の分野にまたがる課題を抱えるなど「複合化」しています。さらには、地域福祉活動の担い手が不足し、支え合いの基盤が弱まってきています。



このような中、本市におきましては、住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるよう、地域住民等が支え合い、一人一人の暮らしと生きがい、地域をともにつくっていくことのできる「地域共生社会」の実現を目指し、地域団体の取り組みの把握結果・各種市民意識調査結果などを基に、福祉分野の上位計画である「第4次松戸市地域福祉計画」を策定いたしました。

本計画は、市民や社会福祉関係の事業者、そして社会福祉活動の担い手が地域で行う取り組みや市の支援策についてまとめた総合的な計画であるとともに、新たに重層的支援体制整備事業実施計画及び成年後見制度利用促進基本計画を包含するなど、福祉政策全般の方向性を示すものとなっております。

このような視点や考え方に基づき、すべての市民が安心して住み良い「地域共生社会」の実現を目指して様々な取り組みを行ってまいります。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見・ご提言をいただきました松戸市地域福祉計画推進委員会の皆様をはじめ、パブリックコメント等を通じて貴重なご意見をいただきました市民の皆様や関係団体・事業者の皆様、心から感謝申し上げます。今後とも皆様の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和5年1月

松戸市長 本郷谷 健次

第4次松戸市地域福祉計画に寄せて

国は、「子ども・高齢者・障害者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる地域共生社会」の実現を目指しています。現場を担当する一人としても、個人が複数の課題を抱えている場合や、同じ世帯に属する家族それぞれが異なる領域の課題を有している場合など、複雑さや難しさが年々増しているという実感が確かにあります。



思い浮かぶ課題をいくつか挙げてみますと、たとえば、生活困窮、虐待、孤独死、認知症、介護離職、ヤングケアラー、医療的ケア児、8050問題、引きこもり、孤立・孤独、災害弱者などでしょうか。これらの単語を想起するだけでも、地域福祉にまつわる課題が多岐にわたる場合があることをイメージできるのではないかと思います。

地域共生社会の実現を目指すにあたっては、高齢・障害・子ども、健康・保健、まちづくりや教育、男女共同参画などの各行政計画について、相互の調和を図りながら企画立案する必要があります。また、それぞれの取り組みを進めるにあたって、各計画が連動すべく横串を刺す必要があります。

本委員会では、これらの上位計画に位置づけられる松戸市地域福祉計画に吹き込むべき理念、そして、施策実施に向けての計画策定や進捗管理の総論的な考え方を示すべく、議論を経て本計画の策定に至りました。松戸市の各分野の計画や、松戸市社会福祉協議会が策定する松戸市地域福祉活動計画などが連動し、最終的には福祉文化の創造や多文化共生、まちづくりなどへと連なっていくことを期待します。

最後に、本計画の見直しに関わっていただいた多くの皆様方に感謝申し上げます。この計画が、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを願ってやみません。

令和5年1月

松戸市地域福祉計画推進委員会 委員長
松戸市医師会長 川越 正平

第4次松戸市地域福祉計画 目次

第1章 計画の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

- 1 第4次松戸市地域福祉計画の基本的な考え方・・・・・・・・・・ 2
- 2 地域共生社会の実現について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 3 松戸市地域福祉計画の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- 4 第4次松戸市地域福祉計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
- 5 地域福祉を推進するための基本単位〔圏域〕・・・・・・・・・・ 12

第2章 計画の現状と課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13

- 1 地域福祉施策の進捗評価・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
(1) 地域団体の取り組みの把握・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
(2) 行政における進捗状況調査・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
(3) 地域福祉計画に関連する市民意識調査・・・・・・・・・・ 18
- 2 新型コロナウイルス感染症対策と地域福祉への影響・・・・ 24
- 3 各調査から考える地域福祉の現状と課題・・・・・・・・・・ 25

第3章 地域福祉社会の展望・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 27

- 1 本市の今後の社会的状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 28
- 2 第4次地域福祉計画施策の体系・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 33
- 3 第4次松戸市地域福祉計画の重点項目・・・・・・・・・・ 35

第4章 安心して暮らせるまちづくり・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 43

- 1 地域での防災・避難行動要支援者の避難支援体制づくり・ 44
- 2 快適な生活環境づくり・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 47
- 3 地域での防犯・安全対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 49
- 4 障壁のないまちづくり・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 52
- 5 健康づくりの推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 55
- 6 地域医療の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 60
- 7 相談支援・情報提供の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 63
- 8 多世代型地域包括ケアシステムの推進・・・・・・・・・・ 67
- 9 生活を守る権利擁護の普及・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 70
- 10 生活困窮者の自立支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 73
- 11 利用者本位のサービスの提供・福祉サービスの質の向上・ 76
- 12 誰も自殺に追い込まれることのない松戸市の実現・・・・ 79

第5章 自立と参加の促進・・・・・・・・・・・・・81

- 1 制度ボランティア活動の推進・・・・・・・・・・・・・82
- 2 就労の支援・・・・・・・・・・・・・87
- 3 地域福祉推進のための担い手の育成・・・・・・・・・・・・・92
- 4 障害者の自立した地域生活の支援・・・・・・・・・・・・・95
- 5 当事者団体への支援・・・・・・・・・・・・・97

第6章 支え合い共に生きるまちづくり・・・・・・・・・・・・・99

- 1 ボランティア活動・NPO活動への支援・・・・・・・・・・・・・100
- 2 社会福祉協議会・地区社会福祉協議会の充実、強化・・・・・・・・・・・・・103
- 3 地域での支え合い活動の推進～孤立させない地域づくり～
《声かけ・見守りの推進》・・・・・・・・・・・・・107
- 4 子どもや高齢者、障害者等への虐待・暴力の防止・・・・・・・・・・・・・111
- 5 地域での交流・ふれあいの場づくり・・・・・・・・・・・・・115
- 6 子ども・子育て支援・・・・・・・・・・・・・118

第7章 福祉文化の創造・・・・・・・・・・・・・123

- 1 心のバリアフリー・・・・・・・・・・・・・124
- 2 世代間交流・・・・・・・・・・・・・126
- 3 福祉教育の推進・・・・・・・・・・・・・128
- 4 ふるさとづくりの推進・・・・・・・・・・・・・130

第8章 計画の推進・・・・・・・・・・・・・133

- 1 推進体制の確立・・・・・・・・・・・・・134
- 2 地域資源の充実・育成・・・・・・・・・・・・・137
- 3 財源の確保・・・・・・・・・・・・・142
- 4 計画の進捗管理・評価・・・・・・・・・・・・・145

資料編・用語集・・・・・・・・・・・・・147

- 1 統計資料・・・・・・・・・・・・・148
- 2 各種調査の詳細・・・・・・・・・・・・・157
- 3 地域福祉サロン～困ったときはお互いさま～・・・・・・・・・・・・・180
- 4 パブリックコメントの実施状況・・・・・・・・・・・・・181
- 5 計画策定の経過・・・・・・・・・・・・・182
- 6 重層的支援体制整備事業一覧・・・・・・・・・・・・・184

※本文中の*印が付いている用語については、「用語集」に説明があります。

第1章 計画の概要

- 1 第4次松戸市地域福祉計画の基本的な考え方
- 2 地域共生社会の実現について
- 3 松戸市地域福祉計画の位置づけ
- 4 第4次松戸市地域福祉計画の期間
- 5 地域福祉を推進するための基本単位〔圏域〕

【松戸市の位置と面積等】



【松戸の梨】
松戸市は梨の名産地です。市内にはたくさんの梨園があります。
8月上旬頃～10月上旬頃まで甘くて美味しい梨が楽しめます。

1 第4次松戸市地域福祉計画の基本的な考え方

■基本理念

みんなで築く福祉のまち～地域共生社会の実現を目指して～

■めざす将来像

すべての市民が安心して住み良い地域社会

誰もが住み慣れた家庭や地域のなかで、豊かな人間関係や社会関係を基盤として地域の個性を生かしながら、お互い助け合い、支え合う福祉の文化を市民みんなで培い、地域の福祉を推進していく必要があります。

このようにして、計画の基本理念をこれまで通り『みんなで築く福祉のまち』として、地域住民、町会・自治会、地域での市民活動団体、ボランティア*、NPO*、さらには社会福祉協議会や民間の事業者、民生委員・児童委員、行政などの連携と協働によって地域福祉を推し進めます。

また、国においては、地域福祉の推進により「地域共生社会」の実現を目指しており、平成30年に施行された改正社会福祉法では、「地域共生社会」の考え方が位置付けられました。

本市においても、第3次松戸市地域福祉計画（平成30年度～令和4年度）に基づいて地域福祉の推進に取り組んできましたが、市民生活を取り巻く環境は大きく変化し、従来の福祉制度では対応の困難な問題が拡大していることから、地域福祉の重要性は増しています。

そのため、基本理念のサブタイトルとして「～地域共生社会の実現を目指して～」を追加し、本市の関係施策を横断した取り組みを進めるとともに、より身近な地域から、地区、市全域と重層的に多様な主体が協力し、地域の様々な生活課題の解決や地域づくりに取り組むことで地域共生社会を実現できるよう、本計画を策定します。

ボランティア：社会の課題解決のため、個人の自発的な意思に基づき、原則として無償で活動を行う人のことです。一般的に、「自発性」、「社会性」、「無償性」が挙げられます。ボランティア活動を行い、その対価として金銭を得る活動を「有償ボランティア」と呼ぶ例もあります。

NPO：継続的、自発的に社会貢献活動を行う、営利を目的としない団体の総称です。「NPO法人」という場合には、特定非営利活動促進法に基づき法人格が付与された特定非営利活動法人です。

2 地域共生社会の実現について

「地域共生社会」とは・・・

制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会

平成29年2月7日 厚生労働省「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部より

高齢化や単身世帯の増加、社会的孤立などの影響により、人々が暮らしていく上での課題は、様々な分野の課題が絡み合って「複雑化」し、また、個人や世帯において複数の分野にまたがる課題を抱えるなど「複合化」しています。

一方で、少子高齢・人口減少により多くの地域では社会経済の担い手の減少を招き、地域の活力や持続可能性を脅かす課題を抱えています。

これらの社会構造の変化などを背景として、地域・家庭・職場といった生活の様々な場において、支え合いの基盤が弱まってきています。暮らしにおける人と人とのつながりが弱まる中で孤立し、生活に困難を抱えながらも誰にも相談できない、あるいは適切な支援に結びつかないことなどにより、課題が深刻化しているケースが増えています。

そこで、暮らしにおける人と人とのつながりを再構築することで、孤立せずにその人らしい生活を送ることができるような社会としていくことが求められています。また、人口減少を乗り越えていく上で社会保障や産業などの領域を超えてつながり、地域社会全体を支えていくことがこれまでも増して重要となっています。

このような人々の暮らしの変化や社会構造の変化を踏まえ、人々が様々な地域生活課題を抱えながらも、住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるよう、地域住民等が支え合い、一人一人の暮らしと生きがい、地域をともにつくっていくことのできる「地域共生社会」の実現が求められています。

こうした経緯から、国は、個人や世帯が抱える課題を地域で包括的に支援していける地域共生社会の実現を目指し、法制度の改正を進め、社会福祉法の一部も改正されました。（平成30年4月施行）

この法律では、地域共生社会の実現に向けた「我が事・丸ごと」の地域福祉の推進などが新たに規定されました。

社会福祉法の一部改正（平成30年4月1日施行）の概要

1 「我が事・丸ごと」の地域福祉の推進の理念を規定（第4条関係）

- 地域住民等は、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化、その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。
- 地域福祉の推進の理念として、支援を必要とする住民（世帯）が抱える多様で複合的な地域生活課題※について、住民や福祉関係者による把握及び関係機関との連携等による解決が図られることを目指す。

2 市町村が包括的な支援体制づくりに努める旨を規定（第106条の3関係）

- 地域住民の地域福祉活動への参加を促進するための環境整備
- 住民に身近な圏域において、分野を超えて地域生活課題について総合的に相談に応じ、関係機関と連絡調整等を行う体制
- 主に市町村圏域において、生活困窮者自立相談支援機関等の関係機関が協働して、複合化した地域生活課題を解決するための体制

3 地域福祉計画の充実（第107条関係）

- 市町村が地域福祉計画の策定の努力義務化
- 計画策定後に定期的に調査、分析及び評価を行うよう努めること
- 高齢者、障害者、児童等の福祉の各分野における共通的な事項を横断的に記載すること

※福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題

そして、地域福祉計画に関連するものとして、

- ① 計画の策定が「努力義務」とされました。
- ② 「地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項」を定め、他の分野別計画の「上位計画」として位置づけられました。
- ③ 定期的に、その策定した地域福祉（支援）計画について、「調査、分析及び評価を行うように努める」ことが明記され、PDCA サイクル*を踏まえた進行管理の必要性が示されました。

社会福祉法の改正によるこれらの施策等は、「地域共生社会」の実現に向け「地域課題の解決力の強化」を図るものであることも、改正社会福祉法の趣旨・規定等とともに踏まえる必要があります。

これらによると、今後の地域福祉計画は、地域共生社会の実現を目指した地域福祉の推進計画であるとの基本的な考え方のもとに取組を進めることが求められます。

本市においては、育児や介護を同時に担う「ダブルケア*」の問題や80歳代の高齢者と50歳代の未婚で地域とのつながりが持てない子の世帯、いわゆる「8050世帯」の問題など、複合化・多様化する福祉ニーズに対応するため、課題を紐解き、適切な支援機関につなぐ役割をもつ「福祉まると相談窓口」を平成30年4月に開設し、包括的な相談体制を整えています。

また、厚生労働省の地域共生社会モデル事業（地域力強化推進事業）として、平成30年度は市内15圏域において「地域づくりフォーラム」を開催し、地域住民を始め民間事業者、学生、町会自治会連合会、地区社会福祉協議会等との連携を強化し、地域の課題を地域で解決する意識を醸成するとともに、地域ケア会議とも連動して課題解決を図る仕組みを推進しました。

平成31年度は、同モデル事業（多機関の協働による包括的支援体制構築事業）として、より身近な地域で相談体制を強化するため、高齢者支援課の窓口に加え、3圏域（中央、小金、常盤平）に福祉まると相談員を設置したほか、在宅医療・介護連携支援センターにも相談員を配置し、高齢者だけでなく、障害児者及びその家族に関する相談に対応できる支援体制を構築しました。

また、生活支援体制整備事業では、生活支援コーディネーターが中心となり、地域包括ケア推進会議を活用して地域住民とともに地域のニーズを把握し、多様な主体へ働きかけ、ネットワークを構築することで、高齢者の生活を支えるための環境づくりを推進しています。

さらに、令和2年4月には総合政策部に地域共生課を設置し、庁内連携体制の強化を図っています。

令和3年4月に改正社会福祉法が施行され、「断らない相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に実施する重層的支援体制整備事業が創設されました（自治体の手上げに基づく任意事業）。

本市は、これまで積み重ねてきた地域共生社会の実現に向けた取り組みや体制を活かし、令和3年4月より重層的支援体制整備事業を実施しております。本事業の実施にあたっては、社会福祉法第106条の5において実施計画

の策定に努めるよう示されております。松戸市地域福祉計画の理念に基づき、地域共生社会の実現を目指すため、重層的支援体制整備事業実施計画に必要な事項を本計画（松戸市地域福祉計画）に盛り込んで記載することといたしました。重層的支援体制整備事業に関連する箇所を資料編に記載しております。

重層的支援体制整備事業は既存の高齢、障害、子ども子育て、生活困窮の相談支援等の取り組みを活かしつつ、複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、相談支援、多様な社会参加に向けた支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施するものです。各相談窓口の連携強化、引きこもり支援の窓口創設、多世代が集える居場所「まつど DE つながるステーション」の創出等を進めていきます。



3 松戸市地域福祉計画の位置づけ

「松戸市地域福祉計画」は、社会福祉法第107条に定められた、市町村地域福祉計画として策定する計画です。誰もが住みなれた地域での支え合いにより、安心して幸せな生活を送るために、地域福祉推進の主役である市民や社会福祉関係の事業者、そして社会福祉活動の担い手が行う地域での取り組みや市の支援策についてまとめたものです。

社会福祉法（抜粋）

（福祉サービスの基本的理念）

第3条 福祉サービスは、個人の尊厳の保持を旨とし、その内容は、福祉サービスの利用者が心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援するものとして、良質かつ適切なものでなければならない。

（地域福祉の推進）

第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスが必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

2 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

（市町村地域福祉計画）

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

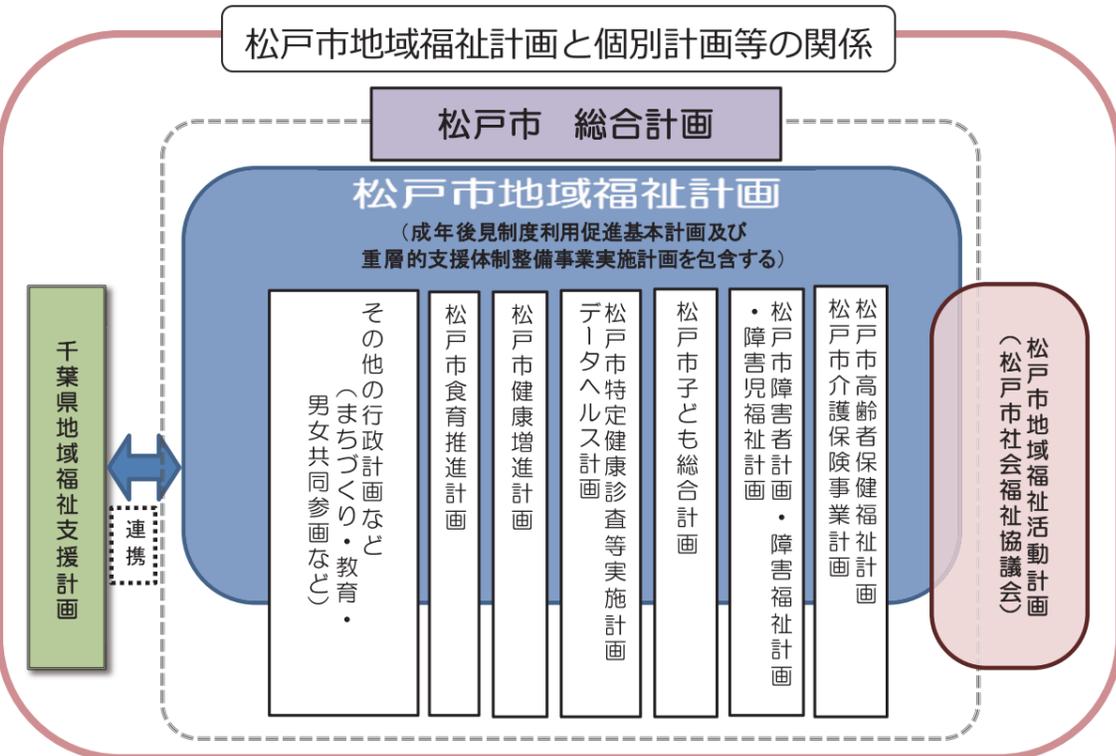
- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
 - 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
 - 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
 - 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
 - 五 前条第一項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項
- 2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
- 3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

(1) 個別計画との関係

本市では、政策の基本的な方向を、総合的、体系的にまとめた最上位の計画である「松戸市総合計画*」（計画期間：令和4年度（2022年度）から令和11年度（2029年度）までの8年間）を策定しています。

また、健康福祉分野の行政計画として、「第9期松戸市高齢者保健福祉計画*・第8期松戸市介護保険事業計画（いきいき安心プランⅦまつど）*」、「第3次松戸市障害者計画*・第6期松戸市障害福祉計画*・第2期松戸市障害児福祉計画（まつど3つのあいプラン）*」、「松戸市子ども総合計画*」、「松戸市健康増進計画（健康松戸21Ⅲ）*」、「松戸市食育推進計画*」、「松戸市国民健康保険保健事業計画第2期データヘルス計画*」、「松戸市国民健康保険第3期特定健康診査等実施計画*」、が策定され、個々の計画に基づいて施策がすでに展開されています。

この「松戸市地域福祉計画」については、「松戸市総合計画」を上位計画として策定され、各福祉分野が共通して取り組むべき事項を記載する、いわば福祉分野の「上位計画」であり、健康福祉分野の計画のみならず、まちづくりや教育、男女共同参画など各行政計画との調和を図り、かつ福祉・保健・医療及び生活関連分野との連携を確保して策定されるものです。併せて、本計画は成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条に基づく、市町村における「成年後見制度利用の促進に関する施策についての基本的な計画」及び社会福祉法第106条の5に基づく「重層的支援体制整備事業実施計画」を包含しています。



(2) 千葉県“地域福祉支援計画”との関係

千葉県は、社会福祉法第108条に基づき、県内市町村の地域福祉を推進するために県としての支援事項等を明記した「第三次千葉県地域福祉支援計画」を平成27年度に策定し、平成31年3月に中間見直しを行っています。この支援計画では、福祉関係団体のみならず、若い人も高齢者も障害のある人もない人も、また、子どもから大人まで多くの地域住民が知恵を出し合い、力を結集させる仕組みづくりを進めるとともに、地域福祉を担う人材の育成や基盤づくりを推進していくことになっています。「松戸市地域福祉計画」では、このような支援計画の理念も踏まえ、計画の見直しを行いました。

社会福祉法(抜粋)

(都道府県地域福祉支援計画)

第108条 都道府県は、市町村地域福祉計画の達成に資するために、各市町村を通ずる広域的な見地から、市町村の地域福祉の支援に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「都道府県地域福祉支援計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
 - 二 市町村の地域福祉の推進を支援するための基本的方針に関する事項
 - 三 社会福祉を目的とする事業に従事する者の確保又は資質の向上に関する事項
 - 四 福祉サービスの適切な利用の推進及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達のための基盤整備に関する事項
 - 五 市町村による第百六条の三第一項各号に掲げる事業の実施の支援に関する事項
- 2 都道府県は、都道府県地域福祉支援計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催等住民その他の者の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
- 3 都道府県は、定期的に、その策定した都道府県地域福祉支援計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該都道府県地域福祉支援計画を変更するものとする。

松戸市総合計画：政策の基本的な方向を総合的、体系的にまとめた計画で、まちづくりの方向性を市民と共有し、めざす姿を実現していくための指針です。これまでの総合計画や総合戦略の基本的な考え方を踏襲しつつ、新たな手法を取り入れながら策定しています。計画期間は、令和4年度（2022年度）～令和11年度（2029年度）の8年間で、4年を目途に見直しの必要性を検討しています。なお、地方版総合戦略と一体のものとして策定されました。

松戸市高齢者保健福祉計画・松戸市介護保険事業計画：高齢者保健福祉計画は、市町村が将来必要な高齢者保健福祉サービスの量を明らかにし、その提供体制を計画的に整備するための計画です。介護保険事業計画は、市町村が策定する介護保険の保険給付を円滑に実施するための計画です。介護保険事業計画を包括する総合的計画として位置づけられる高齢者保健福祉計画と介護保険事業計画は整合性をもって作成することが必要であることから、本市では、高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の改訂を行い、「いきいき安心プランまつど」の名称で策定しています。

松戸市障害者計画：障害者基本法に基づく法定計画であり、市が取り組むべき今後の障害者施策の基本的事項を定めるものです。松戸市子ども総合計画：子ども・子育て支援法に基づいた事業計画、並びに松戸市次世代育成支援行動計画を継承した子ども・子育て支援の総合計画となり、令和2年度から令和6年度までの5年間で計画期間と定めています。

(3) 松戸市社会福祉協議会“地域福祉活動計画”との関係

社会福祉法第109条においては、市町村に設立された社会福祉法人*である松戸市社会福祉協議会(以下「市社協」という)が、地域福祉推進の中核的な担い手として明確に位置付けられています。

市社協が策定する「松戸市地域福祉活動計画(以下「活動計画」という)」は、地域住民や民間団体が主体となって地域福祉の推進を計画的に行うための活動・行動計画の性格を有しています。

他方、「松戸市地域福祉計画」は、市民と行政の協働により実現を目指す地域福祉の理念と体制づくりの指針を示すもので、行動計画である市社協の「地域福祉活動計画」の一つの方向性を示します。よって、それぞれの計画においては、その理念や地域福祉推進の方向性などについて共有することが望まれ、見直しに当たって市社協と連携し、両計画の整合性を図っています。

社会福祉法(抜粋)

(市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会)

第109条 市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあつてはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあつてはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

- 一 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
 - 二 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
 - 三 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
 - 四 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業
- 2～6 (略)

松戸市健康増進計画(健康松戸21Ⅲ)：松戸市における健康増進計画であり、市民が10年後も健康を維持・増進していくための計画です。

松戸市食育推進計画：市民が「食の大切さと郷土のすばらしさを知り、生涯を通じて健やかに生きる」ことを目的とする、市の施策などを示した計画です。「みんなで考え、できることから始めよう」をキャッチコピーとしています。

松戸市国民健康保険特定健康診査等実施計画：国民健康保険の保険者である市が、健康と長寿を確保しつつ医療費の抑制にも資することを目的に、生活習慣病を中心とした疾病の予防を重視し、被保険者に対して、糖尿病等の生活習慣病に関する健康診査(特定健康診査)及び健康診査の結果により健康の保持に努める必要があるものに対する保健指導(特定保健指導)を実施する体制について定める計画です。

松戸市国民健康保険保健事業計画データヘルス計画：「国民健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針」に基づき、松戸市国民健康保険加入者の健診データ及び医療データの分析を基に作成した計画です。

社会福祉法人：社会福祉事業を行うことを目的として設立される法人。設立目的を考慮して法人税が非課税となるなど、大幅な税制上の優遇措置が講じられ、寄付金などの収入も認められています。

4 第4次松戸市地域福祉計画の期間

第4次松戸市地域福祉計画の計画期間は、令和5年度からの5か年です。

西暦		2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027
令和		元	2	3	4	5	6	7	8	9
松戸市	総合計画 (平成23年度～令和3年度)									
	総合計画 (令和4年度～令和11年度)									
	第3次地域福祉計画 (平成30年度～令和4年度)									
	第4次地域福祉計画 (令和5年度～9年度)									
	第8期高齢者保健福祉計画 第7期介護保険事業計画 (平成30年度～令和2年度)									
	第9期高齢者保健福祉計画 第8期介護保険事業計画 (令和3年度～令和5年度)									
	第2次障害者計画 (平成25年度～令和2年度)									
	第3次障害者計画 (令和3年度～令和5年度)									
	第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画 (平成30年度～令和2年度)									
	第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画 (令和3年度～令和5年度)									
	子ども総合計画 (平成27年度～令和元年度)									
	第2期子ども総合計画 (令和2年度～6年度)									
	健康松戸2 Ⅲ (平成26年度～令和5年度)									
	国民健康保険第3期 特定健康診査等実施計画 (平成30年度～令和5年度)									
	国民健康保険保健事業計画 第2期データヘルス計画 (平成30年度～令和5年度)									
	第3次食育推進計画 (平成30年度～令和4年度)									
社会福祉協議会	地域福祉活動計画(第5次) (平成30年度～令和4年度)									
	地域福祉活動計画(第6次) (令和5年度～令和9年度)									
千葉県	第3次地域福祉支援計画 (平成27年度～令和2年度)									

5 地域福祉を推進するための基本単位〔圏域〕

すべての市民が住みなれた地域でいつまでも安心した暮らしを続けていくためには、できるだけ身近な場所で支え合う仕組みづくりが必要になります。よって、地域福祉の推進にあたっては、これまでのように地域の方の生活に密着した生活圏を踏まえた推進の単位を設定します。

(1) 基本福祉圏【松戸市全域】

千葉県地域福祉支援計画では、市町村域を「基本福祉圏」としています。本市においても、市域全体を「基本福祉圏」とし、地域福祉の総合的な推進、調整を行っていきます。

(2) 地域福祉推進地区【15 地区社協の地区割】

地域福祉を推進するには、一般的には人口2万人ぐらいの中学校区や人口1万人ぐらいの小中学校区がひとつの地区として想定されていますが、「松戸市地域福祉計画」では、人口や交通、さらには福祉施設や福祉団体などの社会福祉資源の配置などを考慮して、市内にある15地区社協の地区割をその単位とし、「地域福祉推進地区」として設定します。

「第9期松戸市高齢者保健福祉計画・第8期松戸市介護保険事業計画（いきいき安心プランⅦまつど）」において設定される日常生活圏域*においても、この地域福祉推進地区の整合を図っています。

日常生活圏域：高齢者が住み慣れた地域で適切なサービスを受けながら生活を継続できるように、地理的条件・人口・交通事情その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備状況などを総合的に勘案し、地域の特性に応じて市町村内を区分したものです。

第2章 計画の現状と課題

～さらなる地域福祉の推進のために～

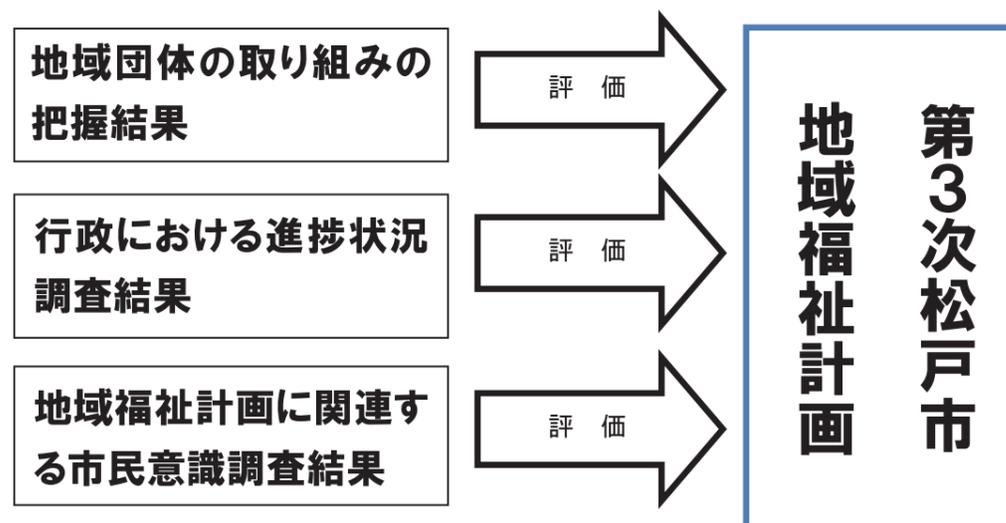
- 1 地域福祉施策の進捗評価
 - (1) 地域団体の取り組みの把握
 - (2) 行政における進捗状況調査
 - (3) 地域福祉計画に関連する市民意識調査
- 2 新型コロナウイルス感染症対策と地域福祉への影響
- 3 各調査から考える地域福祉の現状と課題



【松戸神社】
市内を代表する神社で、夏には近くで坂川献灯まつりが開催され、春には坂川沿いの河津桜がきれいです。

1 地域福祉施策の進捗評価

地域福祉計画を評価するには、多様な方法から評価する必要があると考えられます。そのため、現行の第3次松戸市地域福祉計画の評価は、(1) 地域団体の取り組みの把握、(2) 行政における進捗状況調査、(3) 地域福祉計画に関連する市民意識調査の3つの方法で評価しました。



(1) 地域団体の取り組みの把握

地域福祉を進めるには市民や町会・自治会、ボランティア、NPO*、各種の団体の支えが重要であるため、重点項目の「地域での支え合い活動の推進～孤立させない地域づくり～《声かけ・見守りの推進》」、また4つの推進項目「地域での防災・災害時要援護者」、「地域福祉推進のための担い手の育成」、「地域での交流・ふれあいの場づくり」、「ふるさとづくりの推進」に重点をおいて地域でどのような活動が行われ、問題が生じているのか等を把握するために実施しました。

■調査方法

- (1)対象 象：松戸市で活動する民間企業、複合サービス（郵便局・協同組合）、福祉関係機関、市民活動登録団体、地域団体、町会・自治会
- (2)期 間：令和元年6月～11月
- (3)方 法：郵送・FAX・メールによる配布・回収

■調査対象

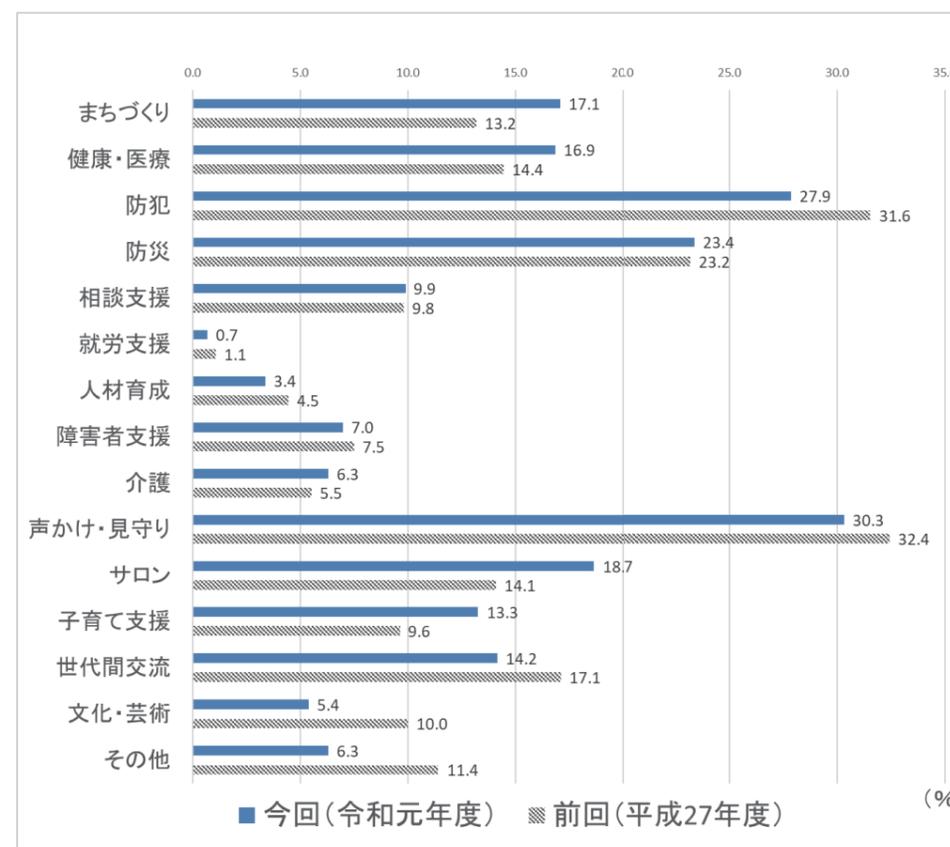
No	種別	配布数	回収数	回収率(%)
1	民間企業	6	5	83.3
2	複合サービス	50	41	82.0
3	福祉関係機関	106	57	53.8
4	市民活動登録団体	97	27	27.8
5	地域団体	50	42	84.0
6	町会・自治会	346	276	79.8
計		655	448	68.4

■回答結果 (抜粋)

(1) 地域活動の取り組みの分野(複数回答)

地域で、「声かけ・見守り」、「防犯」、「防災」に関連した取り組みを行う団体が多いです。

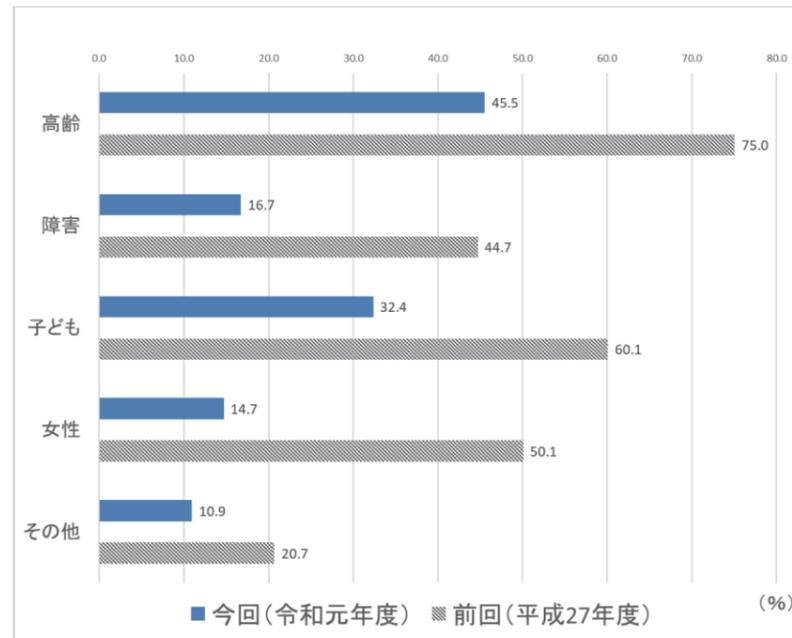
回答数：448



(2) 地域活動の取り組みの対象者(複数回答)

「高齢者」次いで「子ども」「障害者」に対して取り組んでいる団体が多くなっています。

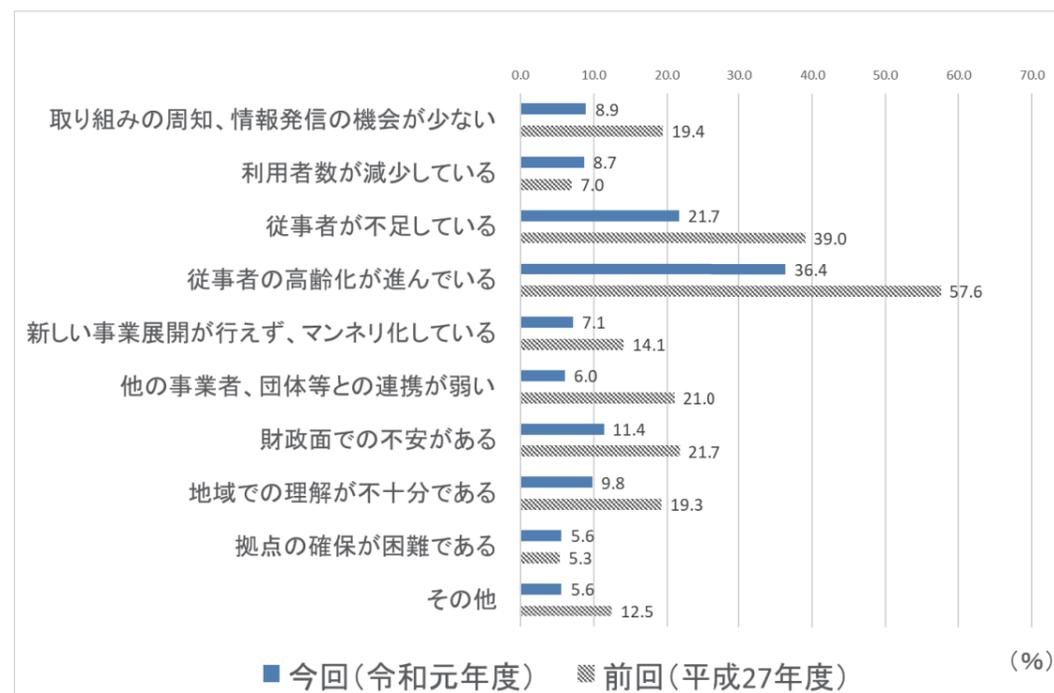
回答数：448



(3) 取り組みを行う上での問題点(複数回答)

「従事者の高齢化が進んでいる」、次いで「従事者が不足している」が最も多く、地域で取り組む上で担い手不足が大きな問題点となっています。

回答数：448



(2) 行政における進捗状況調査

行政における進捗状況調査は、行政の取り組みの進捗状況を把握する目的で、第3次松戸市地域福祉計画期間である平成30年度から令和4年度まで、各担当課が目標を掲げ、その達成状況の評価を行いました。調査は毎年1回行い、基本目標ごとの関連事業について、計画の方向性・計画目標・達成状況の評価しました。なお、自己評価については、A～Dの4段階で評価しました。

【評価内容】

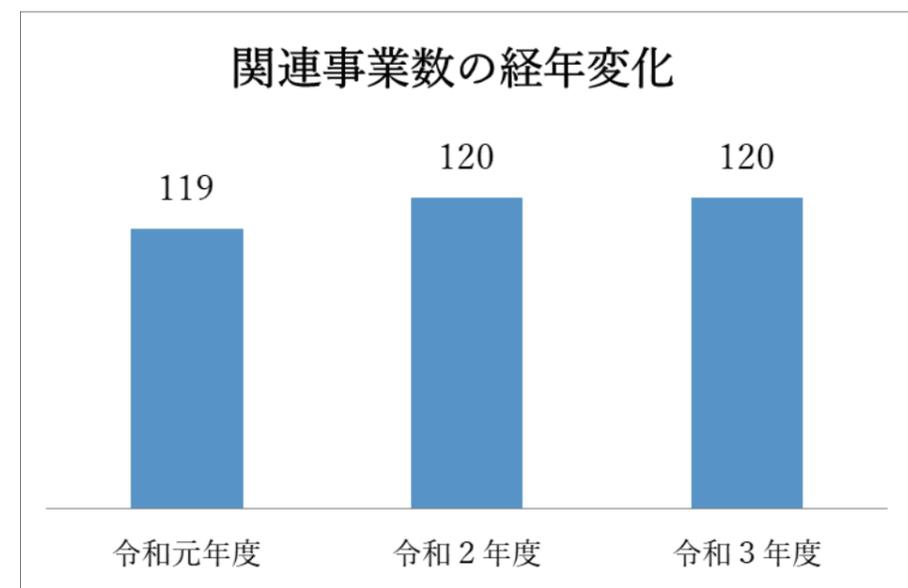
- A: 計画目標 (R4) に向けて順調に推移している
- B: 計画目標 (R4) に向けて概ね順調に推移している
- C: 計画目標 (R4) に向けて進捗はやや遅れている
- D: 計画目標 (R4) に向けて進捗は遅れている

※ 調査の詳細結果は資料編に掲載しています。

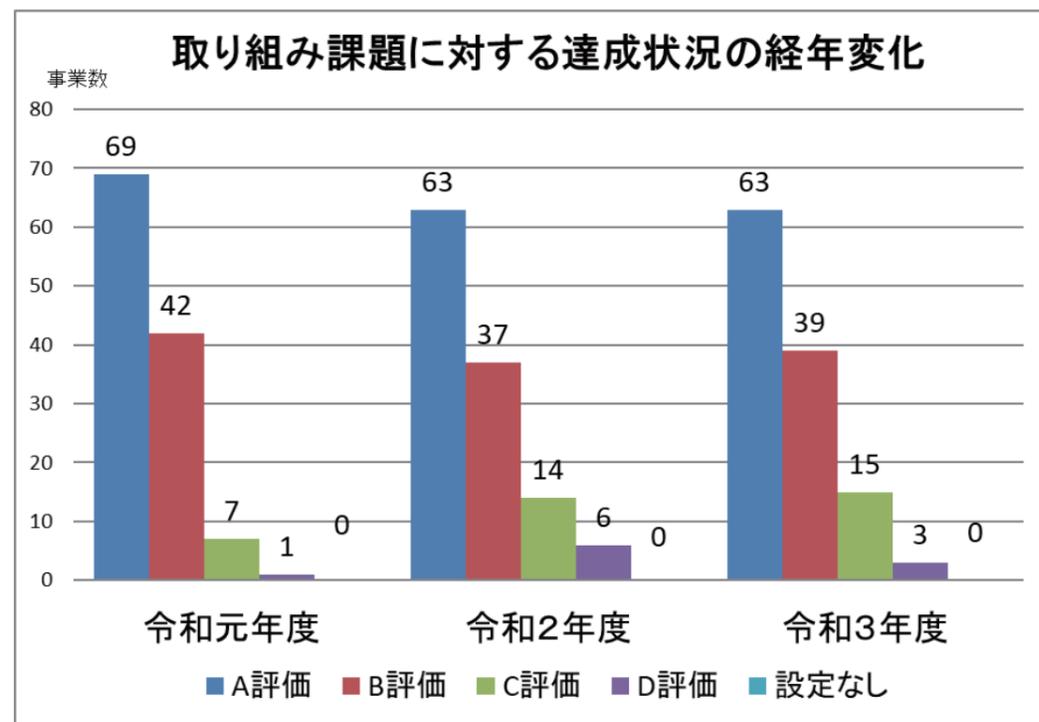
■ 調査結果

地域福祉は、幅広い分野を横断的に包括していくため、毎年関連事業の精査を行い、各担当課に協力を仰ぎながら、計画を進めています。

地域福祉計画の関連事業数を経年変化でみていくと、令和元年度が119事業、令和2年度・令和3年度は120事業となっています。



また、達成状況の評価を経年変化で見ると、年度が進むにつれ、「計画目標（R4）に向けて順調に推移している」ことを表す「A評価」が平成30年度で80事業だったのが、令和2・3年度には63事業になっています。新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、地域福祉活動の自粛が影響したものと思われる。



(3) 地域福祉計画に関連する市民意識調査

地域福祉計画は健康福祉分野の個別計画のみならず、まちづくりや男女共同参画などの行政計画と連携・方向性を合わせています。そのため、「松戸市総合計画*」や「第9期松戸市高齢者保健福祉計画・第8期松戸市介護保険事業計画（いきいき安心プランⅦまつど）」などの各計画で行われている市民アンケート調査を参考にし、基本目標ごとに市民の皆様が福祉についてどのように考えているのかを知るため、各市民意識調査等から本計画に該当するものを抜粋して検討を加え、第4次松戸市地域福祉計画の策定に活かしました。

なお、次ページ以降において掲載した市民意識調査は、本計画の推進項目または重点項目に該当するものとなります。

■基本目標1 安心して暮らせるまちづくり

取り組み課題7 相談支援・情報提供の充実

問い① あなたは「基幹相談支援センターCoCo*」を知っていますか。

【松戸市障害者計画策定のための市民アンケート調査（令和2年3月）】

結果①

（障害者調査）

知っており、利用している（利用したことがある）：4.3%
 知っているが、利用したことはない：7.1%
 今まで知らなかった：84.0%

問い② あなたは「障害者虐待防止・障害者差別相談センター」を知っていますか。

【松戸市障害者計画策定のための市民アンケート調査（令和2年3月）】

結果②

（障害者調査）

知っている：18.8%
 知らない：72.2%

問い③ 子どものことや子育てについて気軽に相談できる相手、または相談できる場所はありますか【松戸市子ども・子育て支援に関するアンケート調査(平成31年3月)】

結果③

(就学前児童保護者) いる／ある：92.4%、いない／ない：4.3%
 (小学生保護者) いる／ある：96.8%、いない／ない：2.6%
 (中学生保護者) いる／ある：97.2%、いない／ない：2.8%

引き続き、各相談窓口の普及啓発を図り、認知度を高める必要があります。
 なお、子育て世帯では、より小さな子供のいる世帯の相談先が乏しい傾向にあることがわかりました。

■基本目標2 自立と参加の促進

取り組み課題4 地域福祉推進のための担い手の育成

問い① あなたは市民活動にどの程度関心がありますか。

【協働のまちづくりに関する意識調査（令和2年3月）】

結果①

- ・大いに関心がある：3.6%（平成27年度：3.7%）
- ・どちらかといえば関心がある：29.0%（平成27年度：32.6%）
- ・どちらともいえない：35.7%（平成27年度：24.9%）
- ・どちらかといえば関心がない：24.0%（平成27年度：29.7%）
- ・全く関心がない：5.9%（平成27年度：8.1%）

問い② あなたは、これまで市民活動に参加したことがありますか。

【協働のまちづくりに関する意識調査（令和2年3月）】

結果②

- ・現在、参加している：12.0%（平成27年度：13.6%）
- ・以前は参加していたが、現在は参加していない：21.8%（平成27年度：22%）
- ・これまで参加したことはない：64.3%（平成27年度：62.5%）

問い③ あなたがこれまで、市民活動に参加したことがない理由はなんですか。

【協働のまちづくりに関する意識調査（令和2年3月）】

結果③

- ・きっかけや機会がない：54.8%（平成27年度：47.8%）
- ・忙しくて時間がない：41.9%（平成27年度：40.5%）
- ・活動に関する情報が得られない：27.6%（平成27年度：22.9%）
- ・興味や関心がない：20.0%（平成27年度：24.1%）
- ・経済的にゆとりがない：19.7%（平成27年度：16.9%）

問い④ あなたが市民活動に参加して感じることにについて。

【協働のまちづくりに関する意識調査（令和2年3月）】

結果④

（良かったと感じること）

- ・多世代、他職種の人と交流ができた：47.2%
- ・友人を得ることができた：37.3%
- ・活動そのものが楽しかった：21.6%
- ・社会に対する視野・見方が広まった：15.5%

（課題だと感じていること）

- ・新しく参加してくれる人が少ない：35.8%
- ・自分の都合のつく時間に活動できない：30.5%
- ・団体の事務など特定の人に負担がかかる：26.0%
- ・必要がないのにやめられない業務がある：8.8%

問い⑤ あなたは、今後、市民活動に参加したいと思いますか。

【協働のまちづくりに関する意識調査（令和2年3月）】

結果⑤

- ・参加したい：6.1%
- ・どちらかといえば参加したい：22.0%
- ・どちらともいえない：46.6%
- ・どちらかといえば参加したくない：15.9%
- ・参加したくない：7.0%

今後は、より個人の生活に合わせた市民活動や団体の運営方法の見直しによる負担の軽減、積極的な周知・広報活動による参加の促進等が必要です。

■基本目標3 支え合い共に生きるまちづくり

取り組み課題4 子どもや高齢者、障害者等への虐待・暴力の防止

問い① あなたは身近なところで虐待かもしれないと思ったことはありますか

【松戸市子ども・子育て支援に関するアンケート調査（平成31年3月）】

結果①

- ・ある：9.4%
- ・虐待かどうかわからないが、おかしいなとおもったことがある：13.0%
- ・ない：73.1%

問い② あなたは、障害があることが原因で、日常生活の中で人権を損なう扱いを受けた経験がありますか。（家族や施設の人から暴力による虐待を受けた）

【松戸市障害者計画策定のための市民アンケート調査（令和2年3月）】

結果②

- ・障害者：1.9%
- ・障害児：1.1%

問い③ 普段、子育てをしているあなたの気持ちはどうですか
【松戸市子ども・子育て支援に関するアンケート調査（平成31年3月）】

結果③
生活や気持ちにゆとりがないので、子育てにいらだつことがある

- ・就学前児童保護者：42.1%
- ・小学生保護者：33.8%
- ・中学生保護者：23.0%

子どもを虐待しているのではないかと思うことがある

- ・就学前児童保護者：7.1%
- ・小学生保護者：5.9%
- ・中学生保護者：4.4%

児童・生徒の年齢が低い保護者ほど、いらだつ気持ちや虐待の自覚を持っており、そのような保護者を対象としたケアが必要です。

■基本目標4 福祉文化の創造

取り組み課題3 福祉教育の推進

問い① 障害者の人権を守るためには、どのようなことが必要だと思いますか
【平成30年度人権に関する市民意識調査】

結果①

- ・障害者の就職機会を確保する：14.3%
- ・学校教育の中で、障害者理解教育を充実する：13.8%
- ・障害のある人が安心して外出できるように、建物の設備や公共交通機関を改善する：13.6%

問い② 女性の人権を守るためには、どのようなことが必要だと思いますか
【平成30年度人権に関する市民意識調査】

結果②

- ・男女平等や性についての教育を充実する：18.1%
- ・女性の就業機会の確保や、職業能力開発の機会を充実する：13.1%
- ・女性が被害者になる犯罪の取り締まりを強化する：11.9%

問い③ 子どもの人権を守るためには、どのようなことが必要だと思いますか
【平成30年度人権に関する市民意識調査】

結果③

- ・子どもに自分を大切にし、また、他人も大切にする思いやりを教える：18.7%
- ・教師の人間性、指導力を高める：13.1%
- ・家庭内の人間関係を安定させる：12.6%

問い④ 日本に居住する外国人の人権を守るためには、どのようなことが必要だと思いますか
【平成30年度人権に関する市民意識調査】

結果④

- ・外国人のための各種相談機能を充実する：17.2%
- ・外国人の文化や伝統を尊重し、協調する態度を育むなど、国際理解教育を進める：15.5%
- ・外国人と地域住民との交流を図り、相互理解を深める：15.4%

問い⑤ あなたは、人権教育を促進していくには、学校においてどのような教育を進めていけばよいと思いますか。【平成30年度人権に関する市民意識調査】

結果⑤

- ・「人を大切にする心や態度を育む」という教育を進める：26.7%
- ・すべての児童・生徒が基本的人権について考えるような教育を進める：22.3%
- ・「差別をするのは悪いことである」という意識を持たせる教育を進める：15.6%
- ・障害のある人や高齢者とのふれあいの場を多くするなど、交流教育を進める：14.3%

それぞれの人権を守るために重要なこととして、教育の充実や理解の促進に関する事項が挙げられていました。また、学校において人権教育を促進していく上で、「人を大切にする心や態度を育む」という教育を進めることが最も重視されています。

2 新型コロナウイルス感染症対策と地域福祉への影響

「新型コロナウイルス（SARS-CoV2）」はコロナウイルスの一つです。コロナウイルスには、一般の風邪の原因となるウイルスや、「重症急性呼吸器症候群（SARS）」や2012年以降発生している「中東呼吸器症候群（MARS）」ウイルスが含まれます。

国内での被害発生状況として、令和4年6月20日現在、陽性者数9,149,733例、死亡者31,032名となっています（厚生労働省ホームページより）。

また、松戸市内居住者の感染状況は、令和4年6月16日現在、感染者数38,632名となっています（松戸市ホームページより）。

このほか、社会・経済活動の停止により、高齢者等の孤立、減収や失業による生活困窮状態など、新たな課題が発生しています。

このような中、本市は、政府による緊急事態宣言の発令を受け、法律に基づく松戸市新型インフルエンザ等対策本部を設置した上、個人・家庭への支援、医療体制の整備、福祉・介護事業者等への支援など多岐にわたる対策を講じてきました。

また、感染防止するためには手洗いやうがいなどの基本的な感染予防に加え、「3つの密（①密閉空間 ②密集場所 ③密接場面）」を避けることが求められています。この「3つの密」を回避するための措置として、催物開催に伴う人数・時間・飲食の制限、人と人の距離の確保などが求められており、地域福祉活動へ大きな影響を与えています。

地域福祉活動の自粛や制約は、地域における「つながり」を弱めるとともに、外出自粛による高齢者のフレイル（虚弱）状態などの悪影響があります。

今後は、感染防止に留意しつつ新しい「つながり」のあり方を模索していく必要があります。そのためには、オンライン通信アプリなどのICTの活用をはじめ、みんなで話し合いながら知恵を出し合い、創意工夫しながら、できることを地道に積み重ねていくことが大事であるといえます。



（厚生労働省啓発資料より）

3 各調査から考える地域福祉の現状と課題

（1）地域団体の取り組みの把握結果、（2）行政における進捗状況調査、（3）地域福祉計画に関連する市民意識調査の3つの方法から、地域福祉を推進する中で、下記に示す現状と課題が考えられます。

- 行政において、地域福祉の視点が浸透し、地域福祉に係る事業が着実に進んでいます。しかしながら、市民と行政をつなぐ各種相談窓口の認知度をさらに高めていくことや、相談先に乏しい人々に向けた周知啓発活動など、さらに創意工夫を凝らしていく必要があります。
- 地域活動の内容は、声かけ・見守りなど高齢者に対する取り組みが多くなっており、次いで防災・防犯に係る取り組みが多いです。
- 地域活動を行う団体において、従事者の高齢化が進み、活動を継続するための担い手の確保・育成が急務といえます。今後の課題として、若い世代への普及啓発による地域活動への参加の促進や、より個人の生活に合わせた活動のあり方・負担軽減などを模索していく必要があります。
- 誰もが市民活動や地域活動に参加しやすいきっかけ、機会をつくるために、情報提供の方法など様々な世代に対応する創意工夫が必要です。

第3章 地域福祉社会の展望

- 1 本市の今後の社会的状況
- 2 第4次地域福祉計画施策の体系
- 3 第4次松戸市地域福祉計画の重点項目



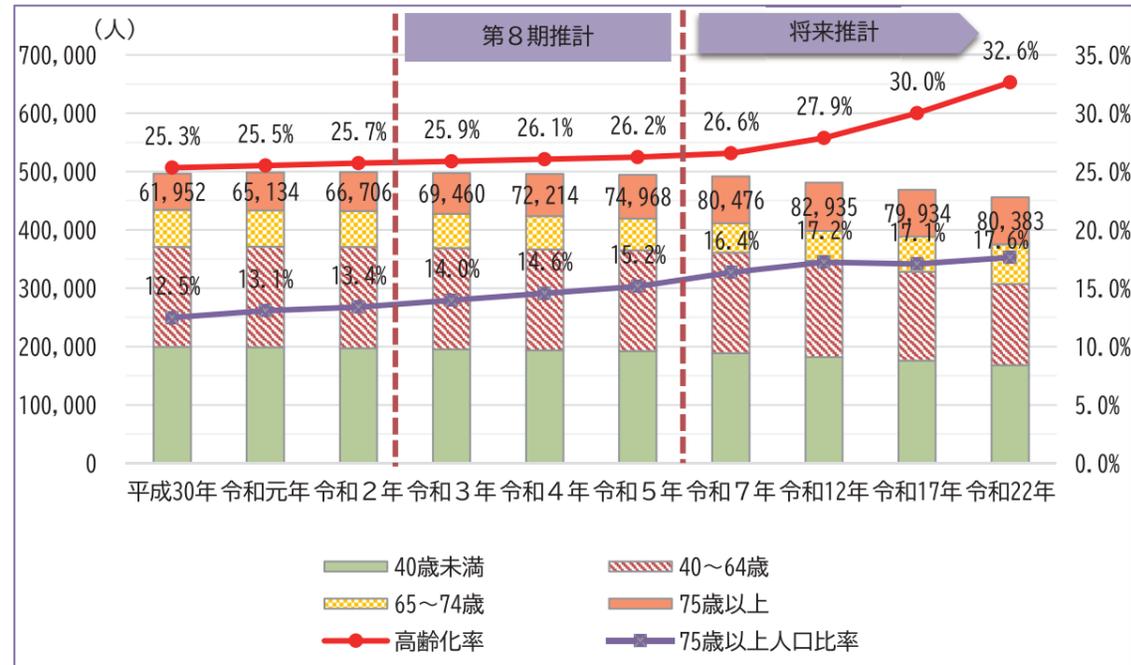
【本土寺】
1277年に建てられた寺で、広い敷地内は6月にはアジサイやハナショウブ、11月末には紅葉が美しいです。

1 本市の今後の社会的状況

松戸市は、東京の都心から 20 km 圏に位置していたため、東京のベッドタウンとして、昭和 30 年代からの団地整備とそれに伴う人口増加を背景に大きく成長し、現在では約 50 万人を擁する生活都市となりました。

しかしながら、令和 22 年には人口が約 46 万人に減少し、65 歳以上の高齢者が約 15 万人（人口比 32.6%）となるなど、市民の約 3 人に 1 人が高齢者となることがわかりました。（図表 1-1）

（図表 1-1）松戸市全体の人口推計・人口構成（「いきいき安心プランⅦまつど」より）



介護保険事業計画 年齢	第7期			第8期			将来推計			
	平成30年 (2018年)	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和7年 (2025年)	令和12年 (2030年)	令和17年 (2035年)	令和22年 (2040年)
総人口 (人)	496,328	498,367	498,781	497,376	495,971	494,566	491,757	481,159	468,548	455,837
40歳未満 (人)	199,443	198,802	197,096	195,374	193,652	191,930	188,487	182,115	175,815	168,214
40~64歳 (人)	171,181	172,402	173,418	173,258	173,098	172,938	172,618	164,875	152,138	138,818
65歳以上 (人)	125,704	127,163	128,267	128,744	129,221	129,698	130,652	134,169	140,595	148,805
65~74歳 (人)	63,752	62,029	61,561	59,284	57,007	54,730	50,176	51,234	60,661	68,422
75歳以上 (人)	61,952	65,134	66,706	69,460	72,214	74,968	80,476	82,935	79,934	80,383
高齢化率	25.3%	25.5%	25.7%	25.9%	26.1%	26.2%	26.6%	27.9%	30.0%	32.6%
65~74歳人口比率	12.8%	12.4%	12.3%	11.9%	11.5%	11.1%	10.2%	10.6%	12.9%	15.0%
75歳以上人口比率	12.5%	13.1%	13.4%	14.0%	14.6%	15.2%	16.4%	17.2%	17.1%	17.6%

※ 各年 10 月 1 日現在。平成 30 年～令和 2 年は住民基本台帳人口の実績
 ※ 令和 3 年以降は国立社会保障・人口問題研究所の推計（平成 30 年）を基に年齢階層ごとの構成比率が比例的に変動するものとして算出し、住民基本台帳人口に置換えて推計

(1) 高齢化率と高齢者世帯の推移

全国的な高齢化の波は、松戸市にとっても例外ではありません。急激な都市化により短期間に人口が増えた松戸市では、急激に高齢化が進んでいます。

松戸市では令和 2 年に高齢者のいる世帯が、総世帯数の約 36% となっています。

また、本市の単身高齢者世帯数は、令和 2 年に 27,182 世帯となり、10 世帯に 1 世帯は単身高齢者世帯となっています。高齢者夫婦世帯も増加しており、令和 2 年に 22,727 世帯となっています。（図表 1-2）

図表 1-2 総世帯数・高齢者世帯の推移 (各年 10 月 1 日)

年	総世帯数	高齢者のいる世帯					
		世帯数	割合 (%)	高齢者夫婦世帯		単身高齢者世帯	
				世帯数	割合 (%)	世帯数	割合 (%)
平成 17 年	192,962	53,491	27.7	12,066	6.3	12,603	6.5
平成 22 年	209,570	67,615	32.3	17,234	8.2	17,470	8.3
平成 27 年	215,627	81,062	37.6	20,916	9.7	25,317	11.7
令和 2 年	231,195	83,896	36.3	22,727	9.8	27,182	11.8

国勢調査
 ・総世帯数：施設世帯等を含む
 ・高齢者夫婦世帯：夫婦とも 65 歳以上の世帯

(2) 介護認定を受けている方の状況

高齢者人口の増加に伴い、要支援・要介護認定者の人数も増えていきます。令和 2 年の実績値では、22,397 人が要支援・要介護認定を受けています。（図 1-3）

図表 1-3 要介護認定者 (単位：人、各年 10 月 1 日)

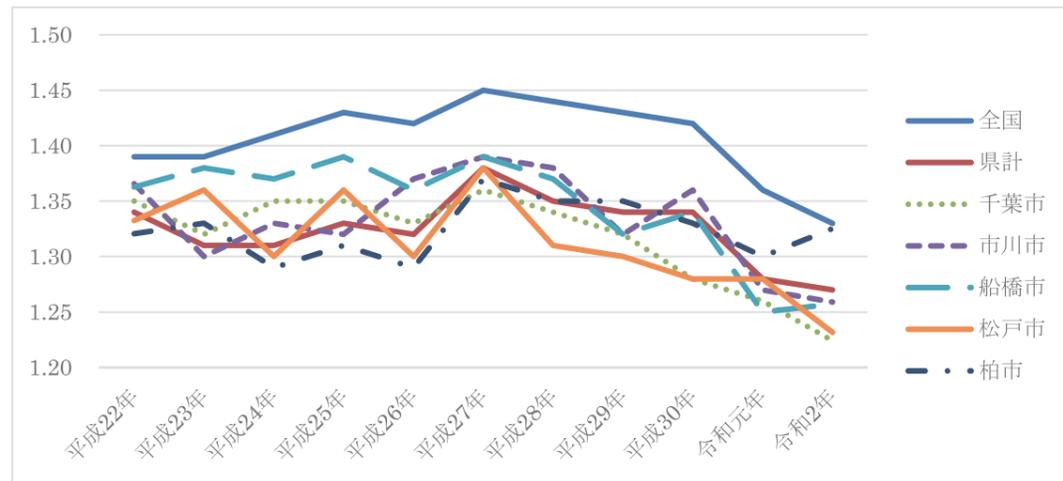
介護度	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年
要支援 1	2,089	2,375	2,563	2,766	2,858
要支援 2	2,493	2,752	2,933	3,111	3,040
要介護 1	3,034	3,339	3,521	3,612	3,856
要介護 2	4,361	4,245	4,408	4,561	4,584
要介護 3	2,911	2,948	3,031	3,213	3,405
要介護 4	2,421	2,392	2,542	2,670	2,778
要介護 5	1,884	1,826	1,889	1,983	1,876
認定者総数	19,193	19,877	20,887	21,916	22,397
第 1 号被保険者数	18,508	123,658	125,436	126,867	127,985

出典 介護保険課

(3) 合計特殊出生率*

全国的に少子高齢化が問題となる中で、本市では平成27年ころを境に減少傾向となっています。(図表1-4)

図表1-4: 合計特殊出生率* (%)



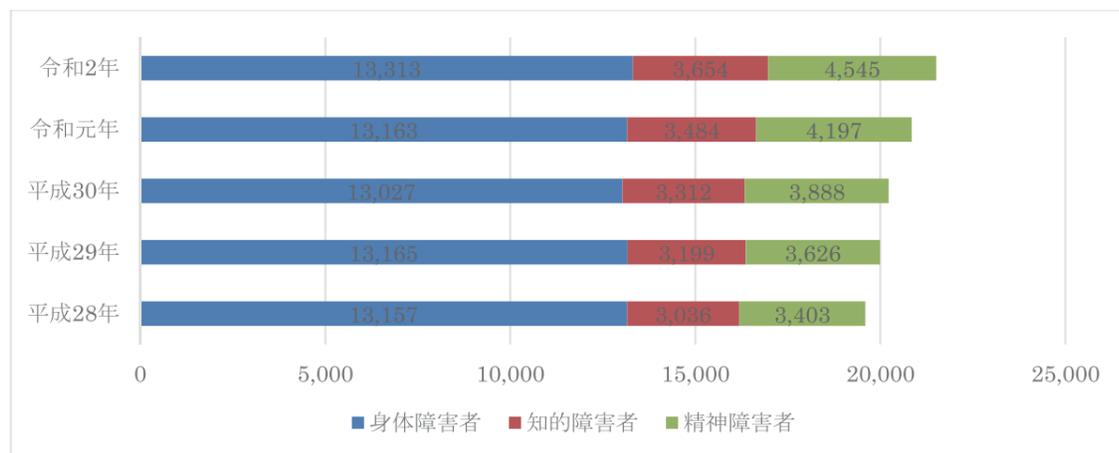
資料 千葉県ホームページ 人口動態統計

(4) 障害のある人の状況

本市の身体障害者手帳*所持者は令和3年3月31日現在で13,313人、療育手帳*所持者3,654人、精神障害者保健福祉手帳*所持者4,545人となっています。合計では21,512人と松戸市民の約23人に1人が何らかの障害を有していることとなります。(図表1-5)

図表1-5

障害者手帳所持者数 (単位: 人、各年3月31日)



資料 障害福祉課

合計特殊出生率: 15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、ひとりの女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に子どもを産むとした場合の子どもの数に相当するものです。

身体障害者手帳: 視覚、聴覚又は平衡機能、音声・言語・そしゃく機能、肢体不自由、心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう若しくは直腸又は小腸・肝臓・免疫機能に障害がある人に都道府県知事から交付され、その程度により1級から6級に分かれるものです。

療育手帳: 全ての知的障害者を対象として都道府県知事から交付される手帳で、その程度によりA(重度の場合)からB(その他の場合)までの区分に分かれています。

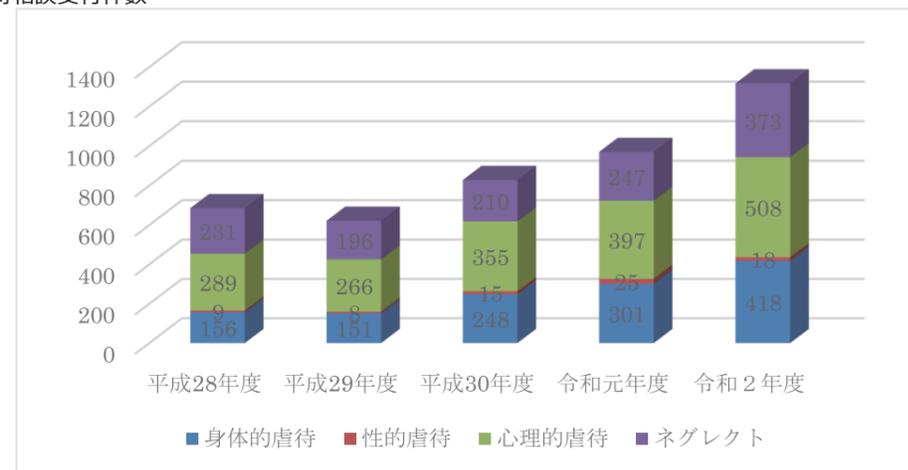
精神障害者保健福祉手帳: 精神障害者保健福祉手帳は、精神疾患があり、長期にわたり日常生活又は社会生活に制約がある人に、都道府県知事から交付され、その程度により1級から3級に分かれています。

(5) 虐待相談件数

【児童虐待】

本市に寄せられる児童虐待の相談件数(延べ数)は、令和2年度には1,317件となっています。その内訳としては、身体的虐待418件、性的虐待18件、心理的虐待508件、ネグレクト*373件となっています。(図表1-6)

図表1-6 児童虐待相談受付件数

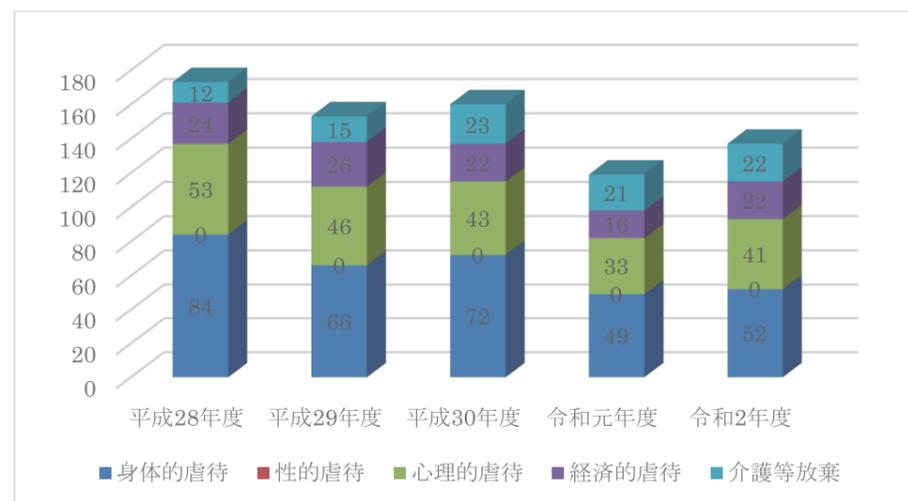


資料 子ども家庭相談課

【高齢者虐待】

令和2年度の虐待相談内訳としては、身体的虐待52件、性的虐待0件、心理的虐待41件、経済的虐待22件、ネグレクト22件(重複含む)となっています。(図表1-7)

図1-7 高齢者虐待相談件数



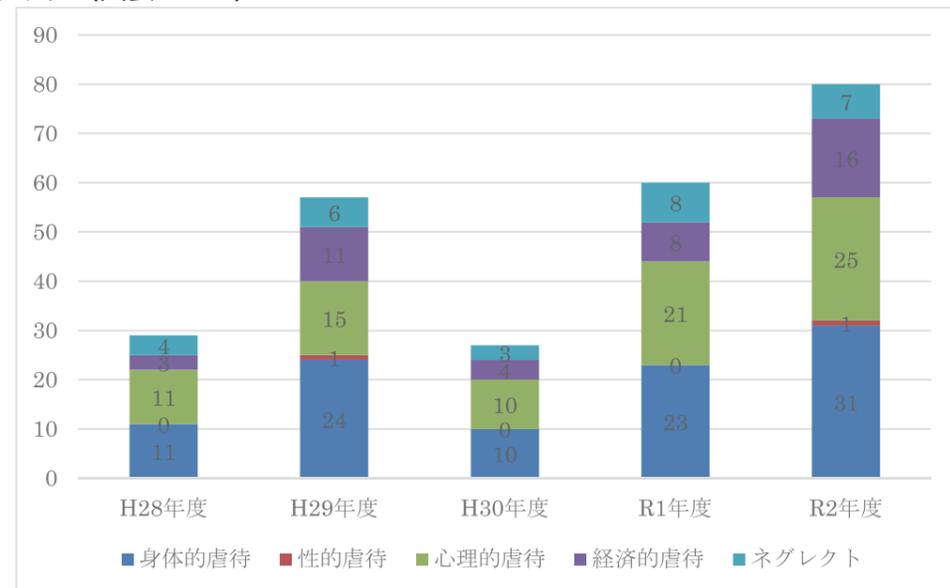
資料 地域包括ケア推進課

ネグレクト: 乳幼児、児童、高齢者、障害者などに対し、その保護、世話、養育、介護などを怠り、放任する行為のこと。

【障害者虐待】

本市では、障害者虐待防止法の施行に伴い、平成24年10月1日から「松戸市障害者虐待防止センター*」を設置いたしました。令和2年度の虐待相談内訳としては、身体的虐待31件、性的虐待1件、心理的虐待25件、経済的虐待16件、ネグレクト*7件（重複含む）となっています。（図表1-8）

図表1-8
障害者虐待
相談件数



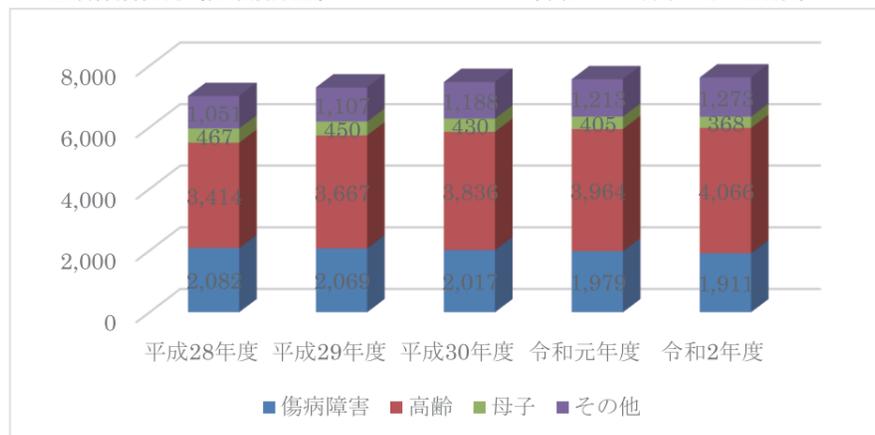
資料 障害福祉課

（6）生活保護の受給状況

伸び率が鈍化しているものの、生活保護世帯は増加しており、令和2年度では7,618世帯が生活保護を受給しています。生活保護を受給している高齢世帯が増加しています。（図表1-9）

図表1-9
生活保護状況（世帯別類型）

（単位：人、各年4月1日現在）



資料 生活支援一課

年度	保護率 (%)
平成28年	19.89
平成29年	20.24
平成30年	20.42
令和元年	20.31
令和2年	20.04

障害者虐待防止センター：障害者虐待防止法に基づき、虐待対応の窓口として市町村に設置されています。障害者虐待の通報や届出の受理、養護者及び障害者に対する相談、指導、助言、障害者虐待の防止、養護者支援に関する広報その他の啓発活動を主な業務とします。

2 第4次地域福祉計画施策の体系

（1）基本理念 みんなで築く福祉のまち

～地域共生社会の実現を目指して～

基本理念の意義、設定の背景については、第1章「計画の概要」内、「1第4次松戸市地域福祉計画の基本的な考え方」のとおりです。

（2）4つの基本目標

『あなたが主役～参加と支え合いのまちを目指して～』

「みんなで築く福祉のまち」の実現に向けて、次の4つの基本目標のもとに、松戸らしい地域福祉の推進を図ります。

基本目標1

安心して暮らせる まちづくり

市民一人ひとりが安心して暮らせるよう、その必要な仕組みを市民と行政が連携してつくりま

基本目標3

支え合い共に生きる まちづくり

自立と支え合いに向けて、地域の仲間づくりを進めるとともに、市民が困ったときに助け合うことのできる仕組みをつくりま

基本目標2

自立と参加の促進

市民一人ひとりが自立しながら、共に支え合う市民意識を育てられるよう、みんなが進んでまちづくりに参加できる仕組みをつくりま

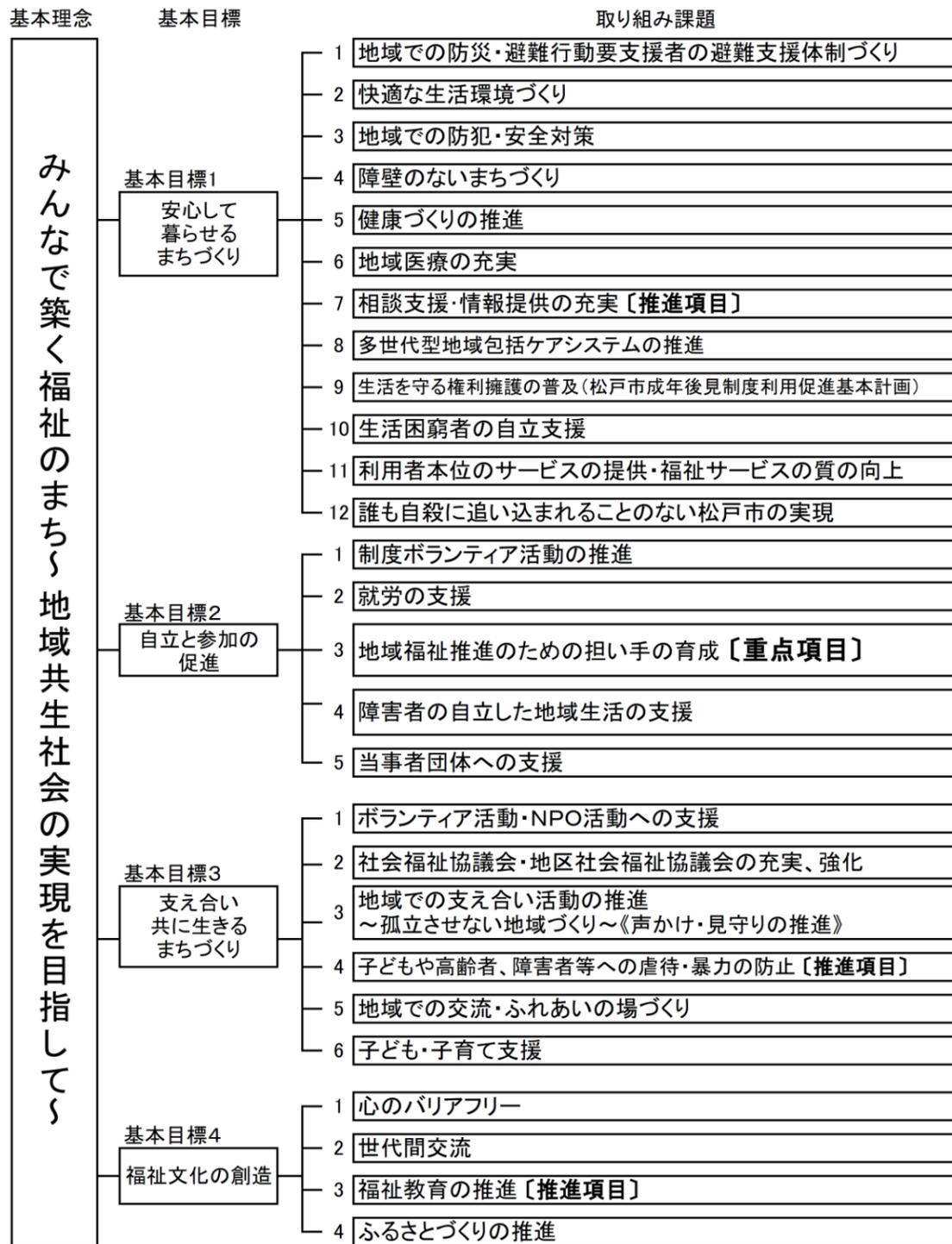
基本目標4

福祉文化の創造

福祉文化は、福祉を中心とした地域づくりによって実現される社会的な価値観として考えられています。福祉が暮らしの質を向上させ松戸に暮らしてよかったと実感できるよう市民一人ひとりが福祉を自分の問題として認識し、そして身近な地域で行動していくことが必要と考えています。

みんなで築く福祉のまち

地域福祉計画の体系図



3 第4次松戸市地域福祉計画の重点項目

第4次松戸市地域福祉計画では、「松戸市総合計画*」に沿うとともに各福祉分野の計画と整合性を図りつつ、第4次の計画期間内に、特に重点的に取り組む項目を設定して取り組んでいきます。

項目の設定に当たっては、行政における進捗状況調査や地域団体の取り組みの把握、地域福祉計画に関連する市民意識調査、社会福祉協議会での活動の展開等を踏まえながら、国の動向や社会的背景も加味しました。

【地域福祉推進の担い手の現状】

令和元年6月から11月にかけて、市内655の地域団体（福祉関係機関、市民活動登録団体、町会・自治会等）を対象としたアンケート調査（回答数：448団体）を実施しました。

その結果、165団体が「ボランティア活動を行っていない」との回答であり、その理由として「活動に取り組む人手がない」が65.5%と高く、地域団体における人手不足がよくわかりました。

ただ、ボランティア活動を行っていない団体においても、68.2%の団体が「ボランティア活動の必要性を感じている」と回答しており、人手不足などにより活動に踏み切れていないものと考えられます。

ボランティア活動をしていない場合の理由

理由	回答数	割合
活動に取り組む人手がない	108	65.5%
きっかけがない	28	17.0%
他の事業者等との関連が弱い	10	6.1%
その他	19	11.5%
	165	100%

ボランティア活動をしていない場合、その必要について

項目	回答数	割合
感じている	118	68.2%
感じていない	17	9.8%
どちらともいえない	31	17.9%
その他	7	4.0%
	173	100%

(出典：第3次松戸市地域福祉計画に関連する地域団体の取り組みの把握結果)

また、ボランティア活動を行っていない団体が行政に期待する役割としては、大きく4つに分けられ、①人手不足を解消するため、若手世代を活動に取り込むなどの担い手の育成 ②取り組むきっかけとなる情報の発信・活動要領の周知啓発 ③活動資金を確保するための行政からの補助 ④活動拠点となる場所（公園・広場等）の増設などの意見がありました。

この他、地域福祉計画に関連する各計画等の市民意識調査をとりまとめたところ、市民活動への参加経験については平成27年度と比較して、令和元年度ではわずかではありますが、減少しています。

また、課題だと感じていることとして「新しく参加してくれる人が少ない」、「自分の都合のつく時間に活動できない」、「団体の事務など特定の人に負担がかかる」などの意見が多く見られました。

その一方で「多世代、他職種の人と交流ができた」、「友人を得ることができた」、「活動そのものが楽しかった」という肯定的な意見もありました。

今後、市民活動をさらに活発にしていくためにも、より個人の生活に合わせた市民活動や団体の運営方法の見直しによる負担の軽減、積極的な周知・広報活動による参加の促進等が必要であると思われます。

さらに、従来どおり高齢者を主体としたボランティア活動を推進していくのではなく、そのような活動に若年層を含めた現役世代を取り込み、地域福祉の担い手の育成と地域づくりを進めていくこと、さらに活動資金や活動場所の確保といった基盤整備が重要になるものと思われます。



【地域福祉計画に関連する各計画等の市民意識調査まとめ（抜粋）】

（出典：協働のまちづくりに関する意識調査報告書（令和2年3月））

あなたは市民活動にどの程度関心がありますか

- ・大いに関心がある：3.6%（平成27年度：3.7%）
- ・どちらかといえば関心がある：29.0%（平成27年度：32.6%）
- ・どちらともいえない：35.7%（平成27年度：24.9%）
- ・どちらかといえば関心がない：24.0%（平成27年度：29.7%）
- ・全く関心がない：5.9%（平成27年度：8.1%）

あなたがこれまで、市民活動に参加したことがない理由は何ですか。

- ・きっかけや機会がない：54.8%（平成27年度：47.8%）
- ・忙しくて時間がない：41.9%（平成27年度：40.5%）
- ・活動に関する情報が得られない：27.6%（平成27年度：22.9%）
- ・興味や関心がない：20.0%（平成27年度：24.1%）
- ・経済的にゆとりがない：19.7%（平成27年度：16.9%）

あなたが市民活動に参加して感じることについて
（良かったと感じること）

- ・多世代、他職種の人と交流ができた：47.2%
- ・友人を得ることができた：37.3%
- ・活動そのものが楽しかった：21.6%
- ・社会に対する視野・見方が広まった：15.5%

（課題だと感じていること）

- ・新しく参加してくれる人が少ない：35.8%
- ・自分の都合のつく時間に活動できない：30.5%
- ・団体の事務など特定の人に負担がかかる：26.0%
- ・必要がないのにやめられない業務がある：8.8%

あなたは、今後、市民活動に参加したいと思いますか。

- ・参加したい：6.1%
- ・どちらかといえば参加したい：22.0%
- ・どちらともいえない：46.6%
- ・どちらかといえば参加したくない：15.9%
- ・参加したくない：7.0%

「地域共生社会」を実現するために

地域住民等が支え合い、一人一人の暮らしと生きがい、地域をともにつくっていくことのできる「地域共生社会」を実現する上で、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画することが前提となります。

しかしながら、本計画に関連するアンケート調査・市民意識調査等を分析した結果、市民のボランティア活動などに対する参加意識や参加経験が低下・減少していることがわかりました。

このようなことから、第4次地域福祉計画における重点項目を「地域福祉推進のための担い手の育成」に設定し、地域福祉社会実現のために、松戸市全体で地域福祉への参画意識を高めていくことがその第一歩になると考えられます。

特に、活動の担い手の高齢化が進む地域団体にとって、若い世代の参加を促進することは、活動を継続する上で急務であるといえます。

一方で、新型コロナウイルス感染症による活動への影響も懸念されます。今後は、感染防止に留意した「新しい生活様式」を基に、3密の回避や手指の消毒、身体的距離の確保等と並行しつつ活動していくことが重要となります。

重点項目 地域福祉推進のための担い手の育成

参加と支え合いのまちを目指し下記についても推進していきます。

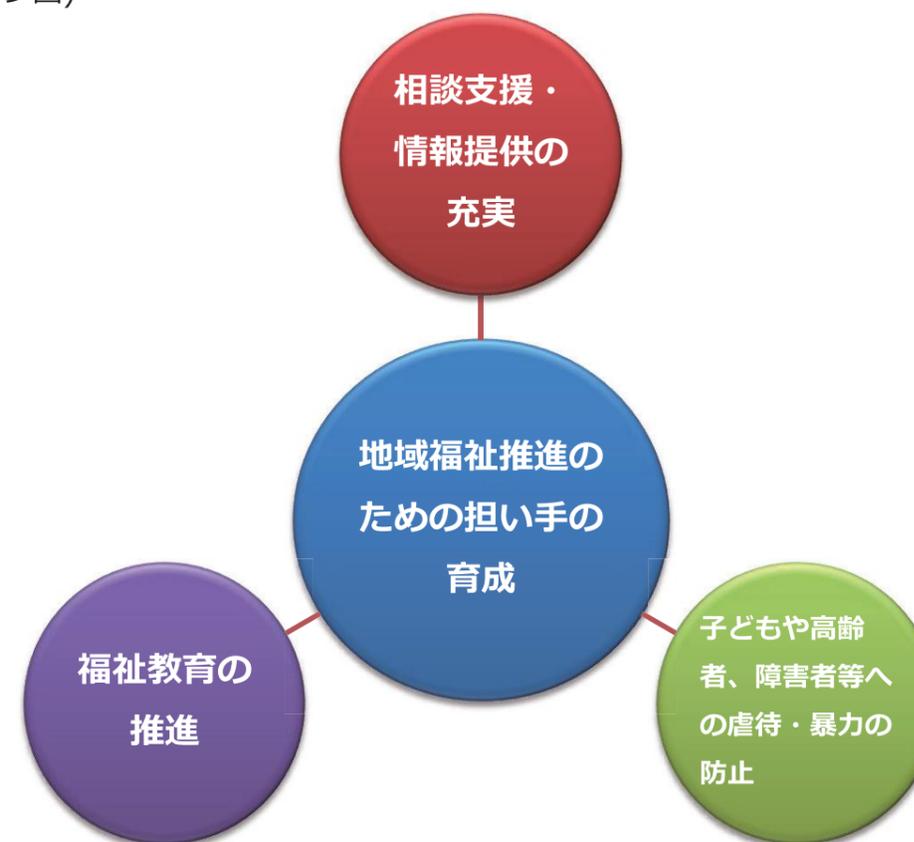
- 推進項目1 相談支援・情報提供の充実
- 推進項目2 子どもや高齢者、障害者等への虐待・暴力の防止
- 推進項目3 福祉教育の推進

第4次松戸市地域福祉計画では、前計画の基本目標と取り組み課題を踏襲しつつも、地域共生社会を実現するという観点から重点項目と推進項目を一新しました。

重点項目を「地域福祉推進のための担い手の育成」とし、地域社会における様々な課題を「我が事」として捉え、その解決に向けて参画していく基盤づくりを進めます。

また、推進項目1「相談支援・情報提供の充実」で包括的な支援体制の整備を推進するとともに、推進項目2「子どもや高齢者、障害者等への虐待・暴力の防止」においては、全国的に虐待事案が頻発する中、このような事案を未然防止することが不可欠です。推進項目3「福祉教育の推進」では、地域住民等の福祉に対する参加意識をより高めていきます。

(イメージ図)



地域福祉推進のための担い手の育成

地域の支え合い活動を推進するために担い手の育成を推進していきます。

施策の方向性

- 個々の課題から地域の課題まで様々な課題解決に資する学びの場を提供し、市民自らが地域の担い手として活動することへの支援
- 個人の経験を身近な地域で生かす機会を得て地域活動へ参加することへの支援
- シニア交流センターのさらなる周知と活用
- 千葉県（生涯大学校）との連携により、人材育成と地域活動の場の提供
- パートナー講座の活用

〔推進項目 1〕 相談支援・情報提供の充実

地域住民の相談を包括的に受け止める場の整備を進め、いつでも気軽に困り事の相談をしたり、必要なサービスの情報提供が受けられる環境を作ります。

また、周知啓発の手段を検討し、より多くの方が相談を受けられる体制を目指します。

施策の方向性

- 地域包括ケアシステムづくりの推進
- 地域住民に分かりやすい必要な情報を身近な相談窓口で提供
- 子育てに関する相談支援・情報提供の充実
- 基幹相談支援センター*の設置



〔推進項目 2〕 子どもや高齢者、障害者等への虐待・暴力の防止

地域共生社会実現の前提として、全ての市民が、自分らしく安心して生活していけるよう虐待・暴力事案を未然に防止します。

施策の方向性

- 関係機関の連携・協力体制の推進
- 相談体制の充実
- 虐待防止に向けた活動、早期発見・対応体制の整備

〔推進項目 3〕 福祉教育の推進

福祉教育をさらに推進し、地域福祉の担い手の育成に努めます。

施策の方向性

- 地域、学校、社会福祉協議会との連携を図り地域全体での福祉教育の推進
- 福祉教育の機会を提供
- 福祉教育に係る情報を提供



(参考)

■持続可能な開発目標 SDGs とは

2001年に策定されたミレニアム開発目標（MDGs）の後継として、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind）」ことを誓っています。SDGsは発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル（普遍的）なものであり、日本としても積極的に取り組んでいます。

(出典：JAPAN SDGs Action Platform - 外務省ホームページ)



SDGsが掲げる17のゴール（目標）

目標1 貧困をなくそう	あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる
目標2 飢餓をゼロに	飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する
目標3 すべての人に健康と福祉を	あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する
目標4 質の高い教育をみんなに	すべての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する
目標5 ジェンダー平等を実現しよう	ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う
目標6 安全な水とトイレを世界中に	すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する
目標7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに	すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する
目標8 働きがいも経済成長も	包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する
目標9 産業と技術革新の基盤をつくろう	強靱(レジリエント)なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る
目標10 人や国の不平等をなくそう	各国内及び各国間の不平等を是正する
目標11 住み続けられるまちづくりを	包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する
目標12 つくる責任つかう責任	持続可能な生産消費形態を確保する
目標13 気候変動に具体的な対策を	気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる
目標14 海の豊かさを守ろう	持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する
目標15 陸の豊かさを守ろう	陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する
目標16 平和と公正をすべての人に	持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する
目標17 パートナリシップで目標を達成しよう	持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

(出典：国際連合広報センター ホームページ)

第4章

基本目標1

安心して暮らせるまちづくり

～困ったときは、誰もが助け合える地域に～

取り組み課題

- 1 地域での防災・避難行動要支援者の避難支援体制づくり
- 2 快適な生活環境づくり
- 3 地域での防犯・安全対策
- 4 障壁のないまちづくり
- 5 健康づくりの推進
- 6 地域医療の充実
- 7 相談支援・情報提供の充実【推進項目】
- 8 多世代型地域包括ケアシステムの推進
- 9 生活を守る権利擁護の普及
- 10 生活困窮者の自立支援
- 11 利用者本位のサービスの提供・福祉サービスの質の向上
- 12 誰も自殺に追い込まれることのない松戸市の実現



【東漸寺】
1481年に建てられた寺で、春には樹齢300年を超えるといわれるしだれ桜がきれいに咲きます。

第4章 安心して暮らせるまちづくり

取り組み課題

1. 地域での防災・避難行動要支援者の避難支援体制づくり

現状と課題

- 平成29年度に実施された市民意識調査においては、平成25年度に比べて「災害に対して自ら対策を講じている人の数」が約4ポイント増加して80.4%と、防災に対する市民の意識が高まりつつあります。また、「事故や災害に強い安全なまち」に対する評価としても、「満足」が2.1ポイントの増加、「不満」が3ポイント減少するなど、着実に防災対策が進捗している状況です。このような中で市は、誰もが安全で安心して暮らせるまちづくりの一環として、災害時に「自力で避難できない方」（要支援者）を地域で支援する避難支援体制の整備に取り組んでいます。
- 平成23年3月11日、マグニチュード9.0の巨大な地震による東日本大震災が発生し、大規模地震と津波により、多くの要支援者が犠牲になりました。その後も数々の地震災害や豪雨災害が多く発生し、そのような突如の災害によって、要支援者は、より厳しい状況に置かれがちです。
- 誰もが安全で安心して松戸で暮らせるよう日頃から地域の助け合いを促進し、災害時、少しでも被害を減らせるよう地域で要支援者の情報を共有することが課題になっています。そのために、誰もが、まず、自分の命を自分で守る「自助」という視点を持って、要支援者自身もその家族などとともに、日頃から災害に備えることが大切です。また、近所の人とあいさつや声かけなど地域活動に出来る限り参加して、地域の人に知ってもらうことも大変重要な防災対策です。
- 福祉避難所*の開設にあたって、市はマニュアルを作成し、総合防災訓練で設営訓練などを行っています。また、市内の県立特別支援学校、特別養護老人ホームと福祉避難所の協定を締結し、開設運営方法についての協議も行っています。今後は、福祉避難所への避難方法についてさらに周知啓発していくことが重要です。
- 災害時には、女性と男性の受ける影響の違いなどに十分配慮した災害対応が行われる必要があるため、計画策定や方針決定段階からの女性の参画が求められます。また、避難所における男女別トイレや更衣室のほか、授乳室等の設置や備蓄物資

等のハード対策から、避難所生活での役割分担が偏らないような工夫や相談体制などのソフト対策まで、避難所運営に女性が参画することが重要です。

- 災害時の情報伝達方法として、防災行政用無線、広報車、安全安心メール、登録制メールなどがありますが、いざという時に公的な情報伝達だけでなく、地域住民による情報伝達も重要です。公的な情報伝達手段の拡充とともに、避難行動要支援者名簿を活用した地域住民による情報伝達体制の構築が必要です。このような活動を支援するため、市では令和4年3月に「避難行動要支援者名簿活用の手引き（第3版）」を作成し、同名簿の活用方法や避難支援をする際に必要な情報・一例などを示しています。

施策の方向性

<p>○防災対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 今後の発生が予測される東京湾北部地震を想定し、また東日本大震災以降の新しい知見や女性の視点も取り入れ、「松戸市地域防災計画」の修正を行いました。今後も市民が安心して生活できる災害に強い安全で安心できるまちづくりに向けて防災対策に取り組んでいきます。
<p>○自主防災組織*単位での知識・情報提供等の取り組みによる防災意識の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ パートナー講座や防災講演会の開催など、一人でも多くの市民が防災知識を身に付け、防災意識が向上するよう取り組んでいきます。
<p>○実践的な防災訓練の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 市が主催する総合防災訓練で、避難所運営訓練やトリアージ*訓練を行うなど、より実践的な訓練となるよう取り組んでいきます。 ➢ 自主防災組織の訓練や行事などは、若い方から高齢の方まで、幅広い年齢の方々や女性の参加が重要ですので、参加促進を図っていきます。
<p>○自主防災組織の結成の促進、充実強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 本市の自主防災組織は、令和4年4月1日現在で、302団体結成されています。 ➢ 自主防災組織未結成の町会・自治会へ結成を促すとともに、自主防災組織が防災資器材を購入する際の費用を補助します。
<p>○避難行動要支援者名簿の活用の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 本市では、災害時の支援として、「松戸市避難行動要支援者支援基本方針」に基づき、要介護認定3・4・5の方、身体障害者手帳*1・2級、療育手帳*A以上、精神障害者保健福祉手帳*1級の方、65歳以上で1人暮らしの方などのうち、避難行動要支援者として登録を希望する方を対象とした「避難行動要支援者名簿」を作成しました。 ➢ 地域で、支援する方と支援が必要な方のマッチングが行われ、平時の避難訓練、見守りに活用されるよう働きかけます。

それぞれの役割

個人の役割	地域の役割	行政の役割
<ul style="list-style-type: none"> ○家具の転倒防止を行う ○あいさつや声かけを行い、地域活動に参加・協力する ○住宅の耐震診断を受ける ○防災知識を身に付ける ○防災グッズを用意する ○非常用の水や食べものの準備しておく ○避難所、避難経路を確認する 	<ul style="list-style-type: none"> ○災害時に配慮が必要な人の把握に努める ○災害時の安否確認、避難誘導の体制づくりに努める ○自主防災組織*を立ち上げる 	<ul style="list-style-type: none"> ○避難行動要支援者避難支援体制*の充実、名簿活用の促進 ○福祉避難所の整備 ○「松戸市地域防災計画」の推進 ○防災訓練の実施 ○自主防災組織*の立ち上げ、活動への支援 ○防災対策の啓発

福祉避難所：災害発生時に高齢者・障害者など特別な配慮を必要とする人を受入れる避難所のことです。

トリアージ：災害や事故の時、多数の傷病者が同時に出た際に、早期に治療を要する重症患者を発見し、早期に適切な治療を受けられるよう、より多くの人命を救うことを目的として傷病の程度や治療の優先順位の判定をすることをいいます。本来は戦場での負傷者の傷病の程度を判定するために使われていた言葉です。

第4章 安心して暮らせるまちづくり

取り組み課題
2. 快適な生活環境づくり

現状と課題

- 市民が暮らす「地域」は、生活の潤いや安らぎを感じたり、生きがいを見出したる大事な拠点であり、その居住性の充実は、地域に誇りと愛着をもたらし、住んでいるまちを大切に思うことにつながります。「松戸市環境基本計画」では、めざすまちの将来像として、「人と環境にやさしい持続可能なまち」と掲げ、その実現のための基本目標として、「地球温暖化対策の推進」、「資源循環型社会の構築」、「自然環境の保全と生きものとの共生」、「安全・安心で快適な生活環境の保全」、「環境学習と環境活動の推進」を定めています。
- 生活環境では、昭和48年に松戸市地区衛生組織連合会として設立された団体が、平成9年から、地域のより快適な環境づくりを目指し、名称を松戸市地区環境美化組織連合会に変更し、加入する町会・自治会の環境美化活動事業を支援・推進しています。事業内容としましては、清掃器具共同購入事業、環境美化啓発看板作製・配布事業、広報誌発行业業などを実施しています。
- 家庭ごみの収集では、「家庭ごみ訪問収集事業」としてごみ出しの困難な世帯への戸別収集も実施されています。
- 住環境は、高齢者の住宅型有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅、障害のある人のグループホームなど多様な施設の整備が進み、地域で暮らす環境が拡充されてきています。こうした住宅には、障害者や高齢者と健常者とが分け隔てなく最初から、だれにでもやさしいアクセシビリティ*や使いやすさに配慮した浴室やトイレの設置がされつつありますが、今後も充実が求められています。（ユニバーサルデザイン*）また、今後はニーズが高まるグループホームの整備を促進する必要があります。
- 高齢化社会の深刻化により、居住者の施設入所、入院時等により空家化が進行するおそれがあることや、相続の問題等で管理不全な空家が生じることにより、住環境への悪影響が懸念されています。このため、市では平成28年度から「松戸市空家等対策計画」を基に、空家化の予防・発生の抑制、適正管理の促進、空家の利活用の促進について取り組んでいます。

アクセシビリティ：年齢や身体障害の有無に関係なく、誰でも必要とする情報に簡単にたどり着け、利用できることです。
ユニバーサルデザイン：あらゆる年齢や性別、体型、障害の有無・レベルにかかわらず、誰にでも使いやすい製品等をデザインすることです。特定の障壁を解消するというバリアフリーから一歩進んだ発想です。さまざまな商品やサービス、ファッション、建物、設備、街、交通機関など、あらゆる分野に通用するものです。

取り組み課題2. 快適な生活環境づくり

- 私たちの生活に潤いと安らぎを与えてくれるペットの存在ですが、近年、近隣住民からの相談の対象になるケースも見受けられます。マナー向上や飼い主のいない猫を減らしていくことが課題となっています。
- 市民の身近な自然環境では、文化交流拠点でもある21世紀の森と広場や健康遊具を備えた公園、また江戸川の水辺に設置された水辺の健康エコロードなど、市民自らの健康づくりにも役立つ公園や水辺空間などが整備されてきました。特に豊かな自然環境を構成する緑は、心身の健康を守るだけでなく、誰もが生き生きと暮らせる福祉の増進にもつながることから、今後も子どもから高齢者まで幅広い世代が緑を身近に感じられる取り組みが必要です。本市では、松戸市みどりの基本計画に基づき、樹林地の保全活動や地域の花壇づくり活動を支援しています。

施策の方向性

○まちの美化活動への市民参加の促進

- 緑の愛護団体の皆さんが道路、河川、公園等の公共用地を利用して、緑化活動を実施しています。
- 春と秋の「市民ぐるみでクリーンデー」に多くの市民が参加して、まちの美化に努めています。
- 次の世代を担う子どもたちが、環境問題に興味を持ち、活動していくことは、快適なまちづくりの第一歩となるものです。市では、環境関連の学習として学校内で実施できる「環境学習出前講座」を紹介しています。

それぞれの役割

個人の役割	地域の役割	行政の役割
<ul style="list-style-type: none"> ○ごみを減らす ○ごみの分別の徹底 ○ごみを持ちかえる ○飼い主のマナー向上 ○地域猫活動*に協力する ○マイバッグを活用する ○家屋の省エネ化等 ○省エネ家電への買い替え ○エコドライブの推進 	<ul style="list-style-type: none"> ○花壇づくりなどの緑化活動 ○里やま活動への参加 ○公園の清掃 ○ごみ集積所をきれいに保つ ○クリーンデー等に参加する ○気候変動の影響への対応策 ○クリーンエネルギー車、カーシェアリング*の普及 ○事業所は温室効果ガス削減に取り組む ○地域猫活動の理解、取組 	<ul style="list-style-type: none"> ○「松戸市みどりの基本計画」の推進 ○3R（ごみの発生抑制・再利用・再生利用）の推進 ○「ごみ処理基本計画」の推進 ○「松戸市環境基本計画」の推進 ○「松戸市地球温暖化対策実行計画」の推進 ○地域猫活動の啓発・支援

地域猫活動：地域住民が主体となり、飼い主のいない猫を適切に管理し、猫の数と被害を減らすことで、住みよい地域を作ることが目的です。活動内容は、不妊去勢手術を行い、えさを与え（時間を決めて行き、すぐに片付ける）、排泄物の管理と周辺の清掃を行います。

カーシェアリング：1台の自動車を複数の会員が共同で利用する自動車の新しい利用形態で、相乗りとは異なり、複数の会員が時間を変えて1台の自動車を利用するものです。

取り組み課題3. 地域での防犯・安全対策

第4章 安心して暮らせるまちづくり

取り組み課題
3. 地域での防犯・安全対策

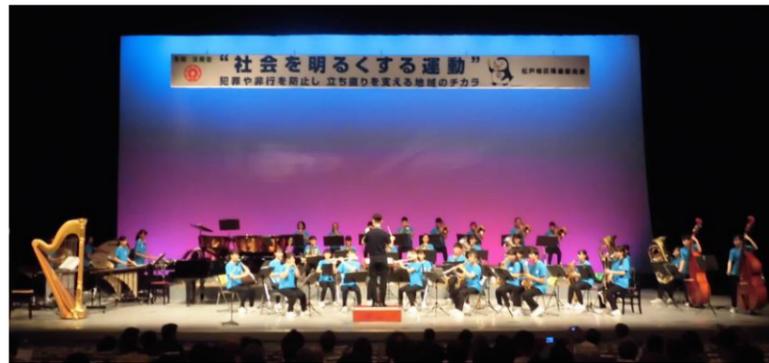
現状と課題

- 地域の安全を守るためには、「地域の安全は地域住民が守る」という意識を市民一人ひとりが持ち、まず地域の中でできることから始めることが重要です。同時に、市民と事業所及び市、警察が連携して、防犯活動を行う必要があります。また、そのような活動は、地域の人と人とのつながりに支えられ、活動を通して地域のまとまりや新たなつながりを生み出します。
- 本市の刑法犯罪認知件数（警察が発生を認知した件数）は平成11年から14年まで13,000件台と高い水準にありましたが、その後、減少し続け、令和3年には2,645件となりました。犯罪の種類としては、自転車などの乗物の盗難、ひったくり、空き巣などの窃盗犯が全体の約7割を占めており、高齢者が被害者となりやすい電話de詐欺等を含め、今後も犯罪の被害を未然に防ぐための取り組みが求められています。
- 再犯者の刑法犯検挙者に占める割合が全国的に上昇傾向にあることから、犯罪のない安全で安心なまちづくりを実現するため、千葉県は令和4年1月に「千葉県再犯防止推進計画」を策定しました。このことから、本市においても再犯防止等の視点を持つことが求められています。
- 本市では、平成19年4月に「松戸市セーフティーネットワーク」から「松戸市警防ネットワーク」に改組し、地域の犯罪を抑制するため防犯体制をより強化しています。また、子どもたちが不審者などにあった時に逃げ込める「こども110番の家」のプレート設置協力者は2,328件（令和4年3月末現在）あり、子どもたちが安心して暮らせるためには地域の方の協力が不可欠です。
- 犯罪の防止だけでなく、交通事故の防止については「松戸市交通安全計画*」のなかで、交通弱者（高齢者、子ども等）の関係する交通事故が増加傾向にあることを重視すべき視点としています。
- 子どもが安心して外で遊んだり通学したりできるよう防犯対策を充実させることは、保護者から期待されているところです。特に①犯罪情報の提供による自主防犯の促進 ②PTAや住民、学校等が連携した安全パトロール活動などが求められています。

松戸市交通安全計画：交通安全対策基本法第26条の定めるところにより、千葉県交通安全計画に基づき策定しています。市内における交通社会を構成する様々な関係を考慮しつつ、適切かつ効果的な方針について総合的に検討し策定したものです。

施策の方向性

- 市民、事業者及び市が警察と連携協力して防犯活動を効果的に実施する
 - 日常生活における身近な犯罪は、各自が防犯の意識をしっかりと持つと同時に、市民、事業者、市が警察と連携協力して防犯活動を効果的に実施する必要があります。
 - 高齢者の安全確保のため、各地域の活動を活性化させ、効果的な活動を行うよう努めていきます。
- 犯罪のない安全で安心な地域社会づくりを推進する
 - 国、県などの動向を見据えながら、犯罪をした者等の円滑な社会復帰支援策の検討を行い、松戸地区保護司会とともに関係団体や機関と犯罪のない安全で安心な地域社会づくりを推進していきます。



(令和元年度 社会を明るくする運動「講演会とコンサート」)

- 子どもたちが安心して暮らせるための取り組みの推進
 - 「こども 110 番の家」や地域や PTA などの学校関係者による登下校中の見守り活動を継続するとともに、不審者情報等を迅速に市民に伝えるため、携帯電話等を活用した市民への情報提供についても継続します。
- 安全で快適なまちづくり条例に基づき、公共の場所でのポイ捨て、落書き、客引きなどを禁止
 - 犯罪やめいわく行為が起らない住みやすいまちをめざして、「松戸市安全で快適なまちづくり条例」に基づき、公共の場所でのポイ捨て、落書き、客引きなどを禁止するとともに、重点推進地区内で過料徴収を行っています。
- 交通安全対策の推進
 - 交通事故が市民の身近な地域で発生していることから、地域のコミュニティを活用して、地域ぐるみで交通安全対策に取り組むことが重要です。
 - そのため、「自分の身は自分で守る」といった、自主的に安全な行動を実践できるような交通安全教育を推進し、子どもが安全に遊べる場所の確保整備を推進していきます。

それぞれの役割

個人の役割	地域の役割	行政の役割
<ul style="list-style-type: none"> ○路上喫煙をしない ○電話 de 詐欺や悪質な訪問販売に注意する ○犯罪に巻き込まれない知識を子どもに伝える ○ひったくり防止の自転車かごカバーを活用する ○交通ルールを守る 	<ul style="list-style-type: none"> ○防犯組織を立ち上げる ○防犯灯を設置する ○登下校時の見守り、誘導 ○防犯ボランティア活動の実施 ○「こども 110 番の家」のプレートを設置する ○再犯防止に向けた啓発活動等に協力する ○声かけをする 	<ul style="list-style-type: none"> ○松戸市安全で快適なまちづくり条例の推進 ○「松戸市交通安全計画*」の推進 ○防犯灯の設置を支援する ○携帯電話等を活用した市民への情報提供 ○悪質商法・消費者被害等に関する情報提供 ○青パトによる防犯活動の実施 ○再犯防止に向けた啓発活動等を推進する ○防犯カメラの設置・管理 ○青パトによる自主防犯パトロールで使用した燃料の補助 ○電話 de 詐欺への対策



(悪質商法・消費者被害等に関する情報提供 例)
 (「社会を明るくする運動」松戸地区第17回作文コンテスト表彰式)

取り組み課題 4. 障壁のないまちづくり

現状と課題

- ベビーカーを利用中の方、妊婦、高齢者や障害のある方などが、安全で安心して外出しやすい環境を整えるためには、市内の公共施設や道路、交通機関の歩行者優先の整備、わかりやすい案内、手助けしてくれる支援者など様々な配慮が必要です。
- 市では、平成17年度に「松戸市交通バリアフリー基本構想」を策定しました。本構想では、松戸地区、新松戸・幸谷地区の2地区を重点整備地区に指定し、鉄道やバス等の公共交通機関と鉄道駅等の旅客施設周辺のバリアフリー*化を推進してきました。
- 同2地区のバリアフリー*化が概ね完了したため、平成28年度に「新八柱・八柱地区」バリアフリー基本構想を策定し、八柱駅北口駅前広場の歩道改良工事などを完了しています。
- 建物のバリアフリー*化とともに、社会活動への参加につながる心のバリアフリー*、情報を得る機会を保障する情報のバリアフリー*など、ソフト面でも障壁を作らない、取り除いていく取り組みも大切です。障害者差別解消法の施行もあり、「合理的配慮」が明記され、障害のある人の個別の困難に気付き、支援していくよう求められています。
- 情報のバリアフリー*では、障害のある方のために、点訳や音読、手話やホームページ・Eメール・FAX送信など、必要とする人が誰でも自由に利用できる情報となることが求められます。また、障害のある方のみならず外国の方が情報を得やすくなるよう、松戸市ホームページについては英語・中国語・韓国語・スペイン語・ポルトガル語・ベトナム語の6か国語に自動翻訳できるようになっています。広報まつどは、スマートフォン・タブレット用アプリ「カタログポケット」で10言語の自動翻訳・音声読み上げに対応しています。
- 急速な高齢化が進む中、高齢者や障害のある方々や子育て世代も含めて、誰もが安心してスムーズに移動できるよう歩行空間の整備が進められていますが、放置自転車が歩道を塞いだり、IT化された(切符を買う、ATM、セルフレジなど)様々な窓口での対応の困難さなどもあり、安心して移動できる歩行空間ネットワークづくりが課題となっています。今後も、全ての地区でバリアフリー*化するためには、引き続き段階的に整備を計画し、実施することが必要です。

- 市内には6本の鉄道路線と23の駅と約250のバス停があり、都内へのアクセスがよく公共交通の利便性の高いまちとなっていますが、今後、高齢化がますます進む中で、バス停留所までが遠かったり、高低差のある地形などにより、交通を不便に感じる人が増加することが予想されます。
なお、市では国の方針に基づいて、1日の利用者数が3,000人を超える駅(計21駅)を対象に鉄道事業者とともにエレベーター等を整備し、駅入り口からホームまで段差のない移動ルートを最低一つ確保する、いわゆるワンルート整備が完了しました。
- 公共交通機関の利用が難しい高齢者や障害者の移動をサポートする福祉有償運送*事業の利用者は、年々増加しています。
- 市では、令和2年4月より中和倉地区におけるコミュニティバス(ゆめいろバス)を本格運行させました。乗り降りしやすいバリアフリー*車両、狭い道も通れる小型バスは中和倉地区の利便性向上に役立っています。

施策の方向性

○情報のバリアフリーの推進

- 点訳や音読、手話やホームページ・Eメール・FAX送信などの活用や誰でもわかりやすい表現での情報発信に努めます。

○認知症サポーターを増やす

- 認知症についてより正しく理解した人を増やし、認知症への偏見等のバリアを取り除くことが必要です。
- 認知症になっても住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう取り組んでいきます。
- 市職員は認知症サポーター養成講座を受講します。

○松戸市交通バリアフリー基本構想*に基づき、バリアのないまちづくりを推進

- 重点整備地区内の整備を中心に推進します。

○放置自転車の撤去・放置防止の啓発促進

- 午前中の通勤客による自転車の放置は減少してきていますが、買い物客による放置自転車が多くなる午後にも自転車の撤去を展開して啓発を行います。また、自転車駐車場誘導員の効果的な配置により、放置防止のための啓発活動を促進します。

○福祉有償運送事業の推進

- 福祉有償事業の立ち上げや運営のための相談・指導を行い、事業の周知を図ります。

取り組み課題4. 障壁のないまちづくり

認知症サポーターについて

例えば、認知症の人が困っている様子が見えたら「何かお手伝いすることはありますか」と一声かけてみます。たとえ、具体的な援助はできなくても理解者であることを示すことができます。一人ひとりが違うように、対応は一樣ではありません。そのことを頭に置きながら自分たちに何ができるかを考えていきましょう。

それぞれの役割

個人の役割	地域の役割	行政の役割
<ul style="list-style-type: none"> ○違法駐車・違法駐輪をしない ○電車・バスで席を譲る ○子ども・高齢者・認知症や障害のある人等について理解を深める ○声かけをする 	<ul style="list-style-type: none"> ○事業者は駐車場・駐輪場を整備する ○事業者施設のバリアフリー化 ○道路の清掃 ○看板、商品を道路に置かない 	<ul style="list-style-type: none"> ○「松戸市交通バリアフリー基本構想」に基づく施策の推進 ○放置自転車等の撤去、啓発 ○路上障害物撤去の指導 ○誰もが利用しやすい情報発信の工夫 ○認知症サポーターを増やす

バリアフリー：高齢者や障害のある人等が社会生活をしていく上で、障壁（バリア）となるものを除去（フリー）することです。物理的・社会的・制度的・心理的な障壁、情報面での障壁などすべての障壁を除去するという考えです。

福祉有償運送：NPO法人等が、身体障害者や要介護者など、単独で公共交通機関を利用して移動することが困難な人に対して送迎を行うなど、営利とは認められない範囲の対価によって行う個別輸送サービスです。

松戸市交通バリアフリー基本構想：高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律に基づき一定規模の駅を対象とし、段階的かつ継続的にバリアフリー化を推進するための方針を定めるものです。「松戸地区」、「新松戸・幸谷地区」の公共交通機関と鉄道駅等の旅客施設周辺のバリアフリー化を推進し概ね完了したことから、「新八柱・八柱地区」を新たに重点整備地区に加え、平成28年度に「新八柱・八柱地区」バリアフリー基本構想を策定しています。

取り組み課題5. 健康づくりの推進

第4章 安心して暮らせるまちづくり

取り組み課題
5. 健康づくりの推進

現状と課題

- 地域で活力のある生活を送るための基盤となるのは、「健康」であり、地域福祉の推進においても大切な視点です。まず「自分の健康は自分で守る」という主体的な意識を持ち、日常生活の中で正しい生活習慣を築くことが大切です。
- 日常生活の中で身体を動かすこと、歩いての通勤や買い物、散歩などは、身近な健康づくり・健康維持にも繋がります。誰もが安心して楽しんで歩けるよう、歩行の安全に考慮したまちづくりを推進しています。
- 平成26年度に「松戸市健康増進計画（健康松戸21Ⅲ）＊」を策定し、「市民が主役！自ら取り組み、地域で共に支え合い、健康で心豊かに暮らせるまちづくり」を目指し、健康診査・各種検診の受診勧奨とともに、喫煙対策をはじめとする健康づくりを推進しています。
- 平成28年7月から「まつど健康マイレージ」がスタートしました。各種健(検)診や健康に関するイベントへの参加、健康に配慮した店舗等を利用することでマイル（ポイント）が貯まり、特典の抽選に参加できます。健(検)診の受診率の向上、自分自身の健康づくりのきっかけとなることを目的として、事業を推進しています。
- 現代社会においては、バランスを考えた食事をとっていない方、友人、家族と食事を楽しむ機会が少ない方など、食に関する課題を抱える人が増えています。心身の健康の増進には市民が食育への関心を高め、食に関する課題を改善する必要があります。松戸食育まつりの開催や、まつど大農業まつり、松戸モリヒロフェスタなどのイベントへの出展により、望ましい食習慣などについて普及活動を行っています。また、若い世代の市民の食生活改善などを目的に、料理レシピサイト「クックパッド」に松戸市公式キッチンを開設し、栄養士や聖徳大学の学生が考案したレシピを掲載しています。
- 松戸市医師会では、「地域や行動変容」「リビングウイル」「人と人とのつながり」「かかりつけ医」をキーワードとして「受けた授業の内容を大人に伝えること」を宿題に課す形で、親世代、祖父母世代にまで波及効果を及ぼすことを考え、小中学生を対象に健康に関する出前講座「まちっこプロジェクト」を「認知症」、「命の大切さ・尊さ」をテーマとして開催しています。健康の意義を語り合う場が生まれるために貴重な取り組みとなっています。令和2年度は「感染症」についてDVDを作成し、市内全小中学校に配布し、多くの学校で活用されました。

施策の方向性

○松戸市健康増進計画（健康松戸 21Ⅲ）*の推進

- 「市民が主役！自ら取り組み、地域で共に支え合い健康で心豊かに暮らせるまちづくり」を基本理念に、「健（検）診」「喫煙対策」「栄養・食生活」「身体活動・運動・ロコモ予防」「歯・口腔の健康」「適正飲酒」「休養」など、健康づくりの要素となる様々な分野の課題に取り組みます。
- 「健康松戸 21 応援団」を平成 28 年 3 月に創設し、市民の健康づくりを応援しています。
- 「まつど健康マイレージ」で健康づくりの「きっかけ」「定着」「継続」を推進します。

○（個人の）健康診査・各種検診の積極的な受診を推進

- 定期的に健康診査・各種検診を受け、積極的に自分の健康状態を把握し、自分の健康を自分で守る努力が必要です。特に、勤務先での受診機会がない人や自営業者などは未受診の人が比較的多いので、市が実施している健康診査・各種検診を受診するよう推進していきます。

○介護予防事業の推進

- 高齢になっても元気で自立した生活が送れるよう普及啓発や地域活動の支援などを行う一般介護予防事業を充実し、高齢者が自ら取り組める事業を推進するとともに、生活機能が低下してくる高齢者には早期の機能改善・回復ができる介護予防・生活支援サービス事業を推進していきます。
- 生活機能を維持、改善し、要支援・要介護状態になることを防ぐために、介護予防事業を行政、民間で連携して実施します。

○認知症施策の推進

- 認知症の症状がある人は、高齢化により年々増加しており、今後もさらに増加することが見込まれます。「認知症を予防できる街・まつど」「認知症になっても安心して暮らせる街・まつど」を目指して、関係機関との連携、支援やネットワークづくりを念頭に置き、認知症の本人や支える家族が何を望み、何に困っているのかという視点に立ち、認知症施策を推進していきます。

○ 松戸市の認知症の人数は、要支援・要介護認定者の認知症高齢者日常生活自立度Ⅱ以上（日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さがみられる状態）で、13,211人（令和2年4月1日現在）です。この中で、65歳以上に占める割合は10.6%となっており、65歳以上の約10人に1人が認知症という状況です。

「日本における認知症の高齢者人口の将来推計に関する研究」による認知症有病率による推計から、松戸市の認知症の人は、2万人に近い方が認知症であると推計されます。

○ 平成27年度より、高齢者のみなさまが元気を維持増進していただくために、企業・法人・団体等、地域に関わるあらゆる人々が応援しようという共通認識を高め合うことを目的に「高齢者の元気応援キャンペーン」を開始いたしました。

○ 平成28年度より、都市型介護予防モデル「松戸プロジェクト」を開始しました。地域活動やボランティアへの社会参加を積極的に促進していくことで、「社会参加することが健康度を高める」という仮説を検証。得られた成果は日本全国に、あるいは世界に向けて、モデルとして発信していくことを目指しています。

○ 認知症について正しく理解し、偏見を持たず、認知症の方や家族を温かい目で地域の応援者である「認知症サポーター」は、令和2年度末時点で29,110人を養成。市職員の認知症サポーター養成講座受講率は、平成31年度末から100%を達成しています。

○ 健康を維持していくために必要なものとして、若年者は「健康維持等のために活動できる場所」、要支援認定者は「必要な時に相談や助言をしてくれる専門機関」を主に挙げています。



（集まれ！秋の健康まつり）



（松戸市食育かるた）

○食育についての継続的な情報発信と、ライフステージに応じた取り組みの継続的な推進

- 本市では多岐に渡る食育関連事業を展開してきました。今後も生涯を通じた心身の健康を支えるため、ライフステージに応じた食生活の実践を推進していきます。
- 令和3年に実施しました食育アンケート結果では、市民の食育に対する周知度・認知度は9割と高いものの、特に若い世代への食生活改善の働きかけが課題となっています。
- 食への感謝の念や理解を深め、生産者と消費者相互の交流を促進することで地域社会の活性化や地球環境にも配慮した食育を目指し、継続的な情報発信に努めます。

「松戸市健康増進計画（健康松戸21Ⅲ）*」について



健康松戸21

マスコットキャラクター

「けあら」

本市では、国や県の健康増進計画を受けて、平成26年11月に「松戸市健康増進計画（健康松戸21Ⅲ）*」を策定いたしました。健康寿命の延伸・健康格差の縮小を基本目標とし「市民が主役！自ら取り組み、地域で共に支え合い、健康で心豊かに暮らせるまちづくり」を基本理念として取り組んでいます。計画推進のため、平成28年7月からまつど健康マイレージを開始し、健康松戸21応援団とともに健康づくりの普及啓発を進めています。

それぞれの役割

個人の役割	地域の役割	行政の役割
<ul style="list-style-type: none"> ○定期的に健康診査を受診する ○自らの健康は自ら管理する意識を持つ ○バランスのとれた食事・適度な運動と休養など望ましい生活習慣を心がける ○自分にあったストレス対処法を見つける ○たばこの害を正しく理解する 	<ul style="list-style-type: none"> ○医療機関と連携した医療・健康講座等の開催 ○事業者はこころの健康（自殺予防）への取り組みや受動喫煙防止に努める ○見守り、声かけをする ○地域活動を支援する 	<ul style="list-style-type: none"> ○「松戸市健康増進計画（健康松戸21Ⅲ）*」の推進、実行 ○健康診査などの受診率の向上 ○介護予防及び認知症予防の事業を実施 ○食育の推進

受動喫煙・副流煙について

タバコの煙には、喫煙者が直接吸い込む煙＝「主流煙」と火のついた先から立ち上る煙＝「副流煙」があります。タバコのフィルターを通らない「副流煙」には、喫煙者本人が吸う「主流煙」より高濃度の有害物質が含まれています。

タバコを吸わない人でも周囲に喫煙者がいると副流煙を吸わされてしまうことになり、これを「受動喫煙」といいます。また、受動喫煙の1つの形態として、「三次喫煙（サードハンド・スモーク）」があります。これは、タバコを吸い終わって、火を消した後に残留する有害物質を吸い込むことを言います。タバコの有害物質は、空気清浄機や換気扇を使用しても除去しきれず長期間残留し、毛髪や衣類、ソファやカーペット、カーテンなどに付着します。このように、例え分煙しても、「三次喫煙」という形で「受動喫煙」は起こります。

松戸市では、松戸市健康増進計画において受動喫煙ゼロを目指しています。家族や友人、職場の同僚にも禁煙を勧め、禁煙の輪を広げ、受動喫煙のない安全で快適、健康なまちづくりを目指しましょう。

第4章 安心して暮らせるまちづくり

取り組み課題
6. 地域医療の充実

現状と課題

- 誰もが安心して生活するため、地域医療の充実は欠かすことができません。
- 子育て世代にとって安心して子どもを産み育てるため、小児医療の充実や体制の整備は、必要不可欠な基盤となります。夜間にお子さん（中学校3年生まで）の具合が悪くなってしまったとき、毎日午後6時から午後11時まで診療が受けられる「夜間小児急病センター」が松戸市立総合医療センター内にあります。
- 病気や病気の回復期であるために集団保育や家庭保育が困難な子どもを専用の施設にて預かり、一人ひとりの年齢、病状、症状にあわせた上で、通常の保育内容に準じた保育を行う「病児保育・病後児保育」を行う医療機関があります。
- 市内には、東葛北部の中核的医療機関である松戸市立総合医療センターをはじめとして19の病院があり、一般診療所287、歯科診療所277の施設があり、医療資源に恵まれています。今後、少子高齢化の進展が見込まれており、限られた医療資源を効果的・効率的に活用し、地域において安心して質の高い医療サービスが受けられるように、県は、医療機関の病床機能の分化と連携の推進を図っており、市は市民への啓発活動等が必要です。（医療機関数は平成31年度事業年報：松戸健康福祉センター）
- 高度な医療を担う総合病院も多く、それぞれが得意とする疾病分野を持っており、多くの症例が集積することで、全体として質の高い医療の提供につながっています。また、在宅医療についても、本市は在宅看取りの割合が国・県と比較しても多く、高い評価を得ています。
- 高齢化の進展に伴い、何らかの病気を抱えながら生活することは特別ではなく、身近な地域で日常的な医療を受けたり、健康の相談等ができる存在であるかかりつけ医等の普及・定着が求められます。そのため市では、毎年度「まつど医療機関マップ」を作成し、転入者などの希望者に市民課や支所にて配布しています。また、同マップをホームページにも掲載した上で、4か国語に対応したガイドも公開しています。

- 市の「保健・福祉・医療サービス」に対する満足度は年々向上しています。また、市内外にかかりつけ医のいる市民は約66%となっており、引き続き普及していくことが必要です。

施策の方向性

○在宅医療と介護の連携強化

- 高齢者の安心を支えるためには、医療は欠かすことのできないものであり、さらに住み慣れた地域で暮らし続けるための地域包括ケアシステムを構築するためには、在宅医療と介護の連携は必要不可欠となります。在宅医療と介護を担う専門職や関係者が互いの役割を理解し、多職種連携が図ることができるよう、松戸市医師会、松戸歯科医師会、松戸市薬剤師会、介護関連団体等と協議を重ね、地域包括ケアシステムの構築を目指します。

○在宅医療の推進

- 多種多様化する医療ニーズに対応するためには、医療機関の相互の連携を強化していくとともに、従事する多職種がお互いの専門的な知識を活かしながらチームとなって患者・家族をサポートしていくことが求められます。
- 本市では、平成30年に「松戸市在宅医療・介護連携支援センター」が設置され、地域の医療・介護関係者から在宅医療・介護連携に関する相談を受け付けており、受診拒否・サービス拒否などの医療・介護関連の困難事例については地域サポート医によるアウトリーチ（訪問支援）を調整しています。

○夜間急病救急医療の充実

- 松戸市医師会、松戸歯科医師会、松戸市薬剤師会の協力のもと、休日在宅当番医、夜間小児急病センター、休日土曜日夜間歯科診療所、市内病院群の輪番制当番病院と松戸市立総合医療センターの連携により「松戸市夜間急病救急医療」を運営するなど、急病の時には、休日や夜間であっても市民が安心して医療を受けられる体制づくりに努めています。
- 小児科を専門とした夜間小児急病診療所とし、松戸市立総合医療センター敷地内に診療時間や医療スタッフ等診療体制を充実させた「松戸市夜間小児急病センター」を開設し、小児医療対策に取り組んできました。今後も松戸市医師会、松戸市立総合医療センター、松戸市薬剤師会等との連携を図りながら運営していきます。

○かかりつけ医を持つことを推進

- 市民は、症状に応じた適切な医療が受けられるように、日頃から「かかりつけ医」を持ち、住み慣れた地域で生涯を過ごせるように今後も地域医療の充実が求められます。
- 本市では、「まつど医療機関マップ」を作成し、医療資源の情報を提供します。また、ホームページで掲載し広く情報提供します。

それぞれの役割

個人の役割	地域の役割	行政の役割
<ul style="list-style-type: none"> ○かかりつけ医・かかりつけ薬剤師を持つ ○日頃から、休日・夜間等の医療体制を知っておく ○在宅医療・介護保険制度の基礎知識を知っておく 	<ul style="list-style-type: none"> ○在宅療養を支援する診療所など多職種との連携を推進する 	<ul style="list-style-type: none"> ○まつど医療機関マップなど医療サービスの情報の提供 ○松戸市在宅医療・介護事業者情報検索システムにて介護サービス事業者や訪問可能な医療機関等の情報の提供



第4章 安心して暮らせるまちづくり

取り組み課題【推進項目】
7. 相談支援・情報提供の充実

現状と課題

- 厚生労働省は、平成29年12月12日に「地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について」を発出し、改正社会福祉法に基づく地域福祉推進の方向性を示しました。その一環として、地域住民の相談を包括的に受け止める場の整備などが求められています。
さらなる地域共生社会の実現に向けて、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、令和3年4月に改正社会福祉法が施行され、本市においても「重層的支援体制整備事業」により、相談支援・参加支援・地域づくりに向けた支援・アウトリーチ等を通じた継続的支援・多機関協働事業を一体的に実施する体制強化や事業実施の取り組みを進めています。
- 本市においても地域での課題が多様化しており、支援を求める方の中には、介護と子育てに同時に直面する、いわゆる「ダブルケア*」のような複合的な課題を抱える事案もあり、いつでも気軽に困り事の相談をしたり、必要なサービスの情報提供が受けられる環境を整えていくことが課題となっています。また、相談したい内容に応じてどこに相談すればいいかを地域住民や支援者に周知していくことが重要です。
- この点、本市では、平成30年度より「福祉まるごと相談窓口」を設置し、制度の狭間の課題や複合的な課題を抱えた市民の相談を受け、適切な支援につないでいます。令和元年度からは三圏域（中央・常盤平・小金）に相談窓口を増設し、より身近な場で相談に対応しています。
- 社会的な孤立は、高齢者に限らず、若者や中高年などにも拡大しています。それらを地域の支え合いに結びつけることは大変難しいですが、まず、支援が必要な人がいることを理解し、専門的な相談支援に結びつけることがセーフティネット機能の強化につながります。
また、外国人市民がより円滑に市のサービスに関連する相談や質問ができるよう、所定の曜日に英語・中国語行政通訳と相談員が勤務しており、11言語対応のモバイル通訳機を導入・運用開始しています。
- 社会参加が長期的に困難となるひきこもり状態にある方を支援するためには、千葉県ひきこもり地域支援センターによる電話相談などがあり、当事者や家族だけが悩まずに相談ができるよう窓口の周知も重要です。

取り組み課題 7.【推進項目】相談支援・情報提供の充実

- 情報提供する場合は、各種情報を集約し、広報まつどやホームページをはじめ、SNS等(フェイスブック、ツイッターなど)の伝達手段を活用し、スピーディーかつわかりやすく広く伝達できることが必要です。また、相談支援体制の充実・強化のために、各関係機関との連携が不可欠であり、本市では多分野の相談機関で構成される「福祉相談機関連絡会」を開催し、相談窓口や支援機関の連携を深めています。
- 各分野の情報や資源を横断的に把握しコーディネートする人材育成も課題となっているため、千葉県社会福祉協議会のコミュニティソーシャルワーカー*の研修などに参加し、その視点をもった人材を計画的に増やしていくことが重要です。
- 子育てに関する相談では、親子すこやかセンター（中央・小金・常盤平保健福祉センター内）において、妊娠・出産から子育て期にわたる様々な疑問や不安などに応じています。また、市内 28 か所のおやこ DE 広場・子育て支援センター*には子育てコーディネーターを配置し、子育てに関する様々な相談を受けたり、市の子育て支援情報の提供を行ったりしています。情報発信については、市のホームページでの子育て情報サイト「まつど DE 子育て」の開設や、子育てガイドブックの発行を通じて、育児の情報提供を積極的に行っています。
この点については市民アンケートの結果、生活にお困りの保護者から「相談したかったが、抵抗があった。」「相談する窓口や方法がわからなかった。」というご意見をいただいております。また、就学前児童の保護者ほど「相談相手や相談場所がない」とする回答がみられました。
今後は周知啓発の手段を検討し、より多くの方が相談を受けられる体制をとる必要があります。
- 障害のある人が地域の中で自立した生活を送れるよう、総合相談機関である「基幹相談支援センター*」を設置し、電話や来所での相談だけでなく、職員が自宅等に訪問しての相談も受け付けています。令和 3 年度からは、3 圏域（中央、小金、常盤平）に相談窓口を増設するとともに、ひきこもりに関する相談も受け付けており、より身近で専門的なきめ細かい相談ができるよう体制を整えています。一方で、市民アンケート調査ではこのような相談窓口の認知度が低い状態にあることから、引き続き、ICT の活用など手法を凝らして周知啓発に努めることが求められます。
- 誰もが自分らしく、安心して住みなれた地域で暮らしていくためには、お互いの存在を認め合い、かけがえのない平等な存在として尊重しあう必要があります。日常生活の中で、基本的人権が侵されないよう人権擁護委員が、千葉地方法務局松戸支局などで人権問題の相談を受け付けています。
- 平成 16 年 10 月に千葉県が設置した「中核地域生活支援センター*」では、子ども、障害者、高齢者など対象者にとらわれず、24 時間、365 日体制で福祉に関する総合相談等を行い、地域で重要な役割を担っています。

- 女性は家事・育児・介護、男性は仕事という固定的性別役割分担意識や、ジェンダー意識により、女性も男性も自分らしさや人間関係などで生きづらさを抱えている現状があります。男女共同参画センターでは、女性・男性の悩みを受け止め、問題解決のためのお手伝いをする「ゆうまつどころの相談」を実施しています。

施策の方向性

○地域包括ケアシステムづくりの推進

- 地域包括支援センターは、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすための地域包括ケアシステムの中心的な役割を担っています。地域包括支援センターには、主任介護支援専門員、社会福祉士*、保健師等が配置されており、それぞれ保健、医療、福祉や介護の専門性を生かして協働し、高齢者の総合相談窓口として、介護、介護予防、総合相談支援、権利擁護事業など高齢者の生活に関わる様々な相談に対応しています。

○地域住民に分かりやすい必要な情報を身近な相談窓口で提供

- 千葉県が設置した中核地域生活支援センター*は、すべての市民を対象とした 24 時間体制の相談窓口業務を行っています。
- 子ども、障害のある人、高齢者、日本語を母国語としない人、様々な状況にある人の身近な相談窓口を地域住民に周知し、それぞれの機関がお互いの役割を理解し、連携が図れるよう努めます。

○子育てに関する相談支援・情報提供の充実

- 市内 3 か所の親子すこやかセンターでは、保健師、助産師、社会福祉士*が、妊産婦等からの様々な相談に応じます。
- おやこ DE 広場、子育て支援センターでは、市が認定した子育てコーディネーターが、子育て支援に関するサービスの紹介や相談の窓口となります。
- 利用支援コンシェルジュが、子どもの通う保育施設情報や申込方法などの相談に応じます。
- 子育て情報サイト「まつど DE 子育て」や子育てアプリ「母子モ」、「子育てガイドブック」を通じて、育児の情報提供を積極的に行います。

○基幹相談支援センター*の設置

- 地域における相談支援の拠点として、障害のある人やひきこもり状態にある人、その家族の様々な問題を受け止め、その解決に向けて、他の相談機関、地域の社会資源と連携強化しながら支援を行います。

それぞれの役割

個人の役割	地域の役割	行政の役割
<ul style="list-style-type: none"> ○困ったときは、1人で悩まずに深刻化する前に気軽に相談する ○相談窓口に関する情報を収集する 	<ul style="list-style-type: none"> ○事業者は地域への広報活動を行い、相談事業所の周知を図る ○松戸市社会福祉協議会「福祉なんでも相談」の開設を周知する 	<ul style="list-style-type: none"> ○相談窓口に関する情報の周知を効果的に行う ○相談窓口、支援機関の連携を強化する ○相談者のニーズに合った窓口を紹介し、つなぐ ○相談者の人材育成を図り、ソーシャルワーク機能を充実する

 コミュニティソーシャルワーカー：個人の自立生活支援を丁寧に担いながら、生活基盤の整備に向けた地域資源の開拓や創設、社会関係の調整と改善に向けた啓発・教育活動、福祉計画づくり、福祉サービス利用者や広範な市民の組織化、地域における総合的なサポートシステムの構築などを主な柱とした、個別支援と地域支援をつなぐ専門職です。

おやこDE広場：概ね0～3歳児を対象に、無料開放されている屋内の遊び場のことです。保護者の相談や交流の場としての機能も持ちます。

子育て支援センター：就学前児童を対象に、無料開放されている屋内の遊び場のことです。保育園で実施しています。保護者の相談や交流の場としての機能も持ちます。

基幹相談支援センター：平成24年4月施行の障害者自立支援法の改正により位置づけられた相談機関です。地域における相談支援の拠点として、障害のある人やその家族から総合的な相談（身体障害、知的障害、精神障害の3障害対応）のほか、地域における相談支援体制の充実の取組み、権利擁護、虐待防止などの業務を行います。

中核地域生活支援センター：千葉県が民間に委託して行っている相談支援事業で、これまで相談窓口が分かれていた障害のある人、高齢者、子どもの生活についての相談を受ける相談支援センターです。福祉サービスの利用、権利侵害や差別、生活するうえでの問題などの相談に対応し、地域にある施設や各相談機関、専門機関と連携し、問題解決にあたります。

第4章 安心して暮らせるまちづくり

取り組み課題

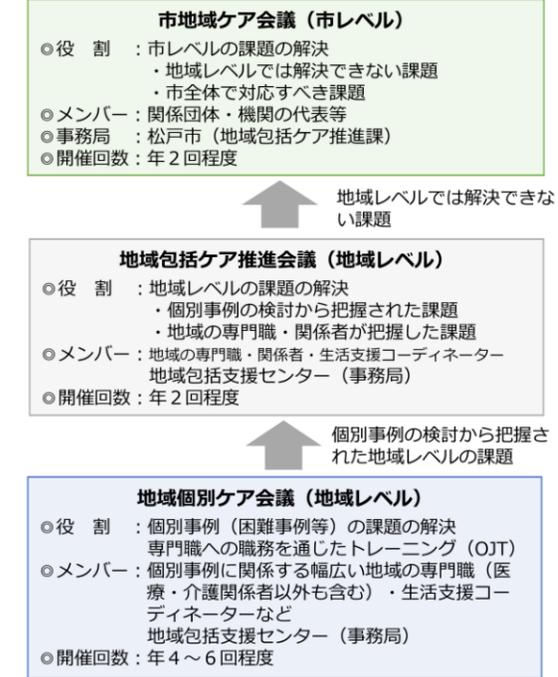
8. 多世代型地域包括ケアシステムの推進

現状と課題

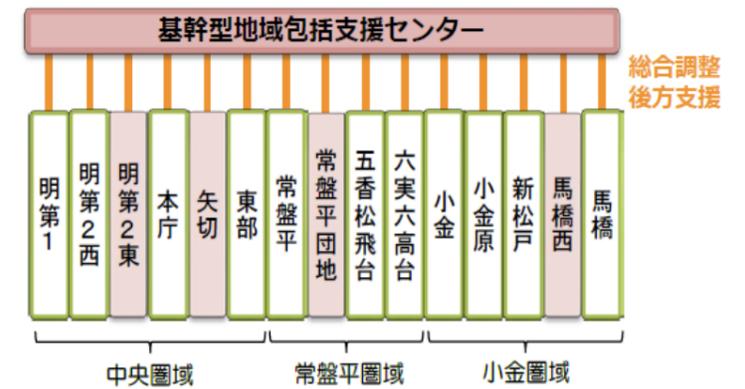
- 高齢者が住み慣れた地域で人生の最後まで尊厳をもって自分らしい生活を送れるように、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を実現し、高齢者がいつまでも元気に暮らすことができるまちづくりを推進しています。地域住民が抱える課題は複雑化・複合化する中で、高齢者だけでなく複合的な課題を把握し必要な支援につなげる多世代型の対応が求められています。また、地域課題も高齢者分野に限らない複合的な課題も多く、多分野の視点から協議を重ね、共生の視点を持って地域の实情に応じた地域づくりを進めていき、多世代型地域包括ケアシステムを推進していきます。
- 一方、高齢化の進展により、独居高齢者の急増もあり、孤独死*など公的なサービスだけで解決の難しい課題にも直面しています。こうした課題を解決するためには、医療と介護の連携が必要不可欠です。そこで、医療と介護の連携を推進し、生活の支援体制の充実を図るため、市は平成28年度から松戸市医師会に委託し、市内15の日常生活圏域*ごとに地域サポート医を配置し、地域包括支援センターやケアマネジャーを対象に、介護の専門職が抱える困難事例等に対して医療的、医学的見地から助言（相談支援）を行うとともに、必要に応じてアウトリーチ（訪問支援）を実施しています。また、生活支援コーディネーターを配置し、地域における課題解決に向けた話し合いや地域づくり交流会を開催した他、高齢者の増加に伴う介護人材不足を解消するためにも、様々な主体による多様なサービス・支援を充実し、地域と共に考える生活支援体制の整備に取り組んでいます。
- 高齢者の方が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを継続できるように、高齢者個人に対する充実した支援とそれを支えるための社会基盤の整備を同時に行うことが重要です。この地域包括ケアシステムを構築するための手法として、地域ケア会議を開催しています。
- 地域の身近な相談窓口である「地域包括支援センター」（高齢者いきいき安心センター）*は、平成29年4月から、日常生活圏域（地域福祉推進地区）ごとに設置し、主任介護支援専門員、社会福祉士*、保健師等が権利擁護、介護予防ケアマネジメント、介護・医療・福祉に関する総合相談などを行っています。また、高齢者だけではなく複合的な課題を把握し必要な支援に繋げています。

- 併せて、市役所本庁内に直営の基幹型地域包括支援センターを設置し、各圏域を担当する地域包括支援センターの総合調整や後方支援を実施し、高齢者施策全般や他の関連施策と密接に連携していきます。また、各地域包括支援センターの事業評価を実施し、介護保険運営協議会において実施状況を検証することにより機能強化を行っています。
- 高齢になっても健康で生きがい、役割を持って、暮らすことができるよう従来の機能回復訓練中心の介護予防ではなく、地域の中に生きがい、役割を持って生活できるよう居場所や出番をつくるなど活動的な状態をバランス良く維持するために社会参加を促す生活支援・介護予防を拡充していきます。特に地域の実情に応じた都市型介護予防モデルを開発するため、協定を締結した千葉大学予防医学センターとの共同研究を推進し、自立期間の延伸を目指します。
- 認知症についても、平成27年度より「認知症初期集中支援チーム」を設置するほか、平成28年度より「まつど認知症予防プロジェクト」を推進し、認知症の早期発見と予防、介護者支援について松戸市医師会、「認知症の人と家族の会」等の関係機関・団体、行政等が連携して、認知症施策に取り組んでいます。
- 市社協のボランティア推進課では、松戸市からの業務委託により、認知症の方を支援するオレンジ協力員と、地域包括支援センターや認知症の方の受け入れ施設などの受け入れ機関とのコーディネート業務を行っています。認知症の方の支援活動を行うと介護支援ボランティア事業と同様にポイントがたまり、交付金や障害者施設の生産品と交換、または市社協に寄付することができます。

松戸市の日常生活圏域*（地域福祉推進地区）



松戸市地域ケア会議の役割（イメージ図）



※ 地域包括ケア推進会議、地域個別ケア会議は、高齢者支援連絡会・2層ワーキングと連携しながら、地域の実情に応じた内容で開催。

施策の方向性

- **地域住民どうしの助け合い、支え合っていく仕組みづくりの推進**
 - ▶ 必要な公的サービスの提供体制を整備するだけでなく、制度で提供できないインフォーマルな生活支援サービスを地域住民どうしがお互いに助け合い、支え合っていく仕組みの整備に取り組んでいきます。

それぞれの役割

個人の役割	地域の役割	行政の役割
<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域包括ケアシステムの仕組みを理解する ○ 地域活動やボランティア活動に関心を持ち、自分に役立つ情報を収集する 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 松戸市社会福祉協議会は、生活支援を行う地域の助け合い活動の活発化を推進する 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「助け合い活動」を行う団体や市民のために、出前講座や勉強会等を実施する ○ 地域ケア会議の充実を図る

第4章 安心して暮らせるまちづくり

取り組み課題

9. 生活を守る権利擁護の普及

(松戸市成年後見制度利用促進基本計画)

現状と課題

- 平成12年からスタートした介護保険制度を皮切りに、福祉サービスは利用者本人が選り契約に基づいて利用するという仕組みに大きく転換が図られました。
- 平成28年5月、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が施行され、制度の利用促進を図るため、市町村においても成年後見制度利用促進基本計画を策定するよう努力義務が設けられました。
市は、本計画内で、成年後見制度の利用促進について示し、以て「成年後見制度利用促進基本計画」に位置づけるものとします。
- 市内の専門職・関係機関に対し、地域課題の調査を行ったところ、成年後見制度に対して、「行為をすべて制限される」といった後見制度に対する誤ったマイナスイメージや「後見人がすべて判断する」といった誤った万能感など利用者側と支援者側の両者において制度の理解不足があります。制度を正しく理解し、安心して利用できるよう、更なる制度の周知・啓発が必要です。
- 本市における市長申立て件数や成年後見人等報酬助成の件数は、増加傾向にあります。成年後見制度の利用が望ましいが、判断能力の低下により自ら申し立てることが困難な方や経済的困窮などの理由から制度利用が困難である方に対し、公的支援を継続していく必要があります。
- 市社協の生活相談課では、日常生活自立支援事業として、日常生活を送る上で、十分な判断ができない方（認知症高齢者、知的障害*のある人、精神障害のある人等）や、体の自由がきかない方が、地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、日常生活の援助（福祉サービスを利用する手伝いや日常的な金銭管理）等を行っています。
- 市では、令和2年度から権利擁護支援の地域連携ネットワークのコーディネートを担う中核機関を市社協に委託いたしました。令和4年度からは、体制強化を目的とし、NPO法人成年後見センターしぐなるあいを「松戸市成年後見相談室（中核機関）」として委託機関に加え、成年後見制度利用を促進するために法律・福祉などの関係機関と専門職が協力して取り組めるような体制づくり、成年後見制度をより多くの人に知ってもらえるような啓発活動を行っています。

知的障害：知的機能の障害が発達期（おおむね18歳まで）にあらわれ、日常生活に支障が生じているため、何らかの特別の援助を必要とする状態にあることです。知的機能障害について標準化された知能検査による測定結果において、知能指数がおおむね70までとされています。程度により軽度・中度・重度・最重度と分けられます。

施策の方向性

○権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築

- 権利擁護支援の地域連携ネットワークの中核機関は、権利擁護に関わる支援者や専門職が協力・連携強化を協議する成年後見制度利用促進協議会の事務局を担います。
- 権利擁護支援が必要な方に対して適切な支援ができるよう、制度の正しい理解を目指した広報活動、多職種間における「チーム支援」の体制づくり、後見人への支援体制など、中核機関のあり方も含め、地域連携ネットワークの構築に向け、協議会で継続して検討します。

○成年後見制度の利用促進

- 本市では、経済的に費用負担が困難であっても成年後見制度が利用できるよう、本人または親族による申立て費用の助成や成年後見人等の報酬助成を行います。
- 市民に制度の理解と利用促進を図るため、パンフレットの作成や講演会の開催等普及啓発活動に取り組みます。

○担い手の発掘・育成方法の検討

- 地域で支える体制を目指し、法人後見の活動を支援する「市民後見協力員」の養成及び活動の支援を行います。
- 成年後見制度利用促進に伴う今後のニーズ拡大に備え、市民後見人等の担い手の発掘・育成・活用方法について、成年後見制度利用促進協議会において検討します。

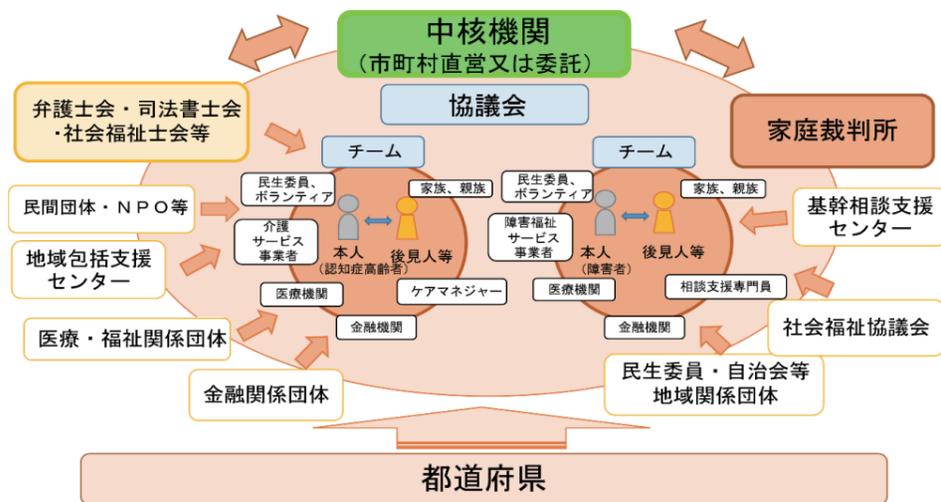
それぞれの役割

個人の役割	地域の役割	行政の役割
<ul style="list-style-type: none"> ○誰もが安心して制度を利用できるように制度を正しく理解する ○成年後見制度に興味を持ち、研修会等に参加する 	<ul style="list-style-type: none"> ○松戸市成年後見支援センター及び相談室（中核機関）は、総合的な権利擁護支援の相談等を担うための体制整備をする ○地域で福祉活動する人は、制度を理解する 	<ul style="list-style-type: none"> ○成年後見制度利用支援事業を実施する ○親族による申立てが難しい場合は、法律に基づき市長による申立てを行う ○相談窓口等の周知や講演会などを開催し、制度について周知・啓発を行う

権利擁護支援の地域連携ネットワークとは

成年後見制度の利用が必要な人が本人らしい生活を守るため、制度を利用することができるよう、相談窓口の整備や権利擁護支援の必要な人の発見、そして適切な支援につなげる地域連携の仕組みのことであります。

「権利擁護支援の必要な人の発見・支援」、「早期の段階からの相談・対応体制の整備」、「意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築」という3つの役割を念頭に、既存の保健・医療・福祉の連携（医療・福祉につながる仕組み）に司法も含めた連携の仕組みを構築するものとされ、「チーム」「協議会」「中核機関」を構成要素としています。



※令和元年度 成年後見制度利用促進体制整備研修資料の一部を改編して作成

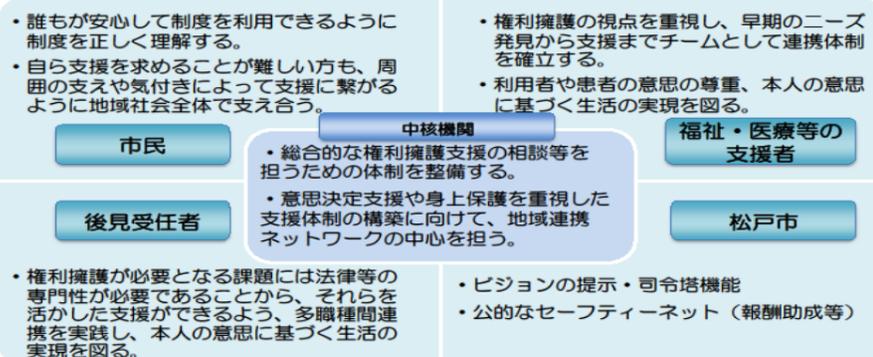
松戸市成年後見制度利用促進協議会について

令和2年度より、司法・福祉の専門職関係団体を構成員とし、オブザーバーとして家庭裁判所に参加いただき、松戸市の権利擁護支援の体制等について協議しています。

共通の目指す姿

安心してつながる 支え合いのまち まつど

目指す姿に向けて



第4章 安心して暮らせるまちづくり

取り組み課題

10. 生活困窮者の自立支援

現状と課題

- 経済的に困窮している人はその背景に失業、疾病、負債、社会的孤立等の様々な問題を抱えています。それらの問題が負の連鎖により深刻化し、自立した生活が困難になる前に、包括的・早期的に支援を行うため、平成27年4月1日、生活困窮者自立支援法が施行されました。本市においても、同日、相談機関として支援の中心となる「松戸市自立相談支援センター」を庁内に設置しました。
- 生活困窮者に対する支援は相談機能だけで達成されるものではなく、本市においては、退職後の就職活動期間中に住居を失う恐れのある人等に対する住居確保給付金事業、就労の準備ができていない人に対する就労準備支援事業、家計管理ができていない人に対する家計改善支援事業、住居がない人に対する一時生活支援事業、子どもの学校外の学習にかかる費用を捻出できない人に対する子どもの学習支援事業を実施し、相談者が抱える一つ一つの問題解決につなげています。
- 生活困窮者の抱える問題は多岐にわたるため、問題解決に資する相談やサービスを提供する行政機関・民間機関等が連携する必要があります。また、生活困窮者は社会的孤立や情報格差により支援につながりにくい傾向があり、生活困窮者と接する機会のある各種窓口やライフライン事業者等と連携が必要です。そのため、「松戸市生活困窮者自立支援ネットワーク会議」の開催や、ライフライン事業者に自立相談支援センターのパンフレットを配布してもらう等、各種連携の推進を図っておりますが、今後更に連携を深めていくことが必要です。
- 生活困窮者が孤立したり、排除されたりすることなく、住みなれた地域の構成員として安心して幸せな生活を送れるよう、包み支え合うこと（ソーシャルインクルージョン）が重要です。
- 企業や家庭において不要になった食品（品質には問題のないもの）を引き取り、必要としている福祉施設や生活困窮者等に無償で提供する「フードバンク*」の取り組みが、千葉県内においても始まっています。松戸市社会福祉協議会では、食品寄付の受付、食品提供をきっかけとした生活支援に協力し、フードバンクちばとの連携を図っています。また、本市では、令和2年5月に新型コロナウイルスへの対応の一環として「緊急フードドライブ」を実施した結果、2日間で計3,784品もの食料品のご寄付をいただき、松戸市社会福祉協議会等に提供しました。

- 小学5年生・中学2年生を対象とした市民アンケートの結果から、フードバンクの利用率は1%未満であったことから、引き続き制度の周知啓発を行っていく必要があります。
- 令和元年10月1日に「食品ロスの削減の推進に関する法律」が施行されました。松戸市においても食品ロス削減推進庁内連絡会議を設置するとともに、その一環として生活困窮者支援フードバンク*の普及啓発を行っています。

施策の方向性

<p>○一人ひとりに合わせた支援</p> <p>➢ 生活に困っている方は経済的な問題だけでなく、心身の問題、家庭の問題など様々な問題を複合的に抱えています。松戸市自立相談支援センターでは、それらの問題に一人ひとりに合わせた支援計画（プラン）を作成し、関係機関と協力しながら、自立に向けた支援を包括的、早期的に行います。</p>
<p>○支援に繋がりやすい体制の構築</p> <p>➢ 関係団体と意見交換を行う会議、パートナー講座(出前講座)等を行い、市民への制度周知・制度理解を広げると共に関係機関との連携推進を図り、生活に困っている方が支援に繋がりやすい体制を構築します。</p>

それぞれの役割

個人の役割	地域の役割	行政の役割
<ul style="list-style-type: none"> ○不安や心配を抱えたら一人で悩まず、深刻化する前に相談する ○「松戸市自立相談支援センター」をはじめとして、生活困窮者自立支援制度の存在や役割を知る ○フードバンク*への食料の提供 	<ul style="list-style-type: none"> ○民生委員・児童委員をはじめ、地域住民等は地域の生活に困っている方に対して、「松戸市自立相談センター」を紹介、案内する 	<ul style="list-style-type: none"> ○一人ひとりに合わせた支援を行い、生活困窮者自立支援制度の更なる充実を図る ○生活困窮者自立支援制度を広く市民に周知すると共に、関係機関との連携推進を図る ○「共助の基盤づくり業務」で実施する研修等により、共助の取り組みを活性化する。

フードバンク：品質に問題がないのに廃棄せざるをえない食品を寄付してもらい、必要としている人に無償で届けるボランティア活動です。

相談事例

事例1)
ハローワークと連携した就労支援、住居確保給付金、緊急小口資金、家計改善支援事業の提案

○会社勤めをしていたが、自己都合の理由で離職。雇用保険の手続きを済ませ就職活動をしているが、雇用保険が受給できるまでの生活費や家賃の支払いに困っている。

●「住居確保給付金/家賃給付」と「緊急小口資金/貸付」制度を利用し、家賃の支払いや生活費の不安が減少。自己流でやっていた就職活動も、ハローワークと連携した就労支援を受けることで視野が広がり、雇用保険受給中に早期就職することが出来た。今後は子どもの教育資金に困らないよう、妻が「家計相談」をしてもらうことになった。

事例2)
就労準備支援事業の提案

○学校を卒業後、正社員で働いたことがなく、アルバイトにしても仕事や人間関係が上手くいかず長期間働いたことがない。今は実家で暮らしており生活費の心配はないが、親も高齢となり今後の生活が不安。

●自分が何をしたいのか、どこまで仕事ができるのかわからなかったが、適性検査を受けることで、好きなことと得意なことの違いに気が付くことができ、働くことに前向きになることが出来た。

「就労準備支援」では、支援員さんと一緒に自分のペースで目標をたてたり、就労体験を通して自信を取り戻すことが出来た。今は週3日勤務だが、正社員を目指したい。

松戸市自立相談支援センター

所在地: 松戸市根本387番地の5
松戸市役所本館3階
電話: 047(366)0077

・開所日時: 平日 月曜から金曜(9:00～17:00)
・相談方法: 来所・電話・訪問
・FAX: 047(366)0550
・URL: <http://www.metsudo-shakyo.com>

受託先: 松戸市社会福祉協議会

松戸市自立相談支援センター

こんな不安ありませんか？

失業 借金 住居 滞納
就職 将来 生活 ひきこもり

他にも

ひとりで悩まず
一緒に考えましょう！

松戸市自立相談支援センターとは？

経済的に困窮するおそれのある方の総合相談窓口です。生活困窮者自立支援法に基づき松戸市が実施しています。

お話を聞かせてください。
仕事が見つからず生活に困っている。お金のやりくりがうまくいかない。子どもを塾に通わせるお金がない。など幅広く相談を受け付けています。

あなただけの支援プランを作ります。
支援員が相談を受け、どのような支援が必要かをあなたと一緒に考え、具体的な支援プラン(自立支援計画)を作成し、寄り添いながら自立に向けた支援を行います。

適切につなぎます。
あなたの困りごとを解決するために、力を貸してもらえる専門機関や制度がたくさんあります。ご相談内容に応じて適切な機関等へのご案内を行います。

松戸市で実施している支援メニューの紹介

就職 住居 家計管理 子どもの学習 等をサポートします。

就労支援

就職活動、就労継続をサポート。就労可能な方に、ハローワークと連携して、応募前の適性検査、あなたの状況にあった働き方のアドバイス、履歴書・職務経歴書の添削、採用後の定着支援等を行い、経済的な自立を支援します。

住居確保給付金の支給

家賃相当額を支給します。離職などにより住居を失った方、または失うおそれの高い方には、就職に向けた活動することなどを条件に、一定期間、家賃相当額を支給します。生活の土台となる住居を整えた上で、就職に向けた支援を行います。

就労準備支援事業

社会、就労への第一歩。「社会との関わりに不安がある」「他の人とコミュニケーションがうまくとれない」など、真に就労が困難な方に6か月から1年の間、プログラムによって、一般就労に向けた基礎能力を養いながら、就労に向けた支援や就労機会の提供を行います。

家計改善支援事業

家計の立て直しをアドバイス。家計状況の「見える化」と根本的な課題を把握し、相談者が自ら家計を管理できるように、状況に応じた支援計画の作成、相談支援、関係機関へのつなぎ、必要に応じて貸付のあっせん等を行い、早期の生活再生を支援します。

一時生活支援事業

住居のない方に衣食住を提供します。住居をもたない方、またはネットカフェ等の不安定な住居形態にある方に、一定期間、宿泊場所や衣食を支援します。退所後の生活に向けて、就労支援などの自立支援も行います。

子どもの学習支援事業

子どもの明るい未来をサポート。子どもの学習支援を始め、日常的な生活習慣形成、仲間と出会う活動ができる居場所づくり、進学に関する支援、高校進学者の中退防止に関する支援等、子どもと保護者の双方に必要な支援を行います。

第4章 安心して暮らせるまちづくり

取り組み課題

1 1. 利用者本位のサービスの提供・福祉サービスの質の向上

現状と課題

- 日本経済が高度経済成長を経て低成長時代に入る頃から、核家族化、高齢化が進展し、社会福祉サービスの提供体制の様々な問題が生じ、保育、介護など福祉サービスの利用者のニーズも多様化する中、必要なときに身近な地域の中で利用者の立場に立った質の高い適切なサービスを選択できる社会福祉改革が次々に行われました。
- 平成 10 年 6 月の中央社会福祉審議会社会福祉構造改革分科会では、「これからの福祉は、個人が人として尊厳をもって、家庭や地域の中で、その人らしい安心のある生活を送ることができるよう支援することにある」として、利用者とサービス供給者との対等な関係の確立、地域における福祉・保健・医療サービスの連携体制の整備、多様な提供主体による福祉サービスへの参入促進、適正な競争を通じた良質なサービスの効率的な提供など改革の方向性を示しました。
- 平成 12 年の社会福祉法改正は、「社会福祉事業の経営者に対し、提供するサービスへの利用者からの苦情の適切な解決」、「また自らが提供するサービスの質を自己評価等の措置を講ずるよう努めなければならない」とするとともに、国に対しては、第三者評価機関の育成等、社会福祉事業の評価の取り組みを支援するよう規定しています。
- 本市は、社会福祉法第 82 条の規定に基づき本市が提供する福祉サービスに係る苦情解決の仕組みを整備することにより、苦情に対する適切な対応を図り、もって福祉サービスの利用者の利益の保護及びその信頼の確保に寄与することを目的に、苦情解決体制として、苦情受付担当者や苦情解決責任者を設置しています。
- 総合的な高齢者の支援を行う地域包括支援センター、24 時間型のサービスが受けられる訪問看護事業所や訪問介護事業所、救急時対応する往診医や特別養護老人ホーム、老人保健施設等の入所施設、障害のある人や高齢者の参加や活動を促進し、介護家族の自己実現を促しています。
- 平成 25 年 4 月から社会福祉法人*の認可や監査等の権限が県から市へ移譲されました。
- 平成 27 年の社会福祉法改正によって、福祉サービスの担い手である社会福祉法人の改革と福祉人材の確保の促進と一体的に行うことにより、福祉サービスの供給体制の確保に取り組むことになりました。

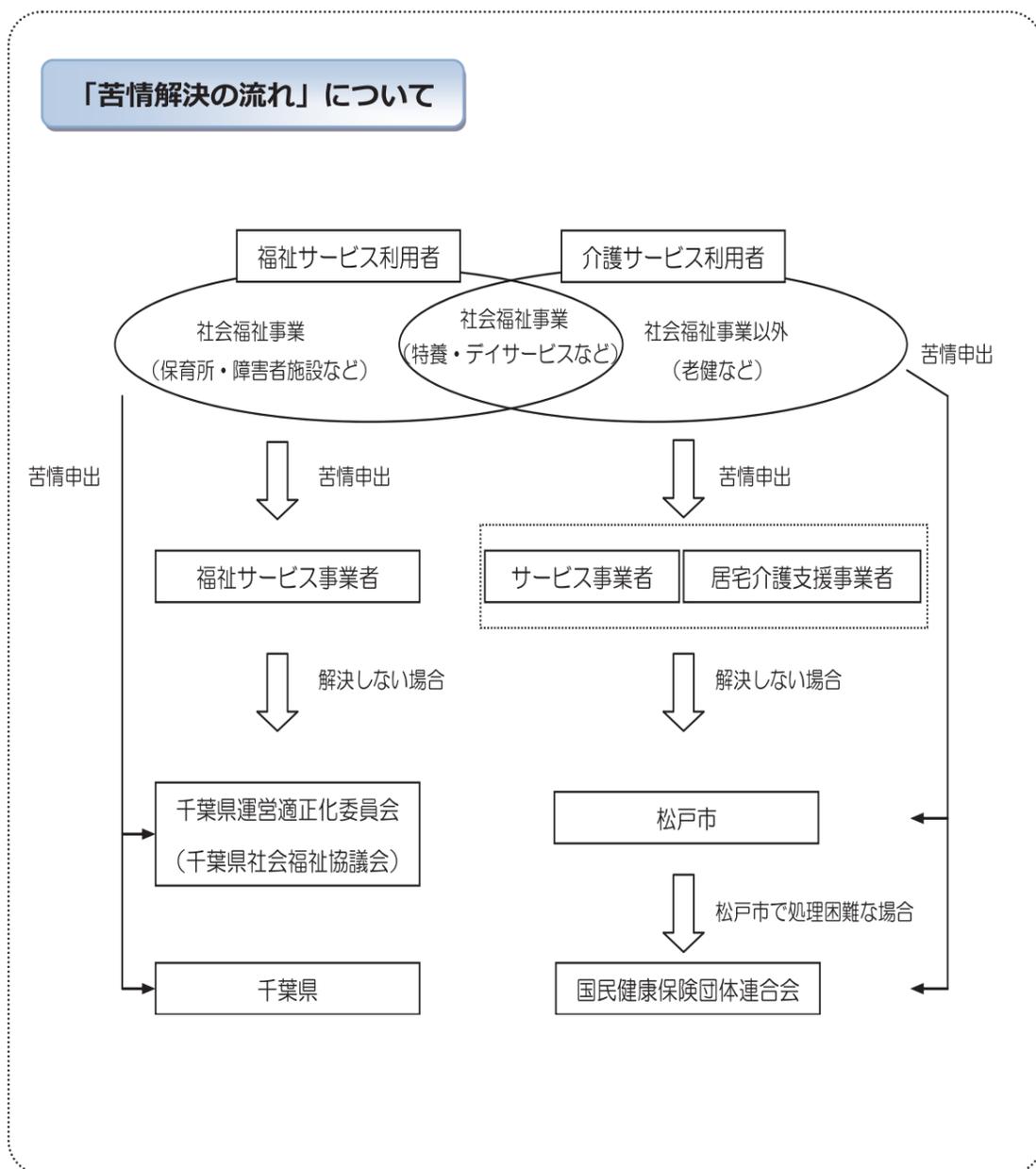
施策の方向性

- **地域包括ケアシステムを地域住民（市民）・地域も含めた連携体制で推進**
 - 予防的な視点に立ち、介護・医療・日常生活支援・住まいが提供されるようマネジメントし、地域住民(市民)・地域・行政がそれぞれの役割を担いながら、地域包括ケアシステムを推進していきます。
- **第三者評価の啓発、情報提供等を促進**
 - 福祉サービス等の質の向上及び利用者の適切なサービス選択を支援するため、福祉サービス第三者評価、介護サービス情報の公表、地域密着型サービス外部評価の取り組みを推進していきます。
 - 社会福祉事業者に対して第三者評価を受ける意義や苦情解決体制の啓発や利用促進、また利用者への情報提供などを進めていくことが必要です。
- **第三者評価システム*・苦情解決制度の取り組みの維持**
 - 市においても福祉サービス施設を対象として、それに係る苦情解決の仕組みを導入し、適切なサービス利用または提供を支援しています。

それぞれの役割

個人の役割	地域の役割	行政の役割
○問題点や課題を意見表明する	○サービス提供者は苦情解決体制をつくる ○第三者評価を受ける	○苦情解決制度、第三者評価の周知等に努める ○千葉県による第三者評価システムの確立

 第三者評価システム：サービス事業者がサービス内容や経営状況、危機管理体制などの項目について専門機関に評価を依頼し、その結果を広く公表することにより、利用者のサービス事業者選択の目安とするための制度です。



第4章 安心して暮らせるまちづくり

取り組み課題
1 2. 誰も自殺に追い込まれることのない松戸市の実現

現状と課題

- 我が国の自殺者数は、平成 10 年に一挙に増加して 3 万人を突破し、その後、平成 23 年まで 14 年間連続して 3 万人を超える状態が続きました。このような状況の下、国は平成 18 年 6 月に「自殺対策基本法」を制定し、自殺は「個人の問題」から「社会の問題」として広く認識されるようになりました。さらに、翌 19 年には「自殺総合対策大綱」を策定し、国を挙げて総合的に自殺対策を推進した結果、平成 22 年度以降の自殺者は 10 年連続減少に転じました。
- しかし、令和 2 年に新型コロナウイルス感染症が流行したことで、多くの人のこころと身体、生活に影響がおよび、令和 2 年の自殺者は全国的に増加しました。本市においては、ほぼ横ばいで経過しています。
- 本市では平成 31 年（2019 年）4 月に「松戸市自殺対策計画」を策定し、「生きることの阻害要因（自殺のリスク要因）」を減らし、「生きることの促進要因（自殺に対する保護要因）」を増やすことで「誰も自殺に追い込まれることのない松戸市の実現」を目指しています。
- 自殺の原因は、健康問題、経済問題、職場・家庭の問題などが複雑に絡み合っていますので、「身近な人の変化」に気づき、声かけや見守りなどを地域ぐるみで行うことが大切です。市の取り組みとして市民向け講演会やゲートキーパー養成研修を行っています。多くの方に自殺に対する理解を深めていただき、「自殺は誰にでも起こりうる危機であり、その場合には誰かに援助を求めることが適当である」ということが地域の共通認識となるよう、積極的に普及啓発を行っています。
- こころの健康を保つためには、周囲の人に相談することや、自分にあったストレス解消法を実践することが大切です。また、地域と関わりをもち、地域で活躍することは、生きがいや楽しみにつながります。

施策の方向性

○「松戸市自殺対策計画」の推進

- 「生きることの阻害要因（自殺のリスク要因）」を減らし、「生きることの促進要因（自殺に対する保護要因）」を増やすことで、「誰も自殺に追い込まれることのない松戸市の実現」を目指し庁内関係部署や関係機関と連携し、自殺対策事業と関連の深い各種施策との連動性を高めていくことにより、自殺対策の推進に取り組みます。
- 生活環境の変化を踏まえ、こころの健康づくりに関する情報発信や、相談窓口の周知等、市民への普及啓発に努めます。
- 講演会やゲートキーパー養成研修を開催し、こころの健康づくりと地域で見守る環境づくりを推進します。

それぞれの役割

個人の役割	地域の役割	行政の役割
<ul style="list-style-type: none"> ○自分のこころの健康に関心を持つ ○悩んでいる人に気づいて声をかけ、相談先につなぎ、見守る 	<ul style="list-style-type: none"> ○こころの健康に関する取り組みに努める ○見守り、声かけをする ○居場所づくりなどの地域活動を支援する 	<ul style="list-style-type: none"> ○自殺対策の推進 ○生きる支援につながるネットワークの強化 ○自殺対策を支える人材の育成 ○市民への啓発と周知 ○生きることの促進要因への支援(相談体制の充実、居場所づくり等) ○子ども・若者のこころの健康づくりの推進

「ゲートキーパー」について

身近で悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聴いて、必要な支援につなげ、見守る人のことです。本市では自殺を防ぐため、市民の方を対象に平成 23 年度よりゲートキーパー養成講座を開催し、令和 3 年度末までに 2,500 人以上の方に受講していただいております。

第5章 自立と参加の促進

基本目標 2

～参加と支え合いの福祉のまちづくり～

取り組み課題

- 1 制度ボランティア活動の推進
- 2 就労の支援
- 3 地域福祉推進のための担い手の育成【重点項目】
- 4 障害者の自立した地域生活の支援
- 5 当事者団体への支援



松戸市食育シンボルキャラクター
ぱくちゃん



【矢切の渡し】昔から江戸川を渡るために使われている渡船。映画などに数多く使われています。

第5章 自立と参加の促進

取り組み課題

1. 制度ボランティア*活動の推進

現状と課題

- 社会福祉法第4条第1項では地域福祉推進の理念を定めており、①地域住民 ②社会福祉を目的とする事業を営む者 ③社会福祉に関する活動を行う者の三者が相互に協力し、地域福祉の推進に努めなければならないと規定されています。このように多様な主体の協働を進め、地域福祉ガバナンスを構築していくという視点が重要です。
- 地域のつながりが希薄化している中、身近な地域で生活に課題を抱えている人々や地域課題が見えにくくなっています。このような状況を早期に発見・解決していくために、行政と地域住民のパイプ役として、制度ボランティア*は大きな役割を担っています。
- 現在、本市では、個別の行政目的のために設置された、様々な委員が活動していますが、より多くの市民に理解し活用してもらうための情報の発信や、地域活動を円滑にするための、行政と制度ボランティアの情報の共有が求められています。
- 家族のあり方や地域社会が変容する中で、期待感の高さゆえの負担増、多忙さ、困難さからボランティア*への関心の高まりの一方で都市部に限らず、全国的に制度ボランティアのなり手不足が課題となっています。
- 地域の課題は、住民同士の支え合い、助け合い、見守りを地域の力でその解決に向けて協力していくことが重要であり、地域における住民主体の課題解決力強化、相談支援体制のあり方が今、問われています。
- 他人事になりがちな地域づくりを地域住民が我が事として主体的に取り組む仕組みをつくる上で、制度ボランティアの活動環境が政策分野を横断して包括的に整備されることが必要です。
- 住民に身近な圏域で参加と支え合いのまちの実現には、地域に根付いてきた制度ボランティアの活動や近年、盛んになってきている NPO*等の市民活動とともに協働のまちづくりとして活性化させることが課題です。

制度ボランティア：行政機関からの委嘱を受け、行政の円滑な運営と市民生活の確立や社会福祉の増進を目的として市内各地に配置されている民間奉仕者。民生委員・児童委員をはじめ、健康推進員、食生活改善サポーター、地域防災リーダー、防犯指導員、保護司、青少年相談員など多岐にわたる分野の委員が活躍しています。

施策の方向性

○制度ボランティア*の資質の向上と活動促進

- 各制度ボランティアを中心に研修会や講演会、意見交換等を実施し、識見と意識の向上を目指します。
- 制度ボランティア*、町会・自治会などと連携した地域活動を推進します。

○世代交代等が円滑にできる仕組みづくりの推進

- 仕事や子育て等で時間にゆとりがある方が少なくなり、担い手不足の問題や新たな人材を探すのに苦労している面もあります。これまで培ってきた経験や能力を活かし、地域との関係性を新たに構築することが期待されることから、定年退職された方への地域参加を促進します。

それぞれの役割

個人の役割	地域の役割	行政の役割
○地域で活動する制度ボランティア*に積極的に相談する	○制度ボランティア*、町会・自治会などの各種地域団体の連携	○研修会、講習会を開催する ○制度ボランティア*の活動について、市民に周知する

制度ボランティアの活動内容

人権擁護委員とは

人権とは、人間が人間らしく生きていく権利で、全ての人が生まれながらにして持っている権利です。人権は日本国憲法で、全ての国民に保障されています。人権擁護委員は法務大臣から委嘱された民間の人たちです。地域の皆さんから人権相談を受け、問題解決のお手伝いをしたり、人権侵害の被害者を救済したり、地域の皆さんに人権について関心を持ってもらえるような啓発活動を行っています。



(人 KEN あゆみちゃんと人 KEN まもるくん)

防災リーダーとは

防災活動は、地域での協力が最も重視されています。市内に大規模地震等の災害が発生した場合において、消火活動、被災者の救出、救護、その他の災害活動の迅速かつ効果的な実施に資するため、平成8年に松戸市地域防災リーダー制度が発足しました。平常時は、町会または自治会等に対し、訓練、研修等で習得した知識・技術の普及を図り、災害発生時は、地域住民と協力して、消火、救出、救護、避難誘導、避難所設置等を行います。現在 900 名前後が地域で活動しています。

防犯指導員とは

犯罪のない明るい社会で生活するためには、警察だけでなく地域の住民の一人ひとりが力を合わせて地域の安全活動に協力してもらってこそ、成果はあがります。そこで地域住民の地域安全活動を行う中心的役割を果たす指導者として「防犯指導員の制度」が生まれました。



防犯指導員は防犯協会、自治体、警察、その他関係機関と密な連携のもと、所属する防犯協会の地域で次のような活動を行っています。

- (1) 防犯パトロールの実施
- (2) 広報、街頭キャンペーンの実施
- (3) その他地域安全思想の普及等

青少年相談員とは

青少年期は、将来社会において重要な役割を果たすための準備期であり、人間形成にとって大切な時期であることから、家庭、学校、地域社会での適切な対応が望まれています。

そのためには、社会共同の連帯意識のもとで地域住民すべてが、あらゆる機会、あらゆる場面で育成活動に当たる必要があることから、青少年と真に一体となり、共に喜び、共に語り、青少年の相談相手になり、地域での育成活動の積極的な推進を図り、青少年の健全育成に資するための青少年相談員制度が千葉県でつくられました。

松戸市の青少年相談員で構成される松戸市青少年相談員連絡協議会では、こども祭り実行委員会への参画、キャンプ大会・スポーツ大会・親子手芸教室などの青少年を対象としたイベントの企画・運営の他、非行防止キャンペーン（子ども会・補導員との共催）や、非行防止・環境浄化活動にも携わり、青少年の健全育成に取り組んでいます。

今後もこうした活動を継続していくために、活動の周知啓発や参加しやすい仕組みづくりを進めていきます。



保護司とは

保護司法に基づき、法務大臣から委嘱を受けた非常勤の国家公務員(実質的に民間ボランティア)です。犯罪や非行をした人の再犯を防ぎ立ち直りを助けるとともに、地域の犯罪・非行の予防を図る活動等を行っています。



毎月、保護観察対象者が保護司の家を訪問(来訪)したり、保護司が対象者の家を訪問(往訪)したりします。そこで、保護司は、対象者の最近の生活状況等を話し合い、相談に応じて指導・助言を行います。

(更生ペンギンのホゴちゃんとサラちゃん)

健康推進員とは

町会長・自治会長から推薦され、市長が委嘱した方々によって構成されています。市内15地区に分かれて、地域に密着した健康づくり活動を行っています。

定例会や研修会で学んだ知識を地域の方々へお伝えする「健康づくり活動」を企画・実践しています。

食生活改善サポーターとは

市民の健康づくりのため、市長から委嘱され、地域で食生活改善のための講習会の開催や、献立やリーフレットの配付など、望ましい食生活をすすめる活動を行っています。

「毎日の健康は食事から！」を合言葉に「バランスのよい食事」について学ぶことができる講習会などを開催しており、参加者からの「家族にも好評だった」という声が、活動の励みです。

サポーターのレシピは、「まつどのキッチン(クックパッド松戸市公式キッチン)」にて公開中です。



まつどのキッチン



食生活改善サポーターによるレシピ

民生委員制度 100 年のあゆみ (松戸市民児協だより「愛の小鳩」(平成 29 年 10 月発行)より)

第 5 章 自立と参加の促進

取り組み課題
2. 就労の支援

現状と課題

○ 就労は、経済的な安定を得るだけでなく、やりがいや生きがいを得ることができる社会参加の基本となる活動です。障害のある人が希望や能力、適性を十分に活かし、障害の特性等に応じて活躍できるよう、関係機関と連携し、就労支援や職場実習・雇用に対する助成、企業への障害者雇用の働きかけを行い、就労機会の拡充及び就労環境の整備を図ります。

○ 松戸市総合計画後期基本計画進行管理のための市民意識調査(令和 2 年度実績値)では、将来の生活や家計に不安になったり、心配になったりする人の割合は、47.8%に昇ります。将来への不安が安心して暮らせるまちづくりへのリスクとなっていることが伺えます。雇用情勢の悪化から働く人の生活水準が低下し、雇用に関するセーフティネット機能に高い関心が集まっています。非正規社員が正規社員と同じ仕事をする雇用の形態が進み、若年非正規社員が増加し、社会問題となっています。

○ 本市の失業率は全国より低いものの、20 歳代では高い水準となっています。そのような状況の中で、若年非正規社員や未就労の若年者に対する就労支援が求められています。地元で就職を希望する求職者と市内企業との出会いの場を提供する「まつど合同企業説明会」の開催や、職業能力向上及び技術習得にむけての講座における受講料の助成を行います。その他、「まつど地域若者サポートステーション」を設置し、15 歳から 49 歳迄の「人間関係でつまずいて働くことが不安」や、「ブランクがあって次の一歩が踏み出せない」など、働きたくても一歩が踏み出せない方々のための就労支援を行っています。

○ 高齢者の方々が、住み慣れた地域や家庭において自己の個性や能力を最大限に発揮し、生きがいをもって、生涯を過ごす支援を行うシニア交流センターには、高齢者に働く機会を提供し、生きがいの充実、社会参加を図ることにより、高齢者の経験や能力を生かした活力ある地域社会づくりに寄与することを目的としたシルバー人材センターがあります。

民生委員・児童委員とは

民生委員・児童委員、主任児童委員は、担当する地域に暮らす身近な相談相手として、地域住民からの生活の心配ごとや困りごと、医療や介護、子育ての不安などの相談に応じており、その課題が解決できるように行政機関をはじめ、必要な支援への「つなぎ役」として活動しています。

松戸市では、18 地区で民生委員・児童委員、主任児童委員が活動しています。(定数 540 人、うち主任児童委員 36 人) 民生委員制度は、大正 6 年に岡山県で発足した「済世顧問制度」に始まり、平成 29 年は民生委員制度創設 100 周年を迎えました。

また、松戸市民生委員児童委員協議会も創設から 70 年を超える歴史があり、地域福祉増進のために幅広い活動を行っています。

(民生委員制度創設 100 周年シンボルマーク)



- 市役所本館にて、市社協の無料職業紹介所が生活相談、就業斡旋を行っています。相談者数は、年々増加しており、生活困窮者や生きがい対策としても、ニーズが高くなっていることから、平成29年度から高齢者に限らず幅広い対象で事業を行っています。
- 継続して働く意思のある高齢者が増えて行く現状の中で、働きたい高齢者が働ける場を確保することや、障害のある人の就労に関する相談、指導、定着支援までの一連の支援体制の充実等が課題となっています。

- 結婚や出産を機に仕事をやめたために再就職が難しくなっている女性や、就労を望む女性の希望が叶えられるよう、男女共同参画センターでは「まつど女性就労・両立支援相談」を実施しており、キャリアコンサルタントが一人ひとりのお話を聞いて仕事をしたい女性たちを支援しています。家事・育児・介護などとの両立を図るための情報提供やハローワーク*との連携による仕事の



(まつど女性就労・両立支援相談の様子)

- 紹介など個々のライフスタイルに合った就労ができるよう、再就職と就労継続、起業等の相談を行っています。また、「女性活躍推進講座」を開催し、働くためのきっかけづくりや、起業、キャリアアップを考えている女性に対する支援を行っています。なお、松戸市の女性の就業割合は令和2年度で約7割となっており、年々高まっていることから引き続きサポートしていくことが求められています。
- ひとり親家庭への就労支援は、ひとり親家庭の親の自立や就労を支援するため、専門の相談員が就労相談を行うとともに、介護などの資格取得のための講座の費用助成、高等学校卒業程度認定試験の合格を目指す講座の費用助成、看護師などの資格取得のための養成機関に就学している間の助成金の支給などを行っています。また、市民アンケートの結果、ひとり親（母親）の就労状況としては生活にお困りの世帯ほど非正規での雇用率が高くなっています。このことから、正規雇用を増加させると同時に子育て支援策や子育てに対する理解を促進していくことが求められます。

- 障害のある人、高齢者等、社会的支援を必要とする人々へ合わせた窓口を設け、きめ細かい支援を行うことが重要です。市では、障害のある人の就労相談に対する窓口を障害者就業・生活支援センターに委託するとともに、職場定着支援を強化するため、2事業所に松戸市ジョブコーチの派遣を委託しています。事業内容としては、雇用されている障害者本人またはすでに障害者雇用をしている事業主から相談を受け、実際に職場へ訪問し、両者が安心して雇用関係が継続できるよう、職場環境改善の助言や提案など様々な支援を行っています。
- 生活困窮者に対しては、市役所本館3階の松戸市自立相談支援センターにおいて、就労支援を行っています。
- 「ジョイントワーク松戸」では、松戸市とハローワーク*が連携し、生活保護受給者、児童扶養手当受給者、生活困窮者に対する一体的な就労支援を実施しています。

「シルバー人材センター」について

シルバー人材センターは、社会参加の推進と生きがいの充実を目的に、健康で働く意欲のある高齢者に仕事を提供しています。仕事は、企業・家庭・公共団体等から引き受け、会員に提供します。提供された仕事に就いた場合、会員がその仕事を請け負う（再請負）、又は任せられたこと（再委託）になります。会員は、通常ローテーションで就業します。仕事は会員自身の裁量で選び、会員が働いた仕事量に応じて、シルバー人材センターが『配分金』を支払います。月2回、入会説明会を旭町のシニア交流センターで行っています。



施策の方向性

○若者の就労支援の実施

- 就職サポート事業「まつど合同企業説明会」を開催し、雇用のミスマッチの解消を図ります。
- 「まつど地域若者サポートステーション」を設置し、15歳から49歳までの若年無業者への就労支援をいたします。
- 本市のホームページ「Let'sまつど」での求人・求職情報の提供をします。

○高齢者の就労	
<ul style="list-style-type: none"> ➢ シルバー人材センターや市社協の無料職業紹介所を支援します。また、高齢者が意欲と能力に応じて就業できる機会の確保を図るため、無料職業紹介所とハローワーク*が連携し、就労情報の提供や就業相談の拡充を図ります。 	
○障害のある人の就労及び定着支援（企業、事業所へ働きかけ）	
<ul style="list-style-type: none"> ➢ 多様化する事業主及び障害のある人の就労に対するニーズに対応できるよう、松戸公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター、障害福祉サービス事業所等と連携し、障害のある人の就労相談や職場定着支援などの支援体制の強化を図ります。 ➢ 企業に対し、「合理的配慮」を含めた障害者雇用に関する啓発活動や、各種奨励金、補助金の交付により、障害のある人の雇用を促進します。 	
○ひとり親家庭への支援を総合的に展開	
<ul style="list-style-type: none"> ➢ ひとり親家庭の経済的自立を図ることを目的に、就労や子育て支援事業情報の提供を総合的に展開していきます。 	
○女性の就労支援の実施	
<ul style="list-style-type: none"> ➢ 男女共同参画センターでは、「まつど女性就労・両立支援相談」を実施し、就労を望む女性が個々のライフスタイルにあった働き方ができるよう、キャリアコンサルタント等が一人ひとりの状況を聞き取り、子育てや介護などの情報提供等を行いながら、再就職・就労継続の支援を行うとともに、働くことについて考える講座等を行っていきます。 	

それぞれの役割

個人の役割	地域の役割	行政の役割
○社会参加への意識を持つ	○事業者は法定雇用率*を守る ○事業者は働く男女の家庭生活などに配慮した就業環境の整備	○求人、求職情報の提供 ○総合的な支援体制の整備

◆対象者別の就労相談（相談窓口など）

対象者	名称	内容
若者	まつど地域若者サポートステーション	15歳から49歳までの若年無業者への就労支援
	まつど合同企業説明会	地元で就職希望者と企業の出会いの場を提供
	Let'sまつど（ホームページ）	求人・求職情報のサイト
高齢者	シルバー人材センター	シニア交流センターで高齢者の経験を生かし、活力ある地域社会づくりに寄与
全て	労働相談	勤労会館 毎週月・木 17時～20時に実施
	無料職業紹介所	生活相談に応じながらハローワーク*や企業と連携した職業斡旋
障害者	ビック・ハート松戸	新規に就労を希望する人や就労中の人、その家族、関係者、事業主等の相談や支援を実施
子育て期	ハローワーク松戸マザーズコーナー	子育てをしながら就職を目指すママ&パパの仕事探し、就職活動を応援
ひとり親	ひとり親家庭就労相談	子育て支援課で就労や子育て支援情報の提供を総合的に展開
女性	まつど女性就労・両立支援相談	個々のライフスタイルに合う働き方のための情報提供と相談
生活保護受給者、 児童扶養手当受給者、生活困窮者	ジョイントワーク松戸	松戸市とハローワーク*が連携し、生活保護受給者、児童扶養手当受給者、生活困窮者に対する一体的な就労支援を実施しています。

ハローワーク：厚生労働省が職業安定法により設置した公共職業安定所の愛称。求職者への職業相談や職業紹介、雇用保険の各種手続きなどの事務を総合的にを行います。

法定雇用率：「障害者の雇用の促進等に関する法律」では、事業者に対して、その雇用する労働者に占める身体障害者の割合が一定率（法定雇用率）以上になるよう義務づけられている。精神障害者については、現在、雇用義務はありませんが、雇用した場合は身体障害者・知的障害者を雇用したものとみなされます。（平成30年度より精神障害者も法定雇用率の算定対象。）

第5章 自立と参加の促進

取り組み課題【重点項目】
3. 地域福祉推進のための担い手の育成

現状と課題

- 少子高齢・人口減少社会の到来により、多くの地域では社会経済の担い手の減少を招き、地域の活力や持続可能性を脅かす課題を抱えています。また地域・家庭・職場といった生活の様々な場において支え合いの基盤が弱まったことで孤立し、誰にも相談できずに課題が深刻化しているケースが増えてきています。そこで、人と人のつながりを再構築することで、孤立せずにその人らしい生活を送ることができるような社会としていくことが求められます。
- そのため、市内全域を一つの共同体としてとらえ、人との交流や社会的なつながりが自分自身の健康にも深く関係することを理解しながら、仕事や趣味などで培ってきた経験・知識・技術、また、研修などで得た知識・技術を、身近な地域で生かす機会を得て、誰もがそれぞれの立場に応じ、可能な限り他人の問題を自分のこととして考える「我が事」として地域活動への参加を促進することが重要です。
- 本市では、令和2年1月に町会・自治会や民間企業、福祉関係機関等に対するアンケート結果を取りまとめた「第3次松戸市地域福祉計画に関連する地域団体の取り組みの把握結果」を作成しました。その結果、多くの団体が高齢化による従事者・後継者不足や活動資金・活動場所・周知啓発活動の不足等を問題視しており、それらに対する行政からの支援を必要としている状況であることがわかりました。
- 市民アンケートの結果、市民活動に参加したことがある人「現在、参加している」「以前、参加していた」の合計)は33.8%となっています。また、市民活動の参加意向については、「参加したい」「どちらかといえば参加したい」と回答した人は28.1%となっています。
- 市民活動に参加したことがない理由として、「きっかけや機会がない」が約5割、「忙しくて時間がない」が約4割、「興味や関心がない」が約2割となっています。参加して良かったことについては、「友人を得ることができた」、「多世代、他職種の人と交流ができた」、参加して課題だと感じていることについては、「自分の都合のつく時間に活動できない」、「団体の事務など特定の人に負担がかかる」などがあります。
- 郷土の歴史文化や地域の課題など様々な生涯学習講座により、市民の自主的な学びを支援し、自立した地域の担い手となるような人材育成を行っています。

- 市社協ボランティアセンターにおけるボランティア活動への関心の高まりは、仕事をリタイアした人等の地域で社会貢献活動をしたいと考える人々の増加も要因と認識しています。
- まつどをより暮らしやすくするために、市民活動団体など、地域で活躍する人材を育成するための「まつど地域活躍塾」は、豊富な知識や経験を持つシニア層を中心に、幅広い世代が市民活動に参加するきっかけとなる場を創出します。
- 今後は、従来どおり高齢者を主体としたボランティア活動のみを推進していくのではなく、そのような活動に若年層も含めた現役世代を可能な限り取り込み、地域福祉の担い手と地域づくりを進めていく必要があります。さらに、より個人の生活に合わせた市民活動の在り方、団体の運営方法の見直しによる負担の軽減や団体内での情報共有による参加の促進等が必要であると思われる。

施策の方向性

<p>○個々の課題から地域の課題まで様々な課題解決に資する学びの場を提供し、市民自らが地域の担い手として活動することへの支援</p>
<ul style="list-style-type: none"> ➢ 身近な生活課題や社会的課題に即した地域課題、また文化・芸術等の教養を養う各種生涯学習講座を開催し、市民の学びの場を提供します。松戸市に関する学びの講座として庁内連携講座を実施し、一人ひとりの市民が主体的に学び行動できるようにします。
<p>○個人の経験を身近な地域で生かす機会を得て地域活動へ参加することへの支援</p>
<ul style="list-style-type: none"> ➢ 団塊の世代*、20代・30代が地域活動に参加するために必要な支援を検討します。 ➢ まつど市民活動サポートセンターを通じ、市民活動についての啓発活動や情報提供を行います。 ➢ 市社協では、「ボランティアカレッジ」を開催して、活動に関する基礎知識や技術を習得する機会を提供します。また、福祉活動を行っているボランティア団体により構成されている「松戸市ボランティア連絡協議会」では、相互の情報や意見の交換を行い、ボランティア活動を推進しています。
<p>○シニア交流センターのさらなる周知と活用</p>
<ul style="list-style-type: none"> ➢ シニア交流センターでは高齢者の能力開発・活用のための研修事業などを行っており、利用者数が更に増えるように周知を図ります。
<p>○千葉県（生涯大学校）との連携により、人材育成と地域活動の場の提供</p>
<ul style="list-style-type: none"> ➢ 地域活動の人材育成を目的に地域活動学部が創設されています。
<p>○パートナー講座の活用</p>
<ul style="list-style-type: none"> ➢ 市民の市政に関する理解を深め、市政参加の促進に寄与することを目的に、市職員が講師となりパートナー講座を実施しています。講座の利用者が増えるよう周知を図り、市民との情報の共有化を推進します。

団塊の世代：昭和22～24（1947～1949）年頃の第1次ベビーブーム時代に生まれた世代。他世代と比較して人数が多いところから、このような表現をします。

それぞれの役割

個人の役割	地域の役割	行政の役割
<ul style="list-style-type: none"> ○地域での活動に参加する ○地域における生活課題について共通の認識を持つ 	<ul style="list-style-type: none"> ○地域での学習会、勉強会、各種講座を開催する ○行政と連携した講座の企画、運営 ○社会福祉協議会、NPO*などによる地域福祉の人材の発掘・育成 	<ul style="list-style-type: none"> ○地域福祉活動の情報の積極的な提供 ○社会教育事業の推進 ○シニア交流センターの周知と活用 ○千葉県生涯大学校との連携と活用 ○市民活動に関する相談事業

第5章 自立と参加の促進

取り組み課題

4. 障害者の自立した地域生活の支援

現状と課題

- 誰もが自分らしく、お互いの存在を認め合い、安心して暮らせることが求められています。障害のある人もない人も、すべての市民が等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重され、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生できる地域社会を形成していく必要があります。
- 平成18年4月に「障害者自立支援法」が施行され、同年12月には国連で「障害者権利条約」が採択されました。その基本的視点としては、障害のある人を「権利の主体」である社会の一員としてとらえ、基本的人権の尊重を求めるものになっており、「障害者権利条約」の批准に向けて、平成23年8月に「障害者基本法」が改正されました。また、平成24年10月に「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」(以下、障害者虐待防止法という)がスタートし、更に平成25年4月からは、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(以下、障害者総合支援法という)が施行されました。このように、障害のある人を取り巻く制度や仕組みはかつてないほど大きく変化しています。
- 本市では、令和3年3月に「第3次松戸市障害者計画*・第6期松戸市障害福祉計画*・第2期松戸市障害児福祉計画」を策定しました。障害のある人との交流の場や機会の拡大をはじめとする市民の相互理解の促進、障害のある人の雇用及び就労の支援、公共施設のバリアフリー*化や各種制度及び障害福祉サービスの充実など、障害のある人が、地域社会で安心して暮らせる環境づくりが求められています。「お互いに個性を尊重し、人格を認め合う地域共生社会の実現」「自分らしく生きがいのある生活の実現」「安心して暮らせるまちの実現」を基本目標に掲げ、相互に個性の差異と多様性を尊重し、人格を認め合う地域共生社会の実現を目指しています。
- 基幹相談支援センター*では、障害のある人とそのご家族などが抱えている不安や課題などをお聞きし、一緒に解決するための支援を行っています。相談支援専門員向けのスキルアップ研修を実施して対応の向上を図るとともに、地域の相談支援体制の強化を図るため、地区の相談支援事業者に対し、相談支援実務に関する専門的な指導及び助言を行っています。

- 市民アンケートの結果、「今までに障害のある人と日常生活の中でふれあう機会」について、「家族や親戚に障害のある人がいる・いた」や「職場で一緒に働いている・働いた」などという回答が多く、「ボランティア*活動」や「地域の行事」などで「知り合った」と回答した人は10%でした。障害のある人との交流をさらに広めていくためには、ボランティア*活動や地域の行事へ障害の有無を問わず積極的に参加する仕組みを作っていく必要があります。

施策の方向性

○就労支援・雇用の促進、障害福祉サービス事業所の充実、情報伝達・移動手段整備などの支援

- 障害があっても、地域社会の一員として、生き生きと安心して暮らしていけるよう、相談支援体制の充実、企業や関係機関の連携による雇用及び就労の支援のほか、本人や保護者の意向を尊重し、個々の障害の状態や特性に応じた障害福祉サービスの充実や地域活動支援センターなどの、地域で暮らすための社会資源のさらなる充実を図ります。

○相談支援に関する業務を総合的に行う基幹相談支援センター*の充実

- 地域における相談支援の拠点として、障害のある人とその家族の様々な問題を受け止め、その解決に向けて、他の相談機関、地域の社会資源と連携協力しながら支援を行います。

それぞれの役割

個人の役割	地域・行政の役割
<ul style="list-style-type: none"> ○地域社会のイベント等に障害のある人を積極的に勧誘し、交流する ○地域に障害のある人がいることが当たり前という認識を持つようにする ○親子で障害のある人について話す機会を作るようにする ○ボランティア*活動に興味・関心をもち、積極的に参加する ○障害のある人とふれあう努力をする 	<ul style="list-style-type: none"> ○「第3次松戸市障害者計画*・第6期松戸市障害福祉計画*・第2期松戸市障害児福祉計画」の推進

障害者就労施設等の自主生産品販売の支援について

障害のある人の社会参加と市民の障害のある人に対する理解を深めることを目的として、市内の障害者就労施設等で自主生産品などの展示即売会を行っています。市役所の通路で「市内福祉ショップ」を開催するほか、「ふれあいフェスティバル」等の障害者週間*に関連したバザーを実施しています。ぜひ一度、お立ち寄り下さい。



第5章 自立と参加の促進

取り組み課題

5. 当事者団体への支援

現状と課題

- 高齢者、障害のある人、子ども、女性、子育て中の方などそれぞれの暮らしの中での不安や悩みが多様化し、それぞれの悩みが周囲には理解されず一人で抱え込んでいる方も少なくありません。
- 当事者団体は、このような同じ悩みを抱える方たちが経験を共有し、問題解決に向けて支え合うための自主的な活動を行っています。同じ体験を持つ当事者の立場から気持ちを受け止め、分かち合い、情報を提供し合うことは自立した生活や社会参加を促す上では重要な役割を持っています。
- 当事者団体には、「認知症の人と家族の会」や「精神障害者家族会」、「手をつなぐ育成会」のように全国組織を持つものや、地域の小さな自助グループなどがあり、その規模や活動はさまざまです。
- 男女ともに生き生きとその人らしく地域で暮らしていくためには、男女共同参画の視点で、様々な分野での取り組みを進めていくことが不可欠です。市は、男女共同参画社会の形成という目的を持った活動を行っている「男女共同参画推進団体」へ情報提供や支援を行いながら、連携して事業を行っています。
- 団体の新たな担い手を増やすためには、団体の存在や活動内容の周知を図ることが必要となります。中でも、ピアカウンセリング*は、同じような立場に立ったことのある人から、実感のこもったアドバイスや相談が受けられることで、地域での自立・参加の促進につながります。本市では、団体活動の支援や周知のための広報活動の支援を行っています。

 ピアカウンセリング：同じような問題、悩みを抱えている者に対しては、同じ立場にある者、同じような経験をした者が相談に当たることが効果的であるとの視点に立ったカウンセリングです。

施策の方向性

○住みやすい社会を実現

- 介護者等を対象とした集い、障害者関係団体、子育ての自主グループなど様々な団体において、できるだけ多くの人に参加するように、協力していきます。
- 当事者団体との意見交換の機会を増やすことが望めます。

○ピアカウンセリング*の有効性についての認識

- ピアカウンセリングは同じ課題を抱える人同士が日常生活の中で起こる出来事や、生活するにあたっての問題等を一緒に考えて話し合います。
- より多くの人が利用できるように認知度を高めることが望めます。
- 仲間が集い、解決に向けて取り組みが結びつくよう相談機関を中心にピアカウンセリング*の活動情報の収集に努め、情報の提供に取り組んでいきます。

それぞれの役割

個人・地域の役割	行政の役割
○当事者への理解と受け入れ	○情報の提供と活動の支援

「認知症の人と家族の会」について

認知症の人と家族を支えるために活動している全国組織の団体です。介護者同士が少数で何でも話し合え、仲間と交流できる「つどい」の開催のほか、情報提供としての会報誌の発刊、相談電話（ちば認知症コールセンター）などを通して広く、啓発活動を展開しています。

「松戸のつどい」公益社団法人 認知症の人と家族の会主催 について

認知症の人を介護する家族の交流と相談の場です。認知症の介護経験者による「認知症の人と家族の会 千葉県支部」の相談員が主催しています。

「介護のストレスが溜まって、どうしたらよいかわからない」「話を聴いてほしい」といった声や介護者ご本人の悩みの他、医療機関へのかかり方、サービス等の利用の仕方等についても相談したり、情報交換することができます。

開催日時：隔月第4金曜日（午後1時～3時）

場所：総合福祉会館 2階

問い合わせ・申し込み：ちば認知症相談コールセンター

☎043-238-7731（月・火・木・土の午前10時～午後4時）

第6章

基本目標3

支え合い共に生きるまちづくり

～独りぼっちをつくらない、顔の見える地域に～

取り組み課題

- 1 ボランティア活動・NPO活動への支援
- 2 社会福祉協議会・地区社会福祉協議会の充実、強化
- 3 地域での支え合い活動の推進
～孤立させない地域づくり～《声かけ・見守りの推進》
- 4 子どもや高齢者、障害者等への虐待・暴力の防止【推進項目】
- 5 地域での交流・ふれあいの場づくり
- 6 子ども・子育て支援



【柳原水閘】
1904年に作られたレンガ造りの水門で、土木遺産に認定されています。

第6章 支え合い共に生きるまちづくり

取り組み課題

1. ボランティア活動・NPO活動への支援

現状と課題

- 地域では、社会福祉協議会や町会・自治会の活動に加え、多様な分野で社会貢献活動を行うボランティア*や、目的に賛同する自発的なメンバーで構成されたNPO*が、積極的に地域福祉活動を展開しています。その活動が、地域社会から広く認知・信頼され、様々な主体がお互いの強み、弱みを補完し合い、地域に理解され定着することが求められています。
- 本市には、ボランティア*やNPO活動の拠点として、矢切の総合福祉会館内に「まつど市民活動サポートセンター」と市社協の「ボランティアセンター」があり、「まつど市民活動サポートセンター」が、地域課題の解決に取り組む市民活動を支援し、広く分野や領域を超えた参画と協働を推進し、「ボランティアセンター」は、ボランティアを希望する人を登録し、ボランティア保険の受付・登録、ボランティアに関する相談業務を行い、ボランティアを必要とする人とのコーディネートを行っています。しかしながら、令和元年度に実施した協働のまちづくりに関する意識調査の結果、「まつど市民活動サポートセンター」の認知度としては「知らない」が約8割となっていることから、引き続き、周知啓発により同センターの認知度を高めていくことが大切です。
- 地区社協でも地域住民に参加を呼びかけ、地域ボランティアが地域に密着した様々な活動を行う支援を行っています。
- 市民活動は、「社会的な課題の解決に向けて、組織的・継続的に取り組む活動」である一方、ボランティア活動は、「個人が個人のために、また、単発的に行うことのある活動」までを含んでいるのが特徴です。市民活動は「社会的な役割」を意識した表現となっており、ボランティア活動は、市民活動の一部と考えることができます。
- 「ボランティア」という言葉は、「自分から進んで」あるいは「喜んで」何かを行うという語源をもっています。ボランティア活動は、自分自身が気になること、好きなこと、得意なこと、ほっておけないなどと感じることがスタートといえます。
- 「ボランティア」は、「善い行い」というとらえ方で、とかく福祉分野のみを対象にしがちですが、その活動は、まちづくりや環境、教育、医療、国際交流、スポーツや文化芸術など多種多様な分野で取り組まれているものです。

- 奉仕活動や福祉活動だけでなく、生涯学習や社会活動など市民が関わる全ての分野へ拡大させていくことが課題であり、仕事をリタイアした人が地域でボランティア活動やNPO活動などを行いやすくする必要があります。その一方で、活動団体の高齢化も大きな問題です。高齢者のみならず、現役世代をいかに取り込んでいくかが今後の課題となっています。
- 平成25年4月に市社協は、被災地の円滑なボランティア活動のコーディネートを行う「災害ボランティアセンター*」の機能を担う協定を市と結びました。多くの人々が日頃から助け合い活動に参加しやすい地域社会をつくり、いざという時に円滑な災害ボランティア活動に参加できるように「災害ボランティアリーダー」の育成をしたり、地区社協との協力体制の整備が課題となっています。
- 令和元年度に市民活動団体を対象に行った協働のまちづくりに関する意識調査の結果、団体が市に期待することとして、①活動のために使える場所の提供 ②団体の活動等を紹介する場や機会の充実 ③市民活動について理解と参加を促す啓発の3点が特に求められていることがわかりました。今後、こうしたニーズに応えていくことが課題となっています。

施策の方向性

○協働事業*や市民活動助成事業の推進

- 本市では平成19年、地域・市民・民間の自主的な活動を促進するとともに、地域・市民・住民と行政とが連携・協力していくため、「松戸市協働のまちづくり条例」を制定し、協働事業*や市民活動助成事業に取り組んでいます。
- 市民、市民活動団体、事業者及び市が地域課題の解決に取り組む協働の推進をめざし、市民活動を活性化します。
- 平成29年11月1日より、市民活動団体が無報酬で公益性のある活動を行っている際に事故があった場合、補償金が給付される「松戸市市民活動総合補償制度」を導入しました。

○「まつど市民活動サポートセンター」と「ボランティアセンター」との連携

- 「まつど市民活動サポートセンター」では、市民活動に必要な活動の場や情報の提供、NPO*のマネジメント力を向上させる各種講座や市民活動を行う人同士の交流イベントの開催により、市民活動の支援、協働の推進に努めています。
- 「ボランティアセンター」では、ボランティアに関心のある市民とボランティアを必要としている人や福祉施設をつなげる支援を行っており、各種ボランティア講座の開催やボランティア活動者に対する様々な相談窓口にもなっています。
- それぞれの特徴をいかし、連携を図りながら、さまざまなボランティア活動や市民活動が進められるようにします。

それぞれの役割

個人の役割	地域の役割	行政の役割
<ul style="list-style-type: none"> ○活動に参加する ○日常生活の中で地域活動やボランティアに関心を持つ ○地域の一員として地域福祉活動の担い手になる 	<ul style="list-style-type: none"> ○市社協はボランティアセンターを充実させる ○地区社協は、地域住民にボランティアの参加を呼びかける 	<ul style="list-style-type: none"> ○まつど市民活動サポートセンターの充実 ○意識啓発・情報の提供 ○シニアクラブ等の活動を支援する ○「松戸市協働推進計画」の推進

第6章 支え合い共に生きるまちづくり

取り組み課題

2. 社会福祉協議会・地区社会福祉協議会の充実、強化

現状と課題

○社会福祉協議会は、社会福祉法第109条で定められた社会福祉法人*であり、「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」と位置づけられ、これまで地域福祉の推進役として重要な役割を担ってきました。



○近年、少子高齢化、核家族化、生活困窮者や一人世帯の増加など、地域住民の構成が大きく変容する中で、これまでの社会福祉制度では、救うことが難しい課題が地域社会に表出し、市内全域をカバーし、高齢者や障害者、低所得者など全世代対象に助け合いで支援を行う社会福祉協議会の活動の充実・強化が求められています。

○松戸市社会福祉協議会（以下「市社協」という）は、地域住民、ボランティア、社会福祉施設などの関係者と協力し合って、行政機関と連携しながら、福祉のまちづくりを進めます。また、福祉のまちづくりを目指すため、地区社会福祉協議会（以下「地区社協」という）や行政、ボランティア、社会福祉法人など協働するつなぎ役となり、地域住民が市民活動へ参加するよう働きかけます。

○通常の主な事業としては、地域住民による交流事業、高齢者・児童・障害のある人への支援事業、ボランティアの育成及び活動推進事業、日常生活自立支援事業、各種相談事業、その他、多彩な福祉活動です。また、非常時の役割として、大規模災害発生時に、災害ボランティアセンター*を立ち上げ、全国から駆けつけてくる多くのボランティアを受け入れ、被災者のさまざまなニーズにこたえることが求められ、市社協職員の人材育成や体制強化が必要です。

○これまで、市社協は、地区社協の取り組みを支援し、広報紙「まつど社協だより」を配布するなど、広報活動に取り組み、地域住民への認知度は向上しつつありますが、さらに、地域住民から信頼される団体となるため、事業や活動内容の周知に努め、十分な活動のできる財源の確保に取り組む必要があります。

*協働事業：市民活動団体又は事業者が市と相互に社会資源を分担し、協力して行う事業です。

○一方、市内を15地区に分け、地域に密着した福祉活動を幅広く展開する地区社協を支えるボランティア活動は、その裾野をさらに広げていく必要があります。市社協は、地区社協の活動内容の充実のためにも、今後も地域福祉推進課を中心にボランティア育成の充実を図りながら「住みよい福祉のまちづくり」を積極的に取り組んでいく必要があります。

施策の方向性

<p>○市社協の組織力を活かし、行政側と市民側が共に協力した「福祉のまちづくり」の実現</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 当事者や、これまで福祉の担い手として活躍した人達のみならず、地域社会を構成する、様々な分野の人達にも参加してもらい、地域福祉について共に語り合い、共に考え、そこから得た課題を共通のものとして捉え、共に継続的に取り組みます。
<p>○松戸市地域福祉計画と松戸市地域福祉活動計画の整合性の取れた取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 第6次松戸市地域福祉活動計画の策定にあたっては、日頃、市社協の活動を支えているボランティア、福祉関係者をはじめ、各分野の人々の意見の反映を図るとともに、この「松戸市地域福祉計画」と整合性を図ります。
<p>○市社協による災害ボランティアセンター*の基盤強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 松戸市地域防災計画との連携を図り、災害時におけるボランティア受け入れ体制を構築し、関係機関と連携した災害対策の充実を図ります。 ▶ 市民を対象とした災害ボランティアセンター*立ち上げ・運営の訓練や災害ボランティアリーダーの養成を行い、市民の災害支援意識の醸成を図ります。

それぞれの役割

個人の役割	地域の役割	行政の役割
<ul style="list-style-type: none"> ○市社協の事業内容を知る ○地区社協の活動を知る 	<ul style="list-style-type: none"> ○地区社協活動の充実を図る ○今まで交流のなかった組織、団体も地域福祉活動に参加する ○市社協、地区社協の活動を理解する ○地区社協や地域福祉に関する組織・団体との連携を強化する ○地域福祉計画との整合性を図る ○市社協は、災害時のボランティア支援体制を構築・強化する 	<ul style="list-style-type: none"> ○市社協、地区社協の活動を支援する ○地域福祉活動計画との整合性を図る

○市社協と地区社協

	市社協	地区社協
性格	社会福祉法に位置づけられた民間団体。全国ネットワークにより、活動を進めている。外郭団体として、継続的に、人的又は財政的に支援を行う市と密接な関係にある団体。	地域福祉を推進する自立性を有する市社協の内部組織。問題の解決に向けて自発的に活動する。地域において、福祉のまちづくりを担う。
対象地域	市域全体	市内15地区
取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・地域に密着したきめ細やかな福祉 ・ボランティア活動の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ・住民互助活動の取り組み ・地域で福祉のまちづくりを実践
組織構成	市内全域の住民組織、公私の社会福祉や保健・医療・教育などの関連分野の関係者、地域社会を形成する幅の広い様々な専門家、団体、機関	地域に密着した団体・個人(評議員構成：町会・自治会、民生委員児童委員、福祉ボランティア、はつらつクラブ、子ども会育成会、スポーツ推進員、小中学校等、青少年相談員など)

地域福祉推進地区（地区社協の区分）



第6章 支え合い共に生きるまちづくり

第6章 支え合い共に生きるまちづくり

◆地区社協の設置状況

令和4年3月31日現在

地区名	発足年月日	事務所	地区名	発足年月日	事務所
常盤平団地	平成8年12月8日	常盤平市民センター	明第1	平成10年12月19日	明市民センター
馬橋	平成9年4月29日	馬橋東市民センター	本庁	平成11年2月6日	松戸市文化ホール
小金原	平成9年6月29日	小金原市民センター	馬橋西	平成16年5月16日	馬橋市民センター
常盤平	平成9年7月19日	常盤平市民センター	明第2東	平成17年5月22日	松戸市南花島 4-63-5
東部	平成9年9月28日	東部市民センター	明第2西	平成17年5月22日	古ヶ崎市民センター
小金	平成9年12月14日	小金市民センター	五香松飛台	平成19年5月26日	五香市民センター
新松戸	平成9年12月23日	新松戸市民センター	六実六高台	平成19年5月26日	六実市民センター別館
矢切	平成10年12月12日	総合福祉会館			

◆年度別ふれあい会食会実施状況

	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
開催回数(回)	187	178	146	13	50
利用延人数	8,883	8,464	6,595	545	2,201
ボランティア参加延人数(人)	3,567	3,557	2,951	145	740

※ 元年度以降は、新型コロナウイルス感染症の影響により開催が一部制限されています。

◆ふれあい・いきいきサロン開催地区及び会場の年度別推移

	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
開催地区社協数(会場数)	14(42)	14(42)	14(45)	1(1)	10(15)

◆子育てサロンの開催

	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
開催地区社協数(会場数)	13(26)	13(26)	13(27)	1(1)	8(15)

第6章 支え合い共に生きるまちづくり

取り組み課題

3. 地域での支え合い活動の推進

～孤立させない地域づくり～《声かけ・見守りの推進》

現状と課題

- 地域の中には、子どもから高齢者まで様々な人が暮らしていますが、生活習慣や価値観の多様化、核家族化によりかつてのような地域住民相互の社会的なつながりは希薄になり、一方、虐待や「孤独死*」という痛ましい事例も社会問題化しており、地域の見守りに期待が高くなっています。
- こうした社会問題を発見し、解決するためには、市民自らが地域に関心を持ち、人と人とのつながりを作っていくこと、ひとり暮らしの高齢者や障害のある人、子育て中の家庭などの、支援を必要とする人々を地域で見守るなど、日常的な支え合いが必要になっています。
- 地域福祉の考え方は、「全ての市民が福祉の受け手であり同時に担い手でもある」という認識の上に成り立つものです。福祉は、「サービスを受けるだけの福祉」から「自ら携わる福祉」へ意識を変えていくことが必要です。
- 福祉はもとより、防災の観点からも「向こう三軒両隣」の重要性がいられています。助け合い、支え合いながら、同時に過度に干渉せず、個人を尊重した「『新しい』向こう三軒両隣」という関係、助けてほしい時に「力を貸して」と言える関係づくりが大切です。支え合いは、助ける人も「助けられる」経験を積み、誰もが「困ったときはお互いさま」と思える地域社会から生まれます。
- 「第3次松戸市地域福祉計画に関連する地域団体の取り組みの把握結果(令和2年1月、松戸市)」によると、地域団体の約3割が高齢者や児童に対する「声かけ・見守り」活動を行っているという回答をしており、地域団体の中で最も多い取り組み分野となっています。引き続き、このような活動を継続していくことが大切です。
- 市民アンケートの結果、「本当に困ったときや悩みがあるとき、相談できる人がいますか」について、一般の世帯では約9割が「いる」と答えているのに対し、生活にお困りの世帯では約7割が「いる」と答えていました。また、同様に一般の世帯より生活にお困りの世帯の子どものほうが、孤独を感じる傾向が見られます。今後は、生活にお困りの世帯に対する相談窓口の普及と同時に、行政と地域が連携してこうした世帯にまずは声かけをしていくことが必要です。
- 「悩みやストレスをどなたに相談していますか」という市民アンケートに対し、女性の約1割が「なし」と回答しているのに比べて男性では約2割が「なし」と回答しており、このことから、男性の相談先が乏しいことがわかりました。

- 障害の有無にかかわらず、子ども達が安心して遊べるインクルーシブ公園の整備は、様々な市民の交流・声掛けや見守りにもつながり、孤立を防ぎます。
- 市民の誰もが参加でき、ゆるやかなつながりを持つことにより地域の中での孤立を防止する「まつど DE つながるステーション」を創出します。地区ごとに、地域住民をはじめ、多様な主体が参画する実行委員会を立ち上げ、誰もが参加できる地域の居場所を検討します。居場所を考えるプロセスを大切に、孤立させない地域づくりを推進します。

施策の方向性

○あいさつの普及

- 「あいさつ」や「声かけ」というのはいわば思いやりであり、人間関係をよくする第一歩に通じます。それだけではなく、「あいさつ」は地域福祉推進の第一歩になります。

○町会・自治会、NPO法人等による声かけ・見守り等の体制づくりの推進

- 町会・自治会は、地域コミュニティ活動の最も重要な主体です。地域の実情に応じた声かけや見守り体制を構築していくことが望めます。
- 医療機関等と地域住民の連携による見守り活動の「あんしん電話」を支援します。

○民生委員・児童委員による見守り

- 民生委員・児童委員は、援助や見守りが必要な人が地域の中で安心して生活していけるよう、身近なところでサポートする地域福祉の推進には欠かせない存在です。民生委員・児童委員による見守りを支援します。

○事業者への声かけ・見守りの協力

- 公共事業者等により実施されている配達や検針時の見守りについて協力事業者の拡大が望めます。
- 平成24年度には、市と公共事業者が生活困窮者への支援で連携する覚書を取り交わしました。今後、他の事業者の協力を得ながら、地域ぐるみで見守りを行っていくことが望めます。

○社会とのつながりづくり、孤独死防止の取り組み支援

- 社会的なつながりが希薄になる中、孤立を防ぐためには顔の見える関係づくりが重要なポイントです。そのためには「まつど孤独死予防センター」等で進めてきた、居場所「いきいきサロン」づくり、「あいさつ運動」などの孤独死ゼロ作戦について、協働しながら全市的な取り組みを支援します。合わせて孤独死予備軍について検討します。

○認知症高齢者等の見守り活動「松戸市あんしん一声運動」

- 高齢者を地域全体で温かく見守っていくために認知症サポーター養成講座の受講者に対し「オレンジ声かけ隊」への登録を推進します。「松戸市あんしん一声運動」を推進します。

○「高齢者支援連絡会」の見守り活動

- 平成23年度に9地区で高齢者支援連絡会が設置され、ボランティアによる見守り・声かけ等の活動が行われています。残る地区への働きかけを行うつつ高齢者支援連絡会の必要性について検討していきます。

○地域の情報共有の促進

- 地域ぐるみで福祉活動を展開するには、広報宣伝の役割が欠かせません。このような視点を重視して、ネットワーク紙の発行などにより地域の情報共有の促進に努めることが望めます。

それぞれの役割

個人の役割	地域の役割	行政の役割
<ul style="list-style-type: none"> ○あいさつする ○隣近所に住む人を知り、声かけを心がける ○近隣の見守りを必要としている人を見守る ○プライバシーの尊重、過干渉しない ○異文化について理解を深める 	<ul style="list-style-type: none"> ○新聞配達店、郵便局、電気、ガス、水道事業者と連携する ○声かけ、見守り活動を、地域での運動に広げていく ○必要時連絡する相談窓口を把握しておく 	<ul style="list-style-type: none"> ○高齢者支援連絡会の設置を地域の方々と協議する ○生活困窮者などに対する事業所との連携 ○認知症サポーターを養成する ○重層的支援体制整備事業などの活用も検討し、孤立しない地域づくりを推進する



(松戸市高齢者安心カード(表))

フリガナ 氏名	男・女
生年月日(明・大・昭)	年 月 日 血液型 型 ±
住所 (松戸市)	
緊急連絡先 (※親族) 氏名	☎
かかりつけ医	☎
高齢者いきいき安心センター ☎047-	

(松戸市高齢者安心カード(裏))

※高齢者支援課、各地域包括支援センターにおいて配布しています。財布等にしまっておくことで、救急搬送や徘徊の際に救急隊や警察が円滑に個人情報把握できるものです。

第6章 支え合い共に生きるまちづくり

取り組み課題【推進項目】

4. 子どもや高齢者、障害者等への虐待・暴力の防止

現状と課題

- 全ての市民が、自分らしく安心して生活していくためには、子どもや高齢者、障害のある人等への虐待・暴力事案を未然に防止しなければなりません。それは、地域住民等が支え合い、一人一人の暮らしと生きがい、地域をともにつくっていくことのできる「地域共生社会」を実現する一歩ともいえます。
- 本市において、児童、高齢者、障害者に対する「虐待のない誰もが安心して暮らせるまちまっど」の実現を目的として、令和2年4月1日から「松戸市虐待防止条例」が施行されました。この条例に基づき、市、市民、関係団体及び地域社会がそれぞれの立場で力を尽くし、虐待を無くしていく取り組みを推進します。
- 虐待の早期発見には、虐待を受けていると思われる人がいる、虐待を直接見た場合などに、「虐待でなかったらどうしよう」と躊躇することなく、関係機関へ通報・通告することが重要です。通報・通告した人の情報は守られます。
- 子どもや高齢者、障害のある人に対する虐待、配偶者や恋人からの心身への暴力「ドメスティック・バイオレンス（DV）*」は増加傾向にあります。虐待、DVの防止には、地域や行政の早期発見・早期対応、切れ目のない支援体制を充実していくことが必要です。
- 児童虐待の予防・防止については、平成29年4月に、子どもとその家庭及び妊産婦等を対象とした総合支援を行う「子ども家庭総合支援拠点（子ども家庭相談課内）」を設置し、社会福祉士*や心理士等有資格者の配置を増やし支援体制を強化しました。また、松戸市児童虐待防止ネットワーク構成機関と連携し、虐待の発生予防、早期発見・早期対応、アフターケアに至るまで切れ目のない支援を実施すると共に、保護者が本来担うべき家族のケアを担う児童（ヤングケアラー）の発見や、保護者を孤立させずに虐待を未然に防ぐための取り組みとして、ポスターや相談カードの配布、専門職向け研修会や市民向け講演会の開催等による周知啓発に努めています。

ヤングケアラー：本来大人が担うと想定されるような家事や家族の世話などを日常的に行っている子ども

「松戸市あんしん一声運動」と「オレンジ声かけ隊」について

松戸市あんしん一声運動は、普段の生活の中で手助けが必要な高齢者を見かけた時「何かお困りですか?」「お手伝いしましょうか?」と積極的に声をかけ、高齢者を地域全体で温かく見守っていくことを目指した運動です。これは「オレンジ声かけ隊」が行います。「オレンジ声かけ隊」は、市に登録して、松戸市あんしん一声運動に参加する認知症サポーターです。令和3年3月末現在、個人登録者は3,962名、団体では210組が登録しています。また「オレンジ協力員」は認知症サポーターで、認知症に関する専門職と一緒に活動しています。

令和3年3月末現在、1,055名が登録しています。



個人登録証



団体ステッカー

「オレンジ・パトウォーク」について

オレンジパトウォークはオレンジ協力員や各高齢者いきいき安心センター（地域包括支援センター）*が連携して地域を見守るパトロールです。平成29年に明第二地域包括支援センターで取り組みが開始され、その後、五香松飛台、小金地域において実施されてきました。令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受けて、多くの活動が自粛に追い込まれ、人と人とのかわりが薄れてきている中で、特に高齢者の社会的孤立が問題視されていることから、松戸市ではこのオレンジパトウォークを市内全15圏域に拡大して、見守りを実施しています。

細かい活動内容は地域ごとの課題に応じて自由に実施されています。



このビブスを着用してパトロールします

施策の方向性

○関係機関の連携・協力体制の推進

- 児童虐待対応では、「松戸市児童虐待防止ネットワーク」を構成する関係機関の連携と協働体制を強化します。
- 高齢者の虐待では、「松戸市高齢者虐待防止ネットワーク」を活用するとともに、虐待事例介入方法や支援・対応方法等については、市と地域包括支援センター*が、関係機関と連携し対応が円滑に行えるよう支援します。
- 障害のある人への虐待では、「松戸市障害者虐待防止ネットワーク」を活用するとともに、虐待事例の介入方法や支援・対応方法等については、市と基幹相談支援センターが、関係機関と連携し対応が円滑に行えるようにします。

○相談体制の充実

- 家庭児童相談援助体制の充実を図るとともに、乳児家庭全戸訪問、養育支援訪問事業により、育児や子育てに不安を感じている保護者が社会から孤立することを防ぎ、虐待の予防を図ります。
- 地域包括支援センターが中心となり関係機関や地域の方々との連携を図り、高齢者虐待への対応、高齢者虐待防止を図ります。
- 「障害者虐待防止センター*・障害者差別相談センター」で、障害者虐待への通報や相談を受け付けます。また、障害者虐待への対応技術を高めます。

○虐待防止に向けた活動、早期発見・対応体制の整備

- 「松戸市児童虐待防止ネットワーク」の啓発事業拡充により、虐待防止の意識高揚を図ります。
- DV防止に関する啓発活動を推進するとともに、婦人相談業務やDV対応体制を充実します。
- 高齢者虐待防止に向け、高齢者虐待に関するリーフレット・ポスターの配布や、広報まつど・ホームページ・SNS等を活用し情報提供を行います。また、専門職向け研修会の開催、市民向けに学ぶ機会の提供、適切な養護者支援を実践しながら、虐待予防から再発防止を図ります。
- 一般の方向けの講演会や、障害者施設職員に対する研修会など、障害者虐待の防止に関する普及啓発に努めます

- 婦人相談におけるDV相談件数は年々増加傾向にあり、相談者の状況に応じて、子どもや高齢者、障害者の支援機関等とも連携し対応しています。市ではDV防止を目指し、相談カードの配布や相談窓口の周知等、啓発活動も行っています。
- 高齢者虐待防止については、平成18年4月1日「高齢者に対する虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」が施行されるのに先立って、本市においては平成16年度に「高齢者虐待防止ネットワーク」を設置し、地域包括支援センター*をはじめとする多くの関係機関と連携しながら対応しています。また、啓発活動の一環としてポスター・パンフレット等の配布、SNSの活用、専門職向け研修会、市民向け講演会などを行っています。
- 障害のある人に対する虐待の予防は、平成24年10月1日「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」が施行され、本市においても「障害者虐待防止センター*」を設置し、虐待に関する通報や届出を受け付け、市と基幹相談支援センター*がその後の支援など対応を行っています。さらに、市民や障害福祉サービスの事業者等を対象に講演会や研修を実施し、虐待防止に関する普及啓発に努めています。また、市と基幹相談支援センターの虐待通報への対応については、松戸市障害者虐待防止ネットワーク会議にて検証しています。
- 市民アンケートの結果、「生活や気持ちにゆとりがないので、子育てにいらだつことがある」「子どもを虐待しているのではないかと思うことがある」といった質問に対して、小さい子供の保護者ほどそのような気持ちになる傾向がわかりました。このことから、虐待防止のためにも就学前児童の保護者に対する支援が必要です。家庭児童相談援助体制の充実を図るとともに、乳児家庭全戸訪問、養育支援訪問事業により、育児や子育てに不安を感じている保護者が社会から孤立することを防ぎ、虐待の予防を図ります。
- 本市では、児童福祉法が定める「要保護児童対策地域協議会」として、「松戸市児童虐待防止ネットワーク（平成28年10月改正）」を設置し、児童相談所をはじめとする関係機関や民間団体と密接な連携を図り、要保護要支援児童・特定妊婦への迅速で丁寧な対応に取り組んでいます。
- 今後、発生の予防から虐待を受けた方の自立にいたるまで、総合的な支援と横断的に対応できる体制が望まれています。
- 令和6年4月1日より「児童福祉法等の一部を改正する法律」が施行され、市町村において児童福祉及び母子保健に関し包括的な支援を行う「こども家庭センター」の設置が努力義務化されます。本市においても既に設置している子ども家庭総合支援拠点及び親子すこやかセンターの設置意義や機能を維持した上で、「こども家庭センター」の設置に向け組織としての見直しを検討していきます。

それぞれの役割

個人・地域の役割	行政の役割
<ul style="list-style-type: none"> ○虐待予防について知識を深める ○見守り、通報、早期発見に努める ○相談窓口（通報先）を知る 	<ul style="list-style-type: none"> ○相談体制を整備する ○相談窓口を周知する ○虐待の実態把握、調査等を行う ○早期発見の意識啓発をする

「松戸市児童虐待防止ネットワーク」について



本市では、児童福祉法が定める「要保護児童対策地域協議会」として、「松戸市児童虐待防止ネットワーク（平成28年10月改正）」を設置し、児童相談所をはじめとする関係機関や民間団体と密接な連携を図り、要保護要支援児童・特定妊婦への迅速で丁寧な対応に取り組んでいます。

「松戸市高齢者虐待防止ネットワーク」について

本市では、平成16年7月20日に、高齢者虐待の予防と早期発見・早期対応、再発防止を図り、高齢者の平穏な生活を確保することを目的に「松戸市高齢者虐待防止ネットワーク」を設立しました。本ネットワークは、各関係機関の役割を明確にして連携を強化して行くと同時に、高齢者虐待防止の支援方法の構築に取り組んでいます。

「松戸市障害者虐待防止ネットワーク」について

本市では、平成31年4月1日に、障害者虐待の予防と早期発見・早期対応、再発防止を図り、障害者の平穏な生活を確保すること、また障害者差別解消支援地域協議会として、障害を理由とする差別に関する相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする解消するための取組を効果的かつ円滑に行うことを目的に「松戸市障害者虐待防止ネットワーク」を設立しました。本ネットワークは、各関係機関の役割を明確にして連携を強化して行くと同時に、障害者の虐待と差別の防止の支援方法の構築に取り組んでいます。

第6章 支え合い共に生きるまちづくり

取り組み課題

5. 地域での交流・ふれあいの場づくり

現状と課題

- 顔の見える関係を築くためには、誰もが気軽に参加できる、身近な地域での交流、ふれあいの場や機会があることが求められます。しかしながら、都市化の進展等に伴い、地域のつながりや助け合いの気持ちが希薄になることが懸念されています。
- 地域での日常的な交流の中では、町会・自治会単位での集まりや、同世代の子どもを持つ親同士、またサークルや同好会など同じ趣味を持つグループ、高齢者の会食会など多種多様です。日頃の交流が必ずしも活発でない組織や団体もお互いに交流するきっかけとしても、また昔からそこに住んでいる市民と、転入してきた市民との交流の場としても、地域での行事やイベントはまたとない機会です。
- 市内の地区社協では、地域の誰もが楽しく気軽に集まり、仲間づくりができるように「ふれあい・いきいきサロン」や地域住民が子どもから大人まで世代を超えて、年齢や障害の有無に関わらず楽しみながら交流を深め合う場「ふれあい広場」も開催され、近隣の小中学校などによる演奏や地域で活動される団体による手作り品の販売などの模擬店、健康相談コーナーなど様々な催しが行われ、来場者数は年々増加しています。
- 外国人市民との国際交流で大切なことは、多様な文化や歴史などの違いを尊重しあうことです。また、近年では徐々に外国人市民の方と交流する機会が増えてきています。
- また、地域社会の人たちとの交流を通して障害に対する理解を深めてもらう努力も必要です。障害のある人に対する差別・偏見がなくなり、障害のある人もない人もともに参加できる地域での交流・ふれあいの場や機会が増えることが望まれます。互いに相手の気持ちを理解しあう社会をつくること、心のバリアフリー*のため、地域での交流、ふれあいの場づくりが重要です。
- 市民アンケートで要支援認定者の方に対し、「歩いて15分以内に地域の方々と交流ができる場所がありますか」について尋ねたところ、「ある」と「なし」「わからない」が半数ずつであったことから、引き続き交流できる場所の確保や普及が必要です。

- 地域の中で多様性を尊重する社会をつくるために、子どもだけでなく成人や高齢者まで、すべての世代が福祉の心を育むためには、ボランティア活動や地域での住民参加をより促進させる福祉教育が重要です。市社協は、福祉教育の実践にあたって、市内の小・中・高校等、学校と連携を行っています。

施策の方向性

○地域でのイベントなどの住民の参加促進

- 日常の地域交流とは別に、地域ではお祭りや盆踊り、運動会、地区社協のふれあい広場など、様々な行事・イベントがあります。
- 誰もが参加でき、参加したくなるような魅力的な行事、イベントを積極的に行い、すべての市民に地域社会への参加を促すような取り組みを行います。

○地域交流の拠点として町会・自治会の集会所等の有効活用

- 令和3年4月現在、町会・自治会の集会所等の活動拠点が市内には133か所あり、このほかに平成28年8月オープンの松戸市市民交流会館をはじめ市民センターなど公共の施設があります。
- 小・中学校の空き教室等を地域に開放するためには、教育活動に支障が生じないように配慮していく必要があります。
- 地域での交流を活発にするために、地域資源の有効活用ができるような取り組みを行います。

○松戸市国際交流協会を通じて、外国人市民との交流イベントを開催し、国際交流の推進

- 交流活動の情報を積極的に提供し、幅広い市民参加を促進していきます。

○地区社協・NPO 団体・民間事業者などによる、ふれあい・いきいきサロン等の地域での交流・ふれあいの場の充実

- 地域内の誰もが気軽に参加できる交流の場としての機能が強く、今後はさらに充実が求められます。

○障害のある人との交流の促進

- 障害のある人と実際にふれあう中で、市民が障害のある人に対する理解を深められるよう、障害者週間*などの機会を通じてイベントを開催します。
- 市社協等で実施している地域でのふれあい事業の充実を促進し、こうした機会を積極的にPRしていきます。

○多世代まるごとの居場所「まつどDEつながるステーション」の創出

- 市民の誰もが参加でき、ゆるやかなつながりを持つことにより地域の中での孤立を防止する「まつどDEつながるステーション」を創出します。

障害者週間：平成16年の障害者基本法の改正により、国民に広く障害のある人の福祉についての関心と理解を深め、障害のある人があらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めることを目的として、従来の「障害者の日」（12月9日）に代わり設定されました。「障害者週間」の期間は、毎年12月3日から12月9日までの1週間です。

それぞれの役割

個人の役割	地域・行政の役割
<ul style="list-style-type: none"> ○行事、イベントへ参加する ○世代を越えて市民同士の交流を促進する ○外国人市民と交流を持ち、お互いに理解する ○障害のある人との交流を持ち、お互いに理解する 	<ul style="list-style-type: none"> ○誰もが参加しやすい行事、イベントを開催する ○福祉施設と地域の交流を進める ○地域福祉活動における自治会館等の利用を活発にする ○サロンの充実 ○松戸市国際交流協会を通じて、外国人市民も参加しやすい行事、イベントの企画・開催 ○障害のある人との交流を進める ○福祉教育を推進する

「ふれあい・いきいきサロン」について

地区社協のふれあい・いきいきサロンは、憩いの場です。令和元年度で、14地区45会場で開催し、年間開催回数748回、年間来場者は17,937人に上ります。笑顔あふれるサロンにぜひご参加ください。



「まつどDEつながるステーション」について

まつどDEつながるステーションは、地域の方が担い手となり、誰もが参加でき、市や地域の情報が得られるところです。ゆるやかなつながりを持つことにより地域の中での孤立を防止し、社会とのつながりをつくります。



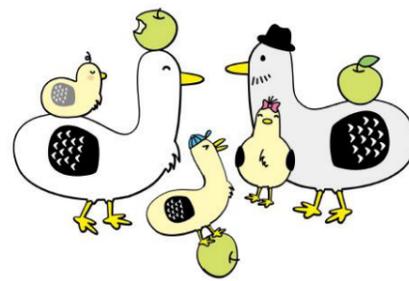
第6章 支え合い共に生きるまちづくり

取り組み課題

6. 子ども・子育て支援

現状と課題

○ 地域では、子どもから高齢者まで様々な世代が助け合いながらいきいきと暮らしていることが重要です。しかしながら、急速な少子化の進展や核家族化、地域のつながりの希薄化により、子どもや家族を取り巻く環境は、目まぐるしく変化しています。子育ての孤立感や負担感を感じている人がいる中で、子どもの健やかな育ちと子育てを地域全体で支援していく必要があります。



松戸市子育て応援マスコット
「まつドリ」

○ 乳幼児の親子が自由に遊べる広場として、おやこ DE 広場・子育て支援センター*等を市内 28 か所に設置し、常駐している子育てコーディネーターが子育ての情報提供や相談支援を実施しています。また地区社協では、13 地区 27 会場で「子育てサロン」を開設し、子育て中の保護者が交流し、地域のボランティアが子育て中の保護者の相談相手となり、子育てを支援しています。

○ 女性の社会進出に伴い、共働き家庭が増加しており、保護者が子育てと仕事を両立できる環境整備が求められています。保育所や小規模保育施設の大幅増設、全小学校での放課後児童クラブ*の設置及び、放課後 KIDS ルーム*の実施・充実などに取り組んでおりますが、地域全体で継続して支援していく必要があります。また、市では送迎保育ステーションを松戸駅西口及び東口・新松戸・東松戸・八柱・北小金駅前を設置し、幼稚園教育を受ける仕組みづくりを整えています。

○ 小・中・高校生がそれぞれの成長段階で、いきいきと過ごすことができるよう、地域全体で子どもたちの健全育成に取り組むことが重要です。特に子どもの自主的な活動や子ども同士の交流が図られるように、地域において児童館などの居場所を整備する必要があります。この点、中高生世代の子どもが、家庭や学校以外の第3の居場所（サードプレイス）として気軽に利用できる「中高生の居場所」を市内で5か所開設しており、今後も増やす計画があります。

○ 地域には、学校以外にも子ども会やスポーツ、文化活動、地域の見守りなどさまざまな団体や活動があり、多くの人々が子どもの健全育成に関わっています。今後も地域全体で子どもの支援に取り組めるよう子どもたちを暖かく見守る地域づくりを継続していくことが必要です。子どもたちの視点から市政に提言をする「こどもモニター」事業の実施など、子どもが社会へ参画する機会を確保するととも

に、全ての子どもが自分らしい夢をもち成長できることを応援する「こどもの夢支援事業」や「ゲットユアドリーム*」の実施を通じて、子ども一人ひとりの個性が認められると感じられ自己肯定感をもって成長していくことができるよう支援していく必要があります。

- 少子化、核家族化が進む中、中高生など思春期の子どもにとって、今後の妊娠出産や育児について考えることは、将来的な虐待防止や少子化対策にもつながる重要な経験です。「中高生と乳幼児のふれあい体験」は、中高生が子育て中の親子とふれあうことにより家族や家庭の大切さや子育ての素晴らしさを感じられる貴重な体験の機会であり、継続して実施していく必要があります。



ゲットユアドリーム*での様子

- 市では、保育士や幼稚園教諭に対する各種補助制度（免許取得・家賃補助等）を策定し、民間保育施設及び私立幼稚園における人材確保に努めています。

施策の方向性

○地域において親子が集える場所の充実

- 乳幼児と保護者が気軽に集えるおやこ DE 広場、子育て支援センターを整備し、友達づくりや情報交換、育児相談等ができる場を提供します。
- 地区社協では、13 地区 27 会場で「子育てサロン」を開設し、子育て中の保護者が交流できる場を提供します。

○地域において子どもが健やかに成長できる環境の整備

- 保育所や小規模保育施設、放課後児童クラブ*や放課後 KIDS ルーム*を整備し、保護者が子育てと仕事を両立できる環境づくりを進めます。
- 地域における小中高生の居場所づくりを進めます。
- 子どもが積極的に参画、活動できる機会を確保します。

○出産・子育てを想像できる機会の確保

- 中高生が命の大切さや愛おしさ、育児の素晴らしさを体験する「中高生と乳幼児のふれあい体験」を実施します。

放課後児童クラブ：保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生に、放課後等に学校施設等を利用して適切な遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図る事業です。

放課後 KIDS ルーム：学校施設を活用して、小学生が放課後等に安全に安心して活動できる居場所。実施小学校の図書室等を開放し、自由に学習や読書等ができる場所を提供しています。教職員免許等を持つスタッフが常時配置され、読書支援や学習支援を行います。※放課後児童クラブとは異なり、監護を必要とする児童の指導にあたる専門の職員はいません。

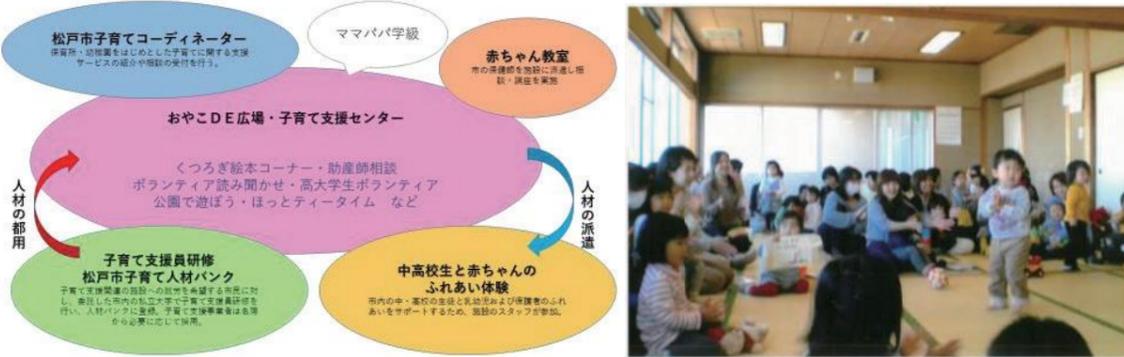
ゲットユアドリーム：中高生が地域のさまざまな大人たちと触れ合うことにより、生き方や働き方の多様性に気づき、自らの可能性を信じ成長することを支援します。

それぞれの役割

個人の役割	地域・行政の役割
<ul style="list-style-type: none"> ○声かけを行う ○子どもや子育ての現状を理解する ○行政や地域で行われている子育て支援事業を知り、利用する 	<ul style="list-style-type: none"> ○地域において親子が集える場所を充実させる ○地域において子どもが健やかに成長できる環境を整備する ○出産や子育てを想像できる機会を確保する

「おやこ DE 広場」・「子育て支援センター」について

乳幼児や保護者同士の交流や悩みを相談できる場である、「おやこ DE 広場」・「子育て支援センター」が、市内全域の様々な施設内に 28 か所設置されています。地域の自治会、高齢者や小中高校との連携など、地域で子育て中の保護者を支えつなげる仕組みができ、子育て支援のネットワークが広がりを見せています。



地区社協の「子育てサロン」について

市内の地区社会協議会では、地域の子育て中の保護者とその子どもたちを対象にした「子育てサロン」を開催しています。

「共働き子育てしやすい街ランキング」で 2020 年・2021 年に松戸市が 2 年連続、総合編 1 位を受賞！

日本経済新聞社と日経 xwoman が調査した「共働き子育てしやすい街ランキング」において、2020 年・2021 年に松戸市が 2 年連続、総合編 1 位を受賞しました。その他、「日本子育て支援大賞 2021」「2020 年度千葉県ベスト育児制度賞」も受賞しました。市民・事業者・行政が一体となり、地域全体で子育て支援に取り組んできた結果がこの受賞につながりました。今後も子どもや子育て世代に優しい街づくりを進め、多くの人に「住みたい」、「住み続けたい」と思われる街を目指していきます。

子育てにやさしいまち まつど 松戸市の子育て支援について **3つの賞を受賞しました**

共働き子育てしやすい街ランキング2020-2021 **第1位** (日本経済新聞社・日経xwoman調査) **2年連続**

第2回 **日本子育て支援大賞 2021** **初受賞**

2020年度 **千葉県ベスト育児制度賞** **初受賞**

「中高生と乳幼児のふれあい体験事業」について

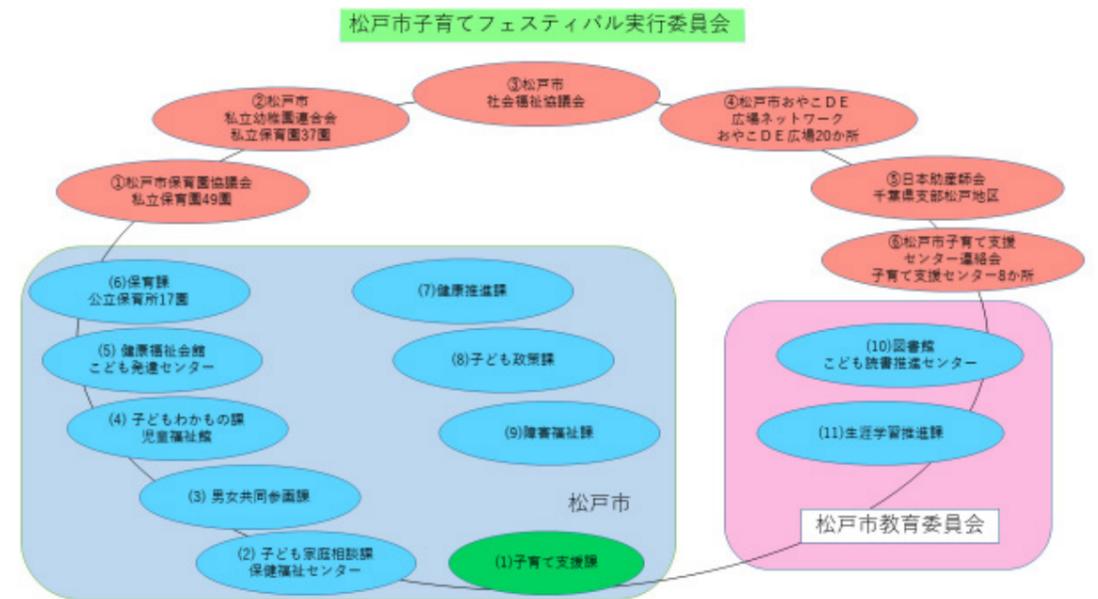
平成 23 年度より、親になる一歩手前の中高生が育児の予備体験を積めるよう、中高生と乳幼児のふれあい体験事業を実施しています。中高生が命の尊さを知ること、自分自身を大切にする心や自己肯定感を高め、将来的な虐待予防や少子化対策につなげることを目的としています。



生徒が普段見せないような笑顔で赤ちゃんと接し、参加した親からは「生徒さんが自分の子育ての話真剣に聞いてくれて嬉しかった」など好評です。事業の周知やサポートスタッフ派遣などでは、おやこ DE 広場や子育て支援センターとも連携し実施しています。今後も開催に協力いただく中学・高校を拡大していく予定です。

「松戸子育てフェスティバル」について

毎年開催する「松戸子育てフェスティバル」では、保育園、幼稚園、市社協、NPO や市内の子育て関係団体が一堂に集い、市内の子育て支援情報の提供、イベントを実施するとともに、子育てに関する専門職による総合相談をしています。



第7章 福祉文化の創造

基本目標 4

～全ての人を柔らかく包み込む 優しい都市に～
まち

取り組み課題

- 1 心のバリアフリー
- 2 世代間交流
- 3 福祉教育の推進【推進項目】
- 4 ふるさとづくりの推進



【1960年代常盤平団地2DK再現展示】



【縄文の森・復元竪穴住居】



【松戸市立博物館】
旧石器時代から1960年代の団地を展示。
松戸3万年の歴史が感じられる博物館です。

第7章 福祉文化の創造

取り組み課題
1. 心のバリアフリー

現状と課題

- 誰もが自分らしく、安心して住みなれた地域で暮らしていくためには、お互いの存在を認め合い、差別や偏見による心のバリアのない、共に生きる社会づくりが不可欠になります。本市は、平成10年に世界人権宣言50周年にあたり、すべての人が安心して暮らせるまち「ふるさと松戸」を築くことを誓い、「人権尊重都市」を宣言しています。また、小・中学校における人権教室や人権週間における人権講演会等により人権施策を推進しています。
 (松戸市制施行 70周年記念ロゴマーク)
- 段差の解消、スロープやエレベーターの設置をはじめとする、施設や道路、駅などのバリアフリー*については、市内でも進められているところですが、すべての人が安心して快適に暮らせるまちをつくるには、ハード面の整備だけでなく、一人ひとりの市民が思いやりやいたわりの気持ちを持ち、お互いを理解し尊重することも必要です。
- 本市では、「松戸市交通バリアフリー基本構想*」に基づき、心のバリアフリー*の実践と疑似体験の機会や情報の提供等を行っています。このことにより、市民の心のバリアフリーに関する意識を醸成し、高齢者・身体障害者等の移動制約者に対する日常的な気遣い、道路不法占用の防止、違法駐車・放置自転車の防止、民間店舗入り口のバリアフリー*化等を展開しつつあります。
- 市民アンケートでは、身体・知的・精神障害のある人への地域社会の中の差別・偏見について、それぞれ約半数の方が「ある」と回答しています。また、差別・偏見の生まれる理由について、「障害者のことがよく理解されていないこと」が約6割となっていました。これらのことから、障害に対する理解を深めてもらう活動を今後も継続していく必要があります。
- 毎年、障害者福祉に対する市民の理解促進と障害のある人の社会参加を目的として、障害者週間記念事業「ふれあいフェスティバル」を開催しています。市内障害者就労施設等による福祉バザーとしては最大のイベントであり、障害のある人とふれあいながら、子どもから大人まで楽しめる内容となっています。
- 誰もが一人ひとり尊重され、いきいきと暮らせる地域とは、性別による偏見や、固定的性別役割分担意識に捉われることなく、個人の個性と能力を活かせる男女共同参画の社会です。本市では、「男女共同参画プラン」を基に、男女共同参画センターを活動拠点として啓発や情報提供、市民活動支援を行っています。

- 本市では、令和4年6月30日現在、17,360人の外国人が住んでいます。そのため以前と比べて普段から外国人と接する人も増えてきているかもしれません。しかし、国際化と言われても言葉の壁もあり、気持ちの面で無意識に偏見や差別をしてしまっていることもあるのではないのでしょうか。人種や国籍などに関係なく、お互いの文化や生活習慣の違いを認めあっていくことが大切です。



(海外から来たママとパパの広場)

- 心のバリアフリー*の醸成に向けて、まちづくりや福祉、教育など様々な分野で、長期的、継続的に取り組む必要があります。

施策の方向性

○多様性の理解の促進

- 年齢や障害、また、様々な立場や背景を踏まえて、地域一人ひとりがお互いを認め合えるような多様性の理解を促進します。

○新たな交流の場づくりを推進

- 心のバリア（障壁）が生まれる原因の一つに、日常的な交流の機会が少なく相互理解が深まっていないことが上げられます。性別や国籍、障害の有無を問わず、幅広い交流の場づくりを推進します。

○地域の行事やイベントの検証（全ての人に参加しやすいか、呼びかけがなされているか）

- 既に行われている地域の行事やイベントも、すべての人が参加しやすいような配慮、呼びかけがなされているのか、もう一度検証してみる必要があります。

それぞれの役割

個人の役割	地域の役割	行政の役割
<ul style="list-style-type: none"> ○お互いを尊重する ○思いやりやいたわりの気持ちを持つ ○困っている人を見かけたら声をかける 	<ul style="list-style-type: none"> ○行事、イベントの開催は、市民（高齢者、障害のある人、子ども等）が参加しやすいように配慮する ○学校等における福祉教育の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ○ノーマライゼーション*の普及、推進 <p><small>(ノーマライゼーション：障害のある人と健常者とは、お互いが特別に区別されることなく、社会生活を共にするのが正常なことであり、本来の望ましい姿であるとする考え方です。)</small></p>

第7章 福祉文化の創造

取り組み課題 2. 世代間交流

現状と課題

- 核家族化や少子化、高齢者世帯・高齢者単身世帯の増加に伴い、従来、家庭内や地域で行われていた高齢者と子どもの交流が減少してきています。
- 高齢者が地域社会を担う機会が減少することにより、次第に孤立化、生きがい感の喪失に繋がります。また、子どもたちにとっては、多世代との交流が減少することにより、多様な価値観やお互いの違いを知る、理解する機会が失われている状況にあります。
- 多世代との交流を通して、他人への思いやりの心、感謝の心を持つことの大切さを認識するために、意識的に世代を超えたふれあうきっかけを増やしていくことが必要です。
- 本市では、高齢者が保育所で子どもたちと交流をもったり、小中学校で地域の人材を講師に招いて授業を行うような取り組みが行われています。おやこDE広場、子育て支援センターでは、高齢者による読み聞かせや学校の授業の一環で実施される中高生と乳幼児のふれあい体験を通して、世代間の交流が行われています。また、多世代まるごとの居場所「まつどDEつながるステーション」を創出し、世代を超えて誰もがつながることができる機会を増やしていきます。



(高校生と赤ちゃんのふれあい体験 2015)

- 地区社協の活動には、学校の児童と一緒に花を育て、高齢者の施設や保育園に届ける園芸支援を行ったり、小学生と一人暮らしの高齢者との年賀状交流など世代間交流の場づくりに取り組んでいる活動も多くあります。こうした特色ある活動を日常的な地域での交流につなげていくことが大変重要です。



(小金地区 ふれあい花壇)

施策の方向性

○元気高齢者が多世代と積極的に関わっていく施策を推進

- はつらつクラブ(シニアクラブ)、シニア交流センター、老人福祉センターそれぞれの有効活用に努めることが望まれます。
- 高齢者が住みなれた地域において個性や能力を発揮し、生きがいを持って過ごすことができるような支援を充実させていきます。

○子どもを通じた世代間交流の推進

- NPO*や地域に活動する組織が連携し、子どもを通じた世代間交流を推進しています。

それぞれの役割

個人の役割	地域の役割	行政の役割
<ul style="list-style-type: none"> ○交流行事に参加する ○自分の持つ知識、経験を交流事業に生かす 	<ul style="list-style-type: none"> ○交流の場を設定する ○学校は世代間交流の場、機会を提供する ○地域の子どもや高齢者に対する声かけを行う 	<ul style="list-style-type: none"> ○交流事業への参加促進のためのPRを支援する



(写真上：小金地区まつどDEつながるステーション 小金わくわく農園)



(写真右：馬橋地区プレイベント まばしDEエンジョイ！～昔遊びで楽しむ居場所～)

第7章 福祉文化の創造

取り組み課題【推進項目】 3. 福祉教育の推進

現状と課題

- 地域福祉を推進していくには、一人ひとりの市民が主体的にかかわり、担い手として参加していくことが重要になります。学校などでの福祉教育は、すべての人がかけがえのない存在として尊ばれ、差別や排除されたりすることなく、社会生活の中でともに支え合い生きる喜びを感じることができるよう「ともに生きる力」を育むことを目標とした教育です。子どもたちがふるさととなるまちを、福祉のところに満ち溢れた心豊かな生活を営める社会にする担い手となるために、重要な役割を果たしています。また、現在、地域団体の高齢化による従事者不足、後継者不足が大きな課題となっています。今後の福祉教育の方向性としては、特に若年層を含めた現役世代を重視して行うことでこの課題を解決していく必要があります。
- 千葉県及び本市では市内の小・中・高等学校で、障害のある人や高齢者、保護者・地域住民とともにすすめる福祉教育に取り組んでいます。施設訪問やボランティア*体験、地域との交流活動など、まだ校数は少ないものの、さまざまな福祉教育を実施している学校があります。各学校で実施している福祉教育の実践については、その情報を横断的に交換できるような機会が少ないため、情報交換の機会をさらに充実させる必要があります。
- 市社協は、このような学校の取り組みを多方面から支援していますが、地域福祉の推進という点から、単なる福祉体験にとどまらず、社会福祉制度・活動への関心と理解をすすめる、社会福祉問題を解決する実践力を身につけることが、今後の課題となります。そのためには学校と社会福祉協議会の一層の連携が求められます。
- 地域福祉活動への若年層の参加が少ないことから、福祉教育については、小・中・高等学校のみならず、大学等とも連携をとる必要があります。本市では若者のボランティア*体験講座を実施し、若者にボランティア体験の機会を提供しています。
- 今後、ボランティア活動をより発展させていくためには、高齢者だけでなく、より若手を取り込んでいく必要があります。そのための情報発信や周知啓発活動のあり方が今後の課題です。

施策の方向性

○地域、学校、社会福祉協議会との連携を図り地域全体での福祉教育の推進

- 地域の中で、児童生徒が世代間交流を通して社会の一員であることを学び感じられるように学校、地域、関係団体と協働した福祉教育活動を推進します。
- 地区社協では、児童生徒との交流の機会を増やし、地域ぐるみで実践する福祉活動を推進します。

○福祉教育の機会を提供

- 市社協では、高齢者や障害のある人の体の動きや機能が制限された状態を体験できる福祉用具を貸出し、体験学習を通して相手を思いやる心を育みます。
- 市社協では、児童生徒を対象としたボランティア体験講座を実施し、支え合い助け合う仕組みの大切さを伝えていきます。
- 市社協では、福祉体験学習をサポートするボランティア（福祉教育サポーター）を育成し、学校や地域での福祉教育実践活動を支援します。
- 市社協では、オンライン交流会など学校のICT化に対応した福祉教育プログラムを提供します。

○福祉教育に係る情報を提供

- 市社協では、福祉教育に取り組む学校や地域活動者を対象とした「福祉教育推進研修」を開催したり、助成金を交付することで福祉教育実践校の拡大を図ります。
- 市社協では、学校における福祉教育活動実践プログラムの提案や実践例に係る情報を発信します。

それぞれの役割

個人の役割	地域の役割	行政の役割
○学校の福祉教育の取り組みに協力する	○市社協は、全面的に協力、推進する ○学校職員対象の研修の機会をつくる	○福祉教育の取り組みを支援する ○福祉教育の機会提供に協力する

第7章 福祉文化の創造

取り組み課題

4. ふるさとづくりの推進

現状と課題

- 地域の伝統文化・民俗芸能を継承していくことは、住んでいる地域を知り、理解を深め、人とのつながりを強める機会でもあります。ふるさとが街の中の自分自身の居場所となり、ふるさとにすることで、誰かが自分を必要とし、受け止めてくれる場になることが望まれます。ふるさとづくりの活動は、自分の住んでいる街を大切に思い、住み続けたいという気持ちにつながるものです。
- 人々が主体的に歴史と文化の共有・継承の地域活動に参加できる機会を増やし、生涯を通じてふれあえる、ふるさとづくりを推進していくことが必要と考えます。
- 地域では、歴史景観に配慮したまちづくりが求められているなか、町会・自治会などの単位で、あるいは神社や寺などを中心に、古くから歴史のあるお祭りや盆踊りなど季節ごとの行事を通じた世代間交流や様々な芸術文化活動、伝承活動が個性豊かに行われています。
- 松戸に関わりを持つさまざまなアーティスト・クリエイターが地域の協力や交流の中で暮らしに根ざした創造的な表現活動を展開したり、多種多様な表現活動の場を創出させ、クリエイティブな活動に触れる機会が多くあります。松戸の魅力を発信するためにぎわいを創出するイベントの実施や、身近に歴史や自然を感じられる場や機会の充実が図られています。
- 松戸市内でご協力頂き、集まった共同募金（赤い羽根募金・歳末たすけあい募金）は、共同募金会を通じて市社協へ配分され、地区社協活動への助成やボランティア活動支援などに役立っています。ふるさとづくりの活動は、じぶんのまちを良くしたい、という郷土愛に通じ、寄付文化の醸成にも重要な役割を持っています。



(松戸まつり 募金活動の様子)

- 首都東京に隣接する松戸市は、古くから四季折々の暮らしが人々のふれあいの中で、地域の特性豊かに育まれてきました。今後もこの街が全ての人を柔らかく包み込む、優しい都市であるよう、誰もが支え合う心を持ち、自分自身の将来に夢や希望を持ち、住んでよかった、これからも住み続けたいと思えるまちづくりが求められています。なお、市民意識調査においても「住み続けたい」と答えた人が約7割となっており、年々この割合が高まっています。

「戸定邸」について

水戸徳川家第11代当主徳川昭武(1853-1910)が明治17年(1884)に完成させました。小字名にちなみ戸定邸と呼ばれました。芝生の張り方や植栽の技法に洋風を取り入れた庭(国指定名勝)と、大名屋敷の流れをくむ家屋(国指定重文)を豊かな樹木が取り囲んでいます。関東平野、江戸川、富士山を望む高台にあり、明治時代の華族の生活を今に伝える名勝です。ここには皇太子時代の大正天皇や皇族、実兄の徳川慶喜などが訪れ、交流の場としても活用されました。



隣接する戸定歴史館には、昭武や慶喜の愛用品が展示されています。平成15年に皇后陛下が行啓になり、同21年には天皇皇后両陛下が戸定歴史館へ行幸啓になりました。

施策の方向性

○芸術文化活動や民俗芸能の継承を支援

- 松戸の郷土芸能として、「松戸の万作踊り(県指定文化財)」や「松戸の獅子舞(市指定文化財)」などがあり、地元の人々により受け継がれています。
- 昔のあそびを子どもたちに教えるボランティアなども活動しています。伝統を継承しつつ新たな文化を創造していくことが望まれます。

○地域の歴史文化遺産の保護と啓発

- 「旧徳川家松戸戸定邸」・萬満寺・本土寺の所蔵品など国指定文化財7件、浅間神社の極相林など県指定文化財5件、二十世紀梨誕生の地など市指定文化財46件、国登録有形文化財2件があります。
- 文化財の基礎調査を進め、標識柱や案内板を整備し、市民自身が情報を収集し、調査などを進めていくことも大切です。地域に愛着や誇りを認識する機会を増やしていく必要があります。

○新しい祭りや催しなどを「松戸の文化」として育成

- 住んでいる地域に興味・関心を持ち、地域の行事・活動に参加する人が増えることを期待します。

それぞれの役割

個人・地域の役割	行政の役割
<ul style="list-style-type: none"> ○地域社会において共有し、継承していく ○新しい地域文化の創造 	<ul style="list-style-type: none"> ○啓発、育成、支援、保護、活用に努める

第8章 計画の推進

～支え合う心を育み、豊かな地域社会をつくる～

- 1 推進体制の確立
- 2 地域資源の充実・育成
- 3 財源の確保
- 4 計画の進捗管理・評価



(本土寺の紅葉)



【萬満寺】
1256年に建てられた寺で、入口の仁王尊は国の重要文化財で、大変貴重です。

1. 推進体制の確立

地域住民、事業者、行政の協働による地域福祉の推進

地域で活動している町会・自治会、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、ボランティア*、NPO*、事業者などの様々な主体が行政と協働し、お互いの情報を提供し合い連携して取り組むことが不可欠です。

また、地域の支え合いの輪を広げるために、支えられる側と支える側を固定せず地域での包括的、総合的な相談、支援、資源開発を行っていくことが必要です。

町会・自治会

地域活動を推進するために町会・自治会の存在は不可欠であり、「自分たちのまちを自分たちの手で良くしよう」と地域のそれぞれの課題の解決や地域住民の福祉の向上に努めています。

地域に住む人たちが支え合い・助け合いの関係を深め、より住みやすい地域づくりを推進していくためには、町会・自治会の取り組みや事業の目的を理解してもらうことが大切です。

民生委員・児童委員

生活上でさまざまな困難が生じたとき、地域の人たちの身近な相談相手として相談に応じ、福祉サービスなどの紹介や助言を行い、問題解決のために行政や関係機関とのパイプ役を努めています。

地域福祉の推進において地域福祉の重要な担い手であり、今後も積極的な役割が期待されています。

地区社会福祉協議会

地域住民に「地域福祉推進地区」である市内の15地区社協の活動が、地域の福祉活動の中心を担っているということを広く知ってもらい、地域福祉活動の運営に関わる人を増やしていくことが、地域福祉の推進につながります。

地域福祉を推進するという重要な役割を持つ地区社協のさらなる充実が期待されています。

15地区社会福祉協議会が「地域福祉推進地区」です

松戸市社会福祉協議会

地域福祉計画の根拠法である社会福祉法において、社会福祉協議会が地域福祉の推進を担う中核的な団体として明確に位置づけられています。地域福祉活動の推進・調整役として、地域住民に対し様々な事業や活動に参加するための援助等を行う中心的な役割を果たすことが期待されています。

松戸市社会福祉協議会は「地域福祉活動の推進・調整役」です

松戸市

地域福祉の推進を図るには、関係機関・団体等の役割を踏まえながら取り組みを支援し、相互に連携することが大切です。市が主体となり福祉施策を推進する際にも、庁内の関係各課との連携の強化を図り、職員一人ひとりが横のつながりを意識し、地域における切れ目のない支援を推進することが必要となります。

また、本計画の実施状況の点検は、PDCAサイクル*を意識し目標管理型で実施し、進捗状況を把握します。

PDCAサイクル：Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Action（改善）の頭文字をとったもの。計画を策定する際には、実行や評価、評価をもとにした改善にかかるまで、一連のサイクル（循環）を意識して策定することが良いとされています。

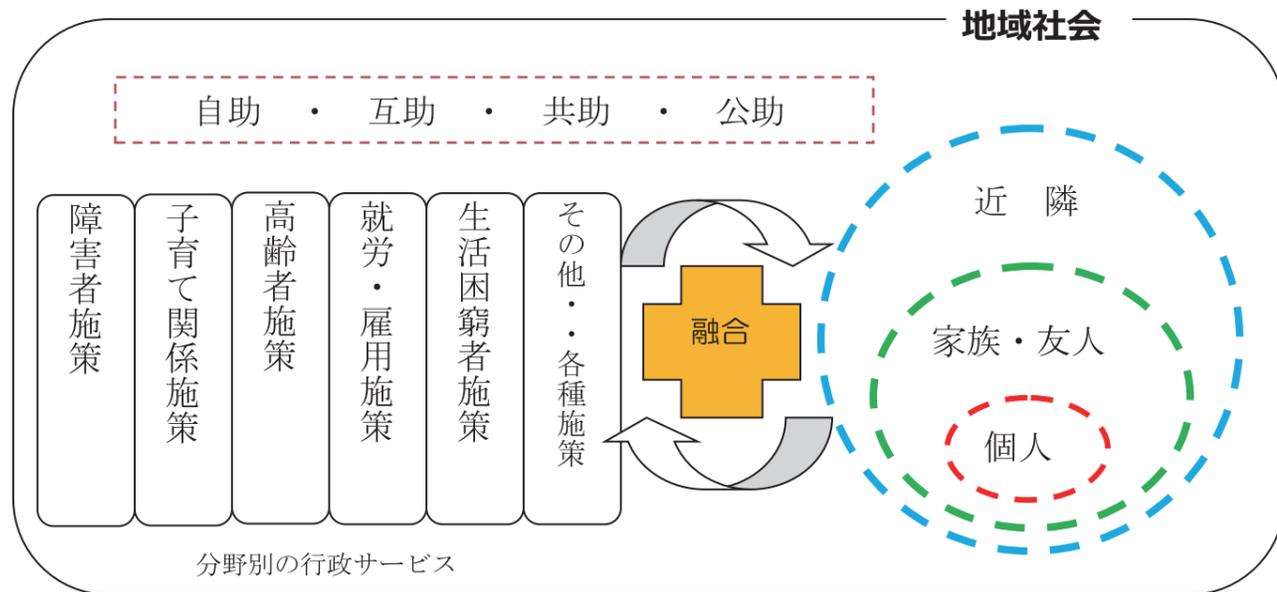
地域福祉を推進することとは

従来、「福祉」は、高齢者、障害者、児童など分野別に行政が必要な福祉サービスを「特定の人のため」にあるものと考えることが一般的でした。

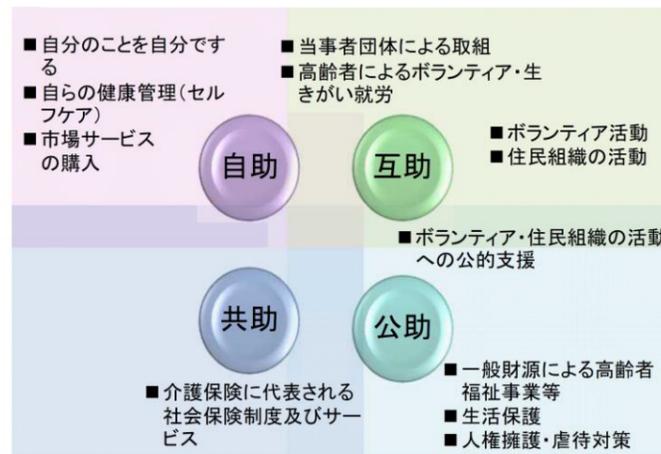
しかし、本来、誰もが、日々の暮らしの中で、常に、何らかの問題を抱え、個人の努力や家族、友人、近隣、ボランティア活動などの助け（「自助・互助」）や介護保険などの社会保険制度及びサービス（「共助」）、行政が担う福祉サービス（「公助」）によって、課題を解決しています。そのため、自助、互助、共助、公助がバランスよく地域の中で、機能することがとても重要です。

本市は、すべての市民が安心してそれぞれの場でいきいきと暮らせるよう分野別の行政サービスを地域社会の支え合う仕組みづくりと融合させ、双方の充実を図ります。

【イメージ図】



○目指すべき地域
～社会的孤立がない、排除しない～
支え手側と受け手側が常に固定しているのではなく誰もが居場所や役割があり、課題を持っていても誰かに相談でき、互いに手を差し伸べあい、多様な価値観が尊重され、疎外されることがない。



(厚生労働省ホームページより)

2. 地域資源の充実・育成

地域福祉推進地区では高齢者、障害のある人、子育てなどの支援を行う各種 NPO 法人があり、また地域福祉活動を推進する制度ボランティア*として民生委員・児童委員、健康推進員などが配置されています。

今後、地域包括ケアシステムの推進に伴い、ボランティアの育成や各種団体間の連携がますます重要です。

市民一人ひとりが地域に貢献する役割を持ち、地域でいきいきと活動できるようイベントや講座を開催し、充実させます。

地域の様々な人的資源・物的資源があるのかを把握し、共有しながら、地域で活躍できる仕組みづくりに取り組んでいきます。

地域福祉活動の拠点確保の推進

地域福祉活動を推進する上で、拠点となる場所を確保することが不可欠です。地域の住民が集える場を確保することで、住民同士の交流を深め合うことができ、情報共有がしやすくなります。また、ふれあい・いきいきサロンや会食会などの具体的な地域の活動に着手しやすくなり、地域福祉活動を継続的に取り組むことが出来ます。

松戸市では、地域福祉活動の中心となる地区社協の事務所を公共施設に拠点として確保しています。また、地区社協で開催する、ふれあい・いきいきサロンや会食会等においても地域福祉活動の場として提供し支援しています。

町会・自治会等の集会所においては、新規の建設や増築への補助による支援を行い、令和2年3月現在では市内に117ヶ所の集会所が設置されています。集会所では、事務所としての機能を果たすことがより重要となります。その他、地域のさまざまな資源を活用して、地域福祉活動の拠点の整備、地域での交流・ふれあいの場づくりへの支援を推進します。

地域福祉推進地区別の主な資源一覧

※掲載している数字は、令和3年8月に庁内へ調査をかけた数字で、地域の資源としての目安となります。
 ※地域福祉推進地区の地区名は、地区社会福祉協議会の地区名を参考にしています。
 ※地区別資源は各施設の所在地に基づくものであり、管轄は全地域に対応しているものもごさいます。

	民生委員児童委員		健康推進員		食生活改善サポーター		地域防災リーダー		防犯指導員		保護司		青少年相談員		人権擁護委員	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
本庁	4	31	0	3	0	2	37	2	35	2	2	0	2	1	0	0
明第1	19	40	0	18	0	6	102	7	114	5	6	0	7	0	0	0
明第2東	8	22	0	6	0	1	28	0	64	4	3	1	7	4	1	2
明第2西	13	19	0	11	0	1	26	2	50	1	5	2			1	0
矢切	5	23	1	8	0	0	53	0	44	1	2	4	7	0	0	0
東部	5	25	0	13	0	0	35	4	42	3	7	3	9	2	0	1
馬橋	8	27	0	13	0	0	59	8	113	2	2	2	13	0	0	0
常盤平	13	43	0	14	0	7	63	8	91	0	3	4	8	2	1	2
五香松飛台	16	20	0	9	0	2	70	11	93	3	3	2	8	1	0	0
六実六高台	9	19	2	6	0	1	38	4	111	9	2	2			0	0
常盤平団地	6	10	0	1	0	0	0	0	5	1	0	0	0	0	0	0
小金	10	35	0	10	0	5	95	10	145	7	3	2	13	16	1	1
小金原	8	18	1	11	0	0	54	7	50	3	2	2	4	0	3	0
新松戸	13	22	0	14	0	4	60	5	34	2	1	1	6	3	0	1
馬橋西	3	19	0	10	0	1	42	0	47	1	1	1	0	0	0	2
男女計	140	373	4	147	0	30	762	68	1038	44	42	26	84	29	7	9
合計	513		151		30		830		1082		68		84	29	7	9

	子ども会	シニアクラブ	ボランティア団体 (協議会加盟)	NPO法人	警察署と交番	消防署	し尿処理施設	町会・自治会館	市役所・支所	市民センター	図書館	公園緑地	郵便局	JRの駅	私鉄の駅	病院	診療所	歯科診療所
本庁	158	11			2	0	0	8	0	0	2	17	2	1	1	0	33	27
明第1	158	23			2	1	0	10	市役所	1	1	43	6	0	2	0	30	32
明第2東	140	5			1	0	0	6	0	1	1	22	1	1	1	1	13	13
明第2西		15			1	1	0	4	0	1	1	18	1	0	0	2	8	6
矢切	166	7			2	0	0	6	1	0	1	27	2	0	1	0	9	14
東部	204	13			1	2	2	12	1	2	3	64	3	1	3	4	20	21
馬橋	114	11			2	1	0	8	1	2	2	35	4	2	1	0	10	18
常盤平	320	22	14	146	3	0	0	11	1	2	2	43	7	1	3	5	40	31
五香松飛台	123	11			1	1	2	8	0	2	2	33	3	0	1	2	8	3
六実六高台		10			1	1	0	4	1	1	1	20	2	0	1	0	6	13
常盤平団地	0	1			0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	8	7
小金	276	20			1	2	0	8	1	2	2	42	2	1	1	2	4	19
小金原	29	14			1	0	0	9	1	1	1	26	2	0	0	1	11	11
新松戸	328	13			1	0	0	11	1	1	1	26	3	0	1	1	26	34
馬橋西	381	10			1	1	0	9	0	1	1	14	2	0	0	1	8	14
合計	2397	186	14	146	20	10	4	115	8	17	21	430	40	7	16	19	234	263

※ ボランティア団体・NPO法人は様々な場所で活動しているため、地区別に分けていません。

	子ども関係														障害者関係													
	保育所(園)	小規模保育施設	認定こども園	幼稚園	小学校	放課後KIDSルーム	放課後児童クラブ	中学校	高等学校	大学	児童館・子ども館	中高生の居場所	子育て支援センター	おやこDE広場	親子すこやかセンター	知的障害者生活ホーム	知的障害者福祉ホーム	グループホーム	生活介護事業所	就労継続支援B型事業所	就労移行支援事業所	地域活動支援センターI型	地域活動支援センターII型	地域活動支援センターIII型	指定特定相談支援事業所			
本庁	4	19	0	1	2	2	2	1	0	1	0	1	0	4	0	0	0	0	1	2	4	0	0	1	0			
明第1	6	12	1	5	5	5	5	1	0	1	1	0	1	2	0	1	0	2	4	3	1	0	0	4	4			
明第2東	2	6	0	3	2	2	2	0	1	0	0	0	0	2	1	0	0	3	0	2	0	0	0	1	3			
明第2西	4	3	2	1	1	1	1	1	0	1	1	0	1	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0			
矢切	2	4	1	3	2	2	2	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0			
東部	12	10	1	3	6	6	5	3	4	0	0	0	1	1	0	0	0	0	3	0	0	0	0	1	1			
馬橋	3	2	0	2	3	3	3	1	1	0	0	0	0	2	0	0	0	4	2	0	0	0	0	0	1			
常盤平	8	13	4	5	6	6	7	3	0	0	1	1	2	2	0	1	0	4	5	4	2	0	0	4	3			
五香松飛台	2	2	0	3	3	3	3	2	1	0	0	1	0	1	1	0	0	4	5	1	0	0	1	0	3			
六実六高台	3	2	0	1	3	3	3	1	1	0	1	0	1	0	0	0	0	4	2	1	0	0	0	0	3			
常盤平団地	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
小金	3	8	1	3	3	3	3	2	0	0	1	0	1	1	1	0	0	2	2	0	1	0	0	0	0			
小金原	5	0	0	2	3	3	3	2	0	0	0	0	0	2	0	0	0	3	3	1	0	0	0	0	2			
新松戸	7	17	1	2	3	3	3	1	1	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	2	3	1	0	1	3			
馬橋西	5	5	0	2	3	3	3	2	1	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1			
合計	66	103	11	36	45	45	45	20	10	4	5	4	8	20	3	2	0	27	27	18	11	1	1	13	24			

	高齢者・介護関係																					
	居宅介護支援事業所	訪問介護事業所	訪問入浴介護事業所	訪問リハビリ事業所	訪問看護事業所	通所介護事業所(デイサービス)	地域密着型通所介護	認知症対応型通所介護事業所	通所リハビリテーション事業所(デイケア)	介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	介護老人保健施設	介護療養型医療施設	短期入所生活介護事業所(ショートステイ)	短期入所療養介護事業所(ショートステイ)	小規模多機能型居宅介護事業所	認知症対応型共同生活介護(グループホーム)	特定施設入所者生活介護(※)	軽費老人ホーム(ケアハウス)	定期巡回・随時対応型訪問介護介護	複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護)	
本庁	4	8	2	0	4	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	1	0	0	0	0
明第1	12	10	1	1	4	5	7	1	0	0	0	0	0	0	0	1	2	1	0	0	0	1
明第2東	6	10	0	0	2	1	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0
明第2西	5	4	0	0	1	6	2	0	0	1	0	0	0	2	0	1	2	1	0	0	2	0
矢切	6	2	0	0	0	4	6	0	0	1	0	0	0	5	0	1	2	0	0	0	0	0
東部	19	10	0	3	5	9	7	1	6	8	1	3	0	12	3	0	4	8	0	1	2	3
馬橋	8	12	1	1	5	7	8	0	1	1	0	0	0	2	0	1	3	2	1	2	1	3
常盤平	29	25	2	2	6	14	10	0	4	3	1	3	0	5	3	1	4	5	2	1	1	1
五香松飛台	11	9	0	2	1	8	4	0	5	1	0	4	0	2	4	0	3	5	0	0	0	1
六実六高台	10	8	0	0	3	7	9	1	0	1	0	0	0	1	0	1	2	2	0	0	0	1
常盤平団地	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
小金	10	15	0	0	3	8	9	0	2	2	1	1	1	3	2	1	2	2	0	0	0	0
小金原	9	9	0	3	3	6	5	0	3	1	1	0	0	2	0	2	4	2	1	0	0	0
新松戸	10	8	0	2	3	4	3	0	0	0	0	0	0	2	0	1	4	0	0	0	0	0
馬橋西	4	5	0	0	1	3	0	0	1	1	0	1	0	1	1	1	3	1	1	0	0	0
合計	144	135	6	14	41	84	77	3	22	20	4	12	1	37	13	11	38	31	5	6	9	9

※ 介護付有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅(特定施設の指定を受けている事業所)

3. 財源の確保

地域福祉の財源を確保することにより、それぞれの地域のニーズに合った取り組みが行われます。その活動は、新たな人とのつながりや人と人との関係を強くします。地域福祉活動の財源には公的資金と民間財源の二つがあります。

○地域福祉の公的財源

補助金・委託費や助成金など

○地域福祉の民間財源

会費・寄付金や共同募金など

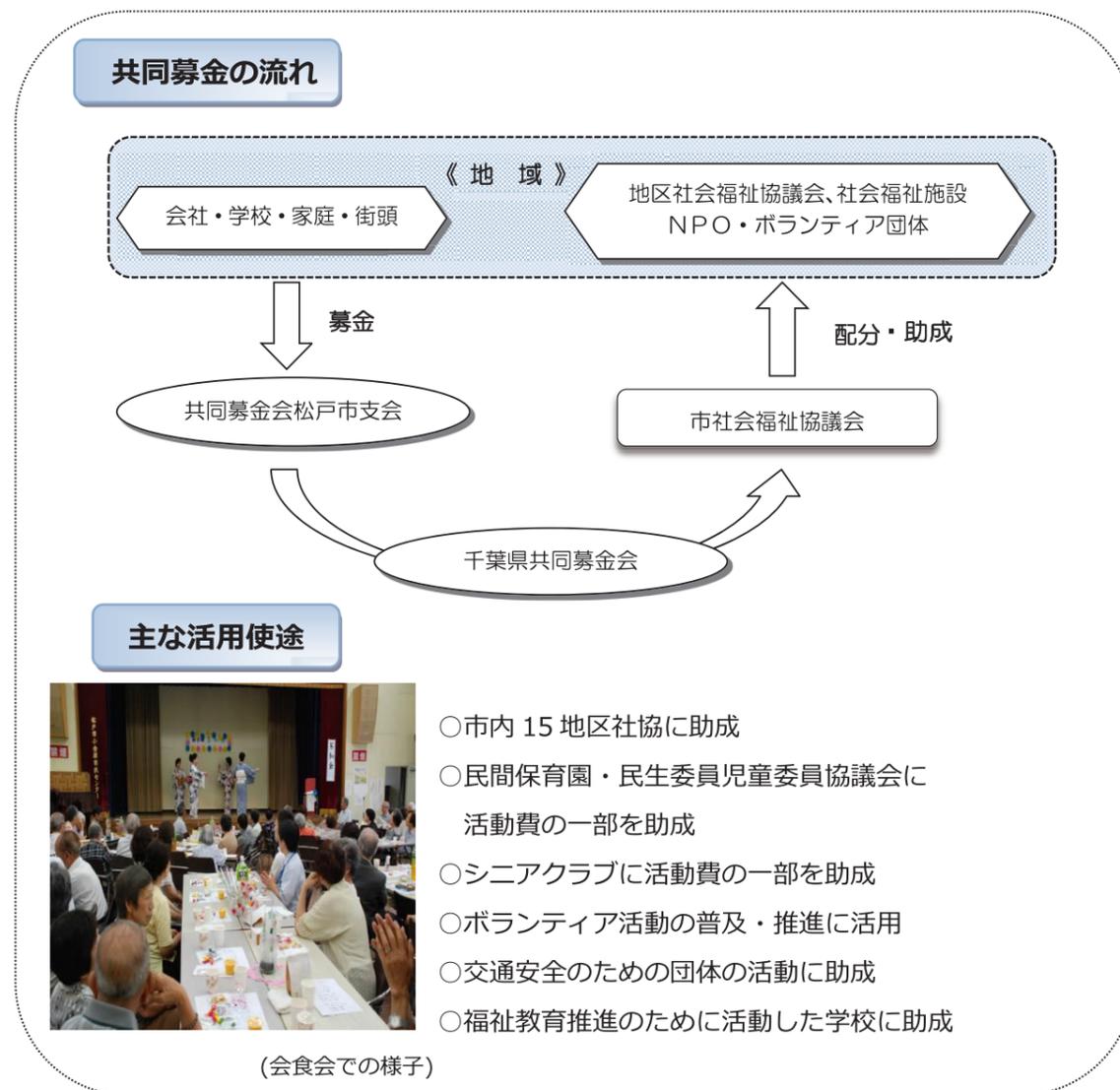
町会・自治会やボランティア団体、NPOなどが地域活動を行っていくために必要な資金が継続的に確保されることが必要です。

(1) 公的財源の確保

公的財源は、事業の公共性が強いことを表し、比較的安定した事業実施を可能にします。地域福祉を推進する団体に安定した財源を確保するためにも、公的財源の確保の重要性を認識し、さまざまなニーズに対応する環境整備に配慮します。

(2) 民間財源の確保

赤い羽根などの共同募金は社会福祉事業を目的とした地区社協やボランティア団体などの活動支援に充てられ、市内の地域福祉活動などの財源となっています。共同募金への協力には、募金の使途について住民に対する各事業の周知・理解を図ることが必要です。



(千葉県共同募金会 オリジナルマスコットキャラクター びわびよ)

地域福祉活動を行うにあたって、事業費・運営費などを前述の共同募金などで充てることも考えられますが、継続的に資金を確保するためには、バザーや寄付金によって自主財源を確保する方法が考えられます。募金や寄付などは身近な社会貢献の手段であるということを一人ひとりに認識してもらうことも必要です。

主な自主財源の確保

- 団体構成委員の会費
- 寄付金の活用
- バザーでの収益金
- その他
 - ・回収したペットボトルをリサイクル業者に引き取ってもらい、その得た資金を福祉事業の資金で活用する
 - ・サロン活動等で参加者から参加費を徴収し、事業費・運営費に充てる
 - ・イベント時に飲食物や物品の販売を行い、事業収益金として活用する
 - ・団体が開催するシンポジウムなどのイベントに企業からの提供資金を活用する

4. 計画の進捗管理・評価

計画は策定するだけでなく、その進捗管理や評価が重要です。

進捗管理では、重点項目と推進項目を含め、定期的に関連事業・取り組みを実施している行政の関係部署に進捗状況、課題、今後の方向性について調査し、推進委員会で報告、評価し、計画の推進に努めます。

また、松戸市社会福祉協議会やボランティア活動団体などの関係団体や機関の計画の進捗状況の把握にも努め、庁内連携会議の場で共有を図ります。

なお、こうした進捗管理の仕組みは、継続的に行い、より良い仕組みの検討も行います。

次期の地域福祉計画は、引き続き、社会動向の変化や市が実施する市民アンケート調査の結果などを活用し、計画の見直しを行います。



資料編・用語集

- 1 統計資料
- 2 各種調査の詳細
- 3 地域福祉サロン～困ったときはお互いさま～
- 4 パブリックコメントの実施状況
- 5 計画策定の経過
- 6 重層的支援体制整備事業一覧

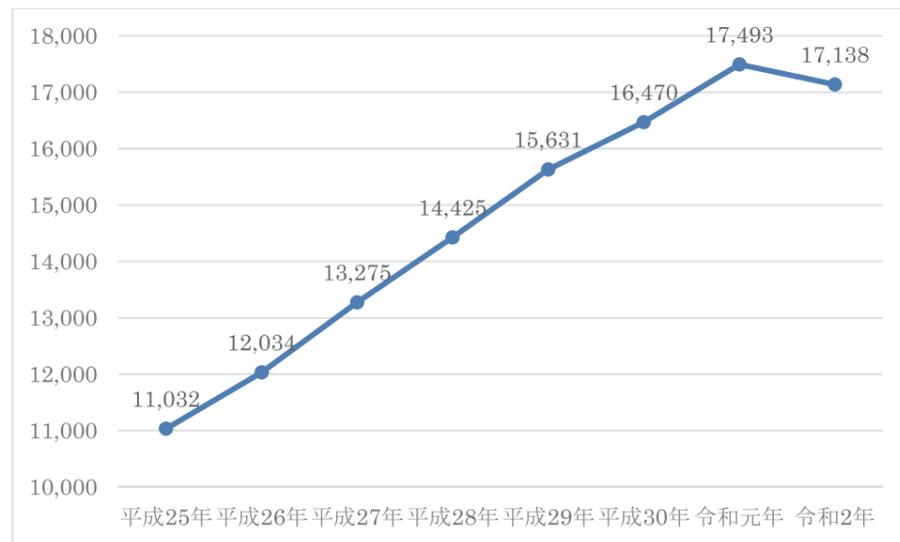
1 統計資料

松戸市の年齢構成の推移

	総人口	%	年少人口 0歳～14歳	%	生産年齢人口 15歳～64歳	%	老年人口 65歳以上	%
平成25年度	486,263	100	61,209	12.6	312,826	64.3	112,228	23.1
平成26年度	487,919	100	60,511	12.4	310,639	63.7	116,769	23.9
平成27年度	490,773	100	59,950	12.2	310,698	63.3	120,125	24.5
平成28年度	492,787	100	59,404	12.1	310,685	63.0	122,698	24.9
平成29年度	494,733	100	58,803	11.9	311,104	62.9	124,826	25.2
平成30年度	496,961	100	58,386	11.7	312,078	62.8	126,497	25.5
令和元年度	498,994	100	57,954	11.6	313,323	62.8	127,717	25.6
令和2年度	498,318	100	57,035	11.4	312,614	62.7	128,669	25.8

資料 住民基本台帳人口（各年3月31日現在）
 ※平成24年7月9日に住民基本台帳法の一部を改正する法律が施行され、外国人住民も日本人住民と同様に住民基本台帳法の適応対象に加えられました。

松戸市の外国人市民の推移



資料 文化観光国際課（現 国際推進課）（各年3月31日現在）

地区社会福祉協議会別人口・世帯数・面積一覧

	人口	(内外国人)	0～14歳	15～64歳	65歳以上	世帯数	面積	面積割合
本庁地区	25,050	(1,179)	2,611	17,201	5,238	13,463	2.04	3.32%
明第1地区	55,398	(1,905)	6,249	36,170	12,979	27,784	4.68	7.63%
明第2東地区	27,394	(1,425)	2,924	18,478	5,992	14,604	3.03	4.93%
明第2西地区	30,485	(1,192)	3,663	18,701	8,121	14,616	3.12	5.09%
矢切地区	19,237	(383)	2,154	11,944	5,139	9,389	4.77	7.78%
東部地区	49,321	(1,080)	7,439	31,463	10,419	21,754	9.79	15.94%
馬橋地区	39,144	(1,335)	4,351	25,260	9,533	19,357	4.39	7.15%
常盤平地区	53,023	(1,256)	5,510	32,686	14,827	26,383	6.13	9.99%
五香松飛台地区	36,276	(958)	4,507	21,898	9,871	16,827	5.20	8.48%
六実六高台地区	23,415	(402)	2,378	14,400	6,637	10,719	2.55	4.15%
常盤平団地地区	6,522	(582)	185	2,910	3,427	4,791	1.40	2.28%
小金地区	44,580	(1,567)	5,052	28,379	11,149	21,850	5.33	8.68%
小金原地区	27,382	(513)	2,975	15,357	9,050	13,344	2.82	4.59%
新松戸地区	37,309	(2,072)	3,743	22,863	10,703	19,219	2.70	4.40%
馬橋西地区	22,553	(938)	2,372	14,340	5,841	11,508	3.43	5.59%
松戸市	497,089	(16,787)	56,113	312,050	128,926	245,608	61.38	100%

資料 住民基本台帳人口（令和4年3月31日現在）
 ※世帯数には、複数国籍世帯を含みます。
 ※面積については、平成29年1月1日時点における字別面積の集計となります。

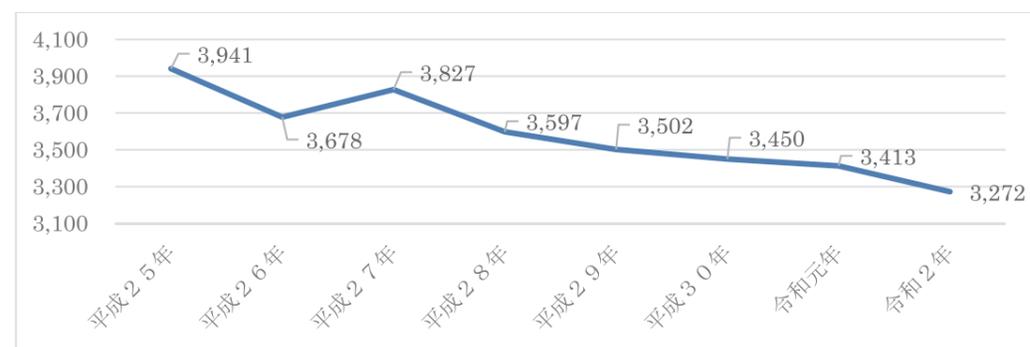
単位：人（人口）、世帯（世帯数）、km²（面積）

医療機関の状況

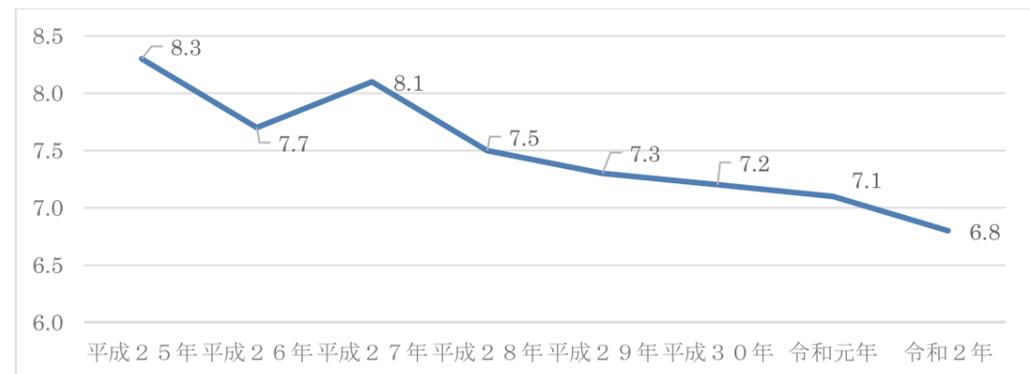
	病院				一般診療所			歯科診療所		
	計	支援 (再掲)	地域 医療	一般	計	有床	無床	計	有床	無床
平成27年度	18	1	17	1	285	12	273	269	-	269
平成28年度	18	1	17	1	288	11	277	269	-	269
平成29年度	18	1	17	1	287	11	276	277	-	277
平成30年度	19	1	18	1	287	10	277	277	-	277
令和元年度	19	1	18	1	287	9	278	280	-	280
令和2年度	19	1	18	1	284	9	275	278	-	278

資料 松戸健康福祉センター事業年報

出生数の推移



出生率（人口千対）



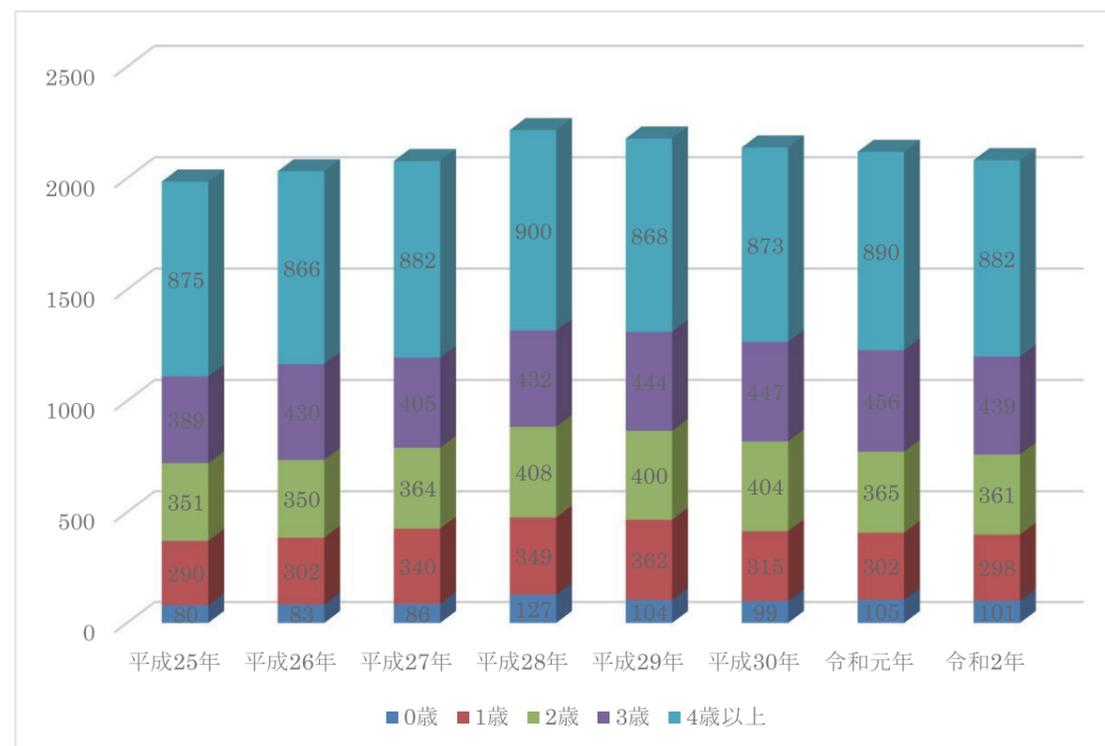
資料 千葉県ホームページ（人口動態統計より）

県内近隣市合計特殊出生率

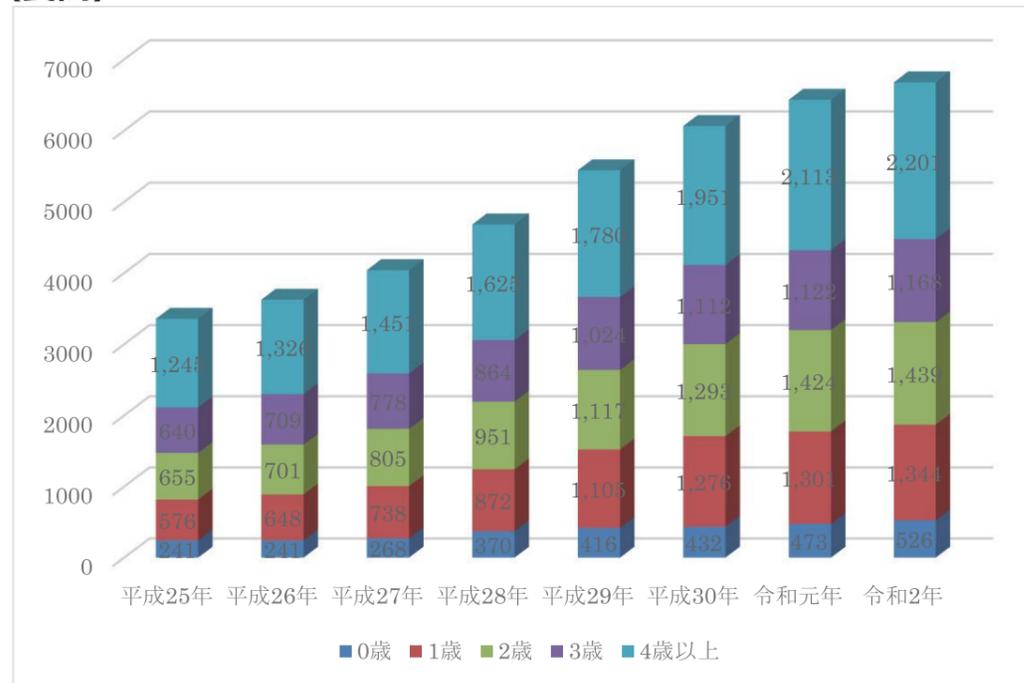
	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
松戸市	1.30	1.38	1.31	1.30	1.28	1.28	1.23
市川市	1.37	1.39	1.38	1.32	1.36	1.27	1.26
習志野市	1.33	1.38	1.45	1.44	1.40	1.41	1.31
野田市	1.23	1.25	1.17	1.19	1.19	1.14	1.21
柏市	1.29	1.37	1.35	1.35	1.33	1.30	1.33
流山市	1.47	1.53	1.57	1.62	1.67	1.59	1.55
鎌ヶ谷市	1.33	1.33	1.28	1.28	1.29	1.22	1.23

資料 千葉県ホームページ（人口動態統計より）

保育所入所の状況 (公立)

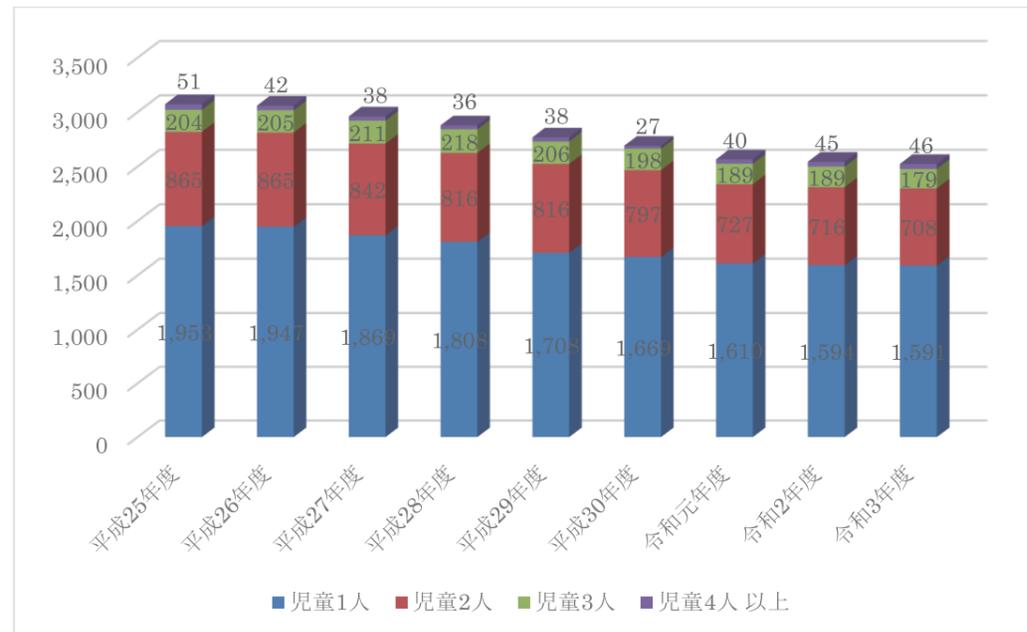


(民間)



資料 保育課

児童扶養手当



資料 子育て支援課

労働力状態（8区分） 男女別15歳以上人口

区分	総数	労働力人口							非労働力人口			
		合計	就業者					完全失業者	合計	家事	通学	その他
			小計	主に仕事	家事的ほか仕事	通学のかたわら仕事	休業者					
総数	418,322	232,528	222,511	180,423	31,822	5,317	4,949	10,017	145,952	61,136	23,656	61,160
男	206,601	135,020	128,457	120,870	2,278	2,706	2,603	6,563	49,786	5,362	12,257	32,167
女	211,721	97,508	94,054	59,553	29,544	2,611	2,346	3,454	96,166	55,774	11,399	28,993

資料 松戸市統計書（平成27年10月1日現在）

要介護（要支援）認定者【地域福祉推進地区別】

(令和3年4月1日) (単位：人)

管轄・地域 包括支 援センタ ー	日常生活圏域	人口	高齢者数	高齢化 率	高齢者数 (再掲)		事業 対象 者特 定者 数	要介護・要支援認定者数								認定率 (出現 率)
					65～74 歳	75歳以 上		要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	認定者 計	
明第1	明第1地区	55,606	12,979	23.3%	6,373	6,606	73	340	344	428	460	324	301	176	2,373	18.3%
明第2 西	明第2西地区	30,561	8,182	26.8%	3,713	4,469	40	182	190	228	270	218	150	131	1,369	16.7%
明第2 東	明第2東地区	27,441	5,982	21.8%	2,944	3,088	56	127	129	191	218	151	135	93	1,044	17.5%
本庁	本庁地区	24,999	5,186	20.7%	2,587	2,599	29	141	131	157	178	135	99	78	919	17.7%
矢切	矢切地区	19,282	5,171	26.8%	2,310	2,861	41	112	119	167	220	153	134	82	987	19.1%
東部	東部地区	49,676	10,384	20.9%	5,041	5,343	75	229	230	307	328	313	310	186	1,903	18.3%
常盤平	常盤平地区	53,097	14,719	27.7%	6,800	7,919	138	379	370	506	559	375	336	199	2,724	18.5%
常盤平 団地	常盤平団地地区	6,830	3,529	51.7%	1,536	1,993	35	102	130	133	104	71	60	28	628	17.8%
五香松 飛台	五香松飛台地区	36,159	9,824	27.2%	4,536	5,288	59	178	219	297	371	283	224	152	1,724	17.5%
六実六 高台	六実六高台地区	23,644	6,535	27.6%	3,399	3,136	72	140	125	173	216	170	162	118	1,104	16.9%
小金	小金地区	44,126	11,100	25.2%	5,375	5,725	89	273	243	359	415	317	277	172	2,056	18.5%
新松戸	新松戸地区	27,498	9,080	33.0%	3,792	5,288	29	290	247	380	364	289	222	129	1,921	21.2%
馬橋西	新松戸地区	37,436	10,628	28.4%	5,806	4,822	48	207	221	284	295	192	161	119	1,479	13.9%
馬橋	馬橋西地区	22,702	5,867	25.8%	2,811	3,056	19	130	126	188	201	144	127	86	1,002	17.1%
住民登録外	馬橋地区	39,261	9,503	24.2%	4,553	4,950	29	237	231	297	358	245	211	134	1,713	18.0%
合計		498,318	128,669	25.8%	61,576	67,093	836	3,116	3,108	4,186	4,654	3,472	2,997	1,948	23,481	18.2%

※日常生活圏域ごとの人口及び高齢者数については、地域福祉課作成「字別人口集計一覧（地区社協15地区）」による（外国人含む）

※処理日（令和3年6月2日時点）において、令和2年4月1日時の認定が有効な人を抽出したため、他の統計と一致しない

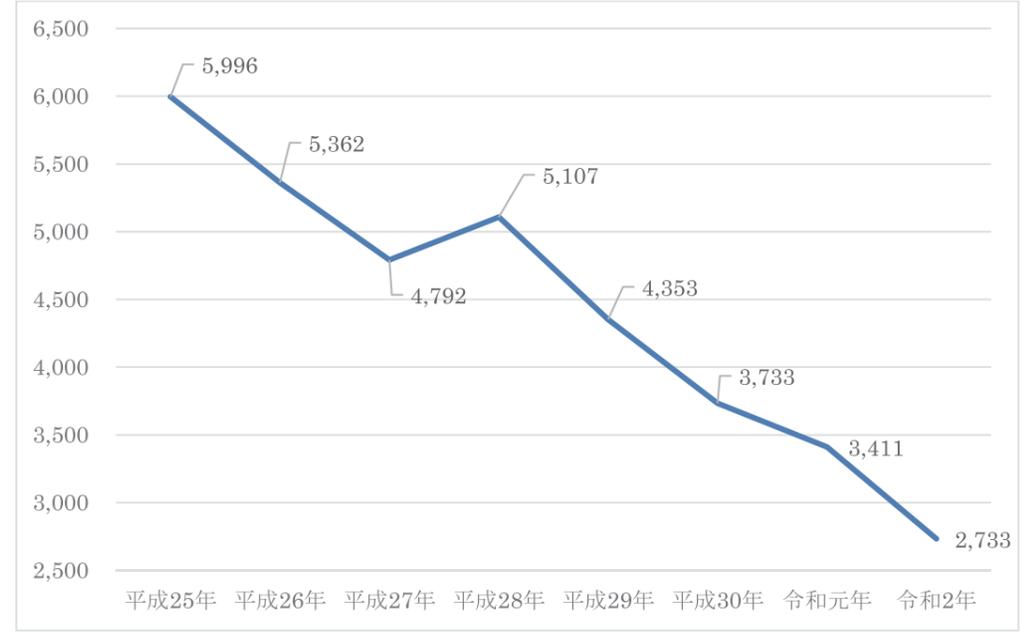
※処理日（令和3年6月2日時点）での利用者の住所地での分布のため、令和2年4月1日時点の住所地分布とは異なる

※認定率は、常盤平地区のうち認定を有する者を含む

※住民登録外とは、他市町村の介護保険施設等に入所している人などのこと

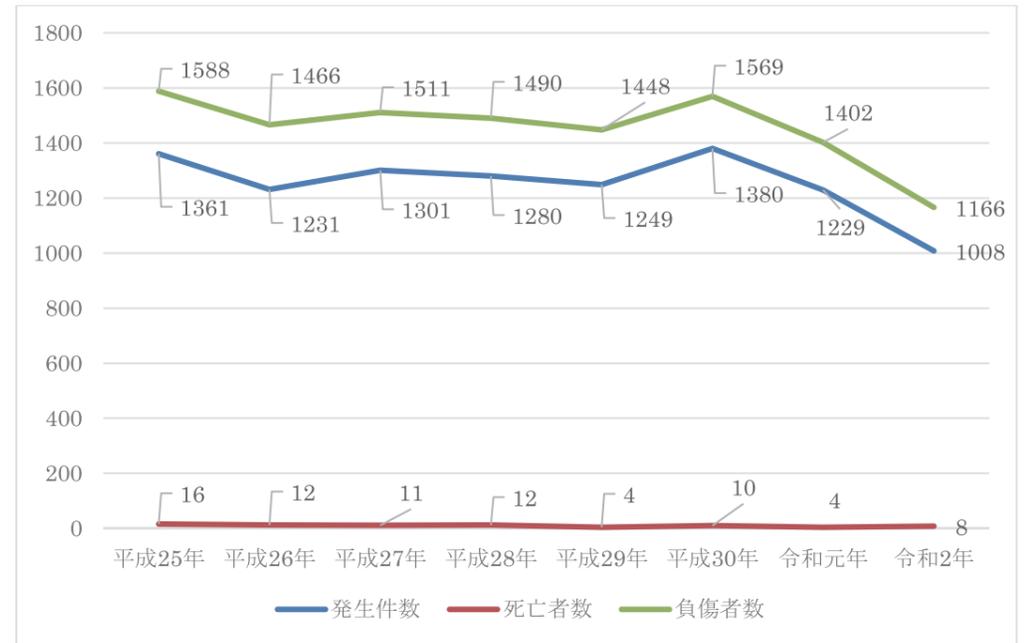
資料 介護保険課

刑法犯罪認知件数



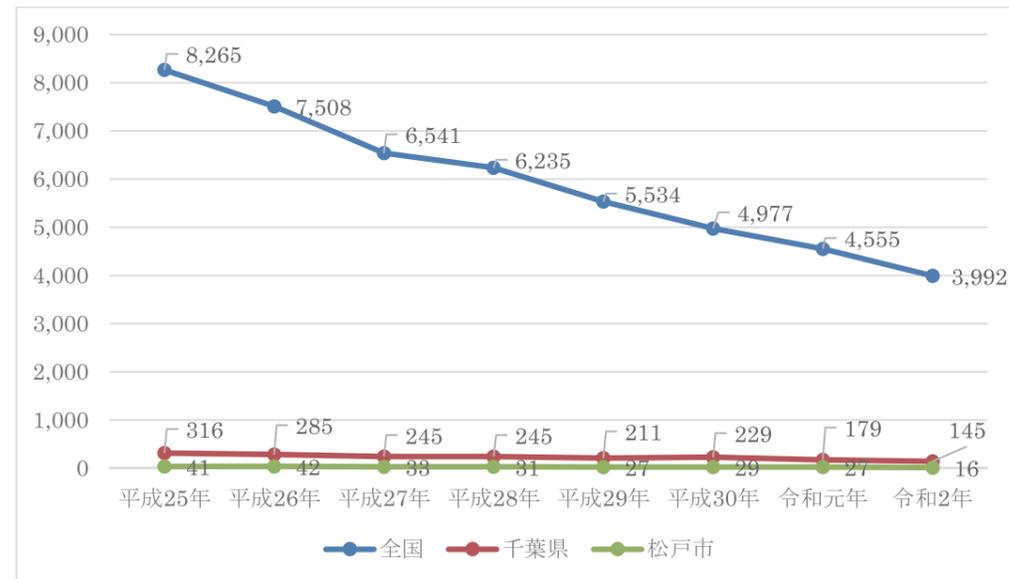
資料 松戸市統計書（各年12月末現在）

交通事故発生状況



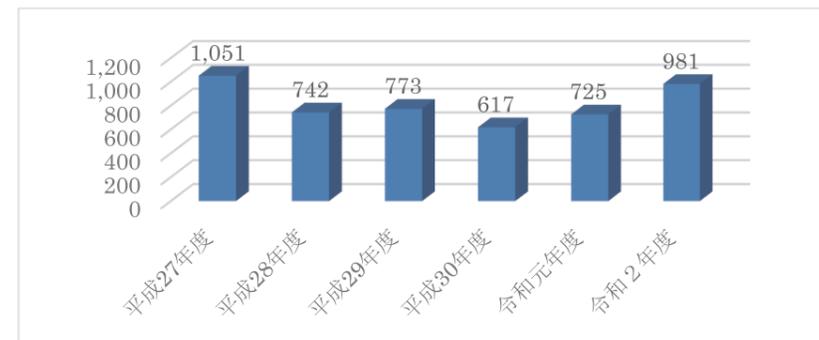
資料 松戸市統計書（各年12月末現在）

ホームレスの人数



資料 生活支援一課

生活困窮者自立支援制度の利用実績（新規相談受付件数）



資料 生活支援一課

女性サポートセンター（配偶者暴力相談支援センター）の相談件数（千葉県）

	電話相談		来所相談		合計	
		うちDV		うちDV		うちDV
平成30年度	7,637	2,393	43	40	7,680	2,433 (32%)
令和元年度	7,384	2,595	37	35	7,421	2,630 (35%)
令和2年度	7,669	2,489	51	46	7,720	2,535 (33%)

千葉県ホームページ「女性サポートセンター」より

2 各種調査の詳細

■ 地域団体の取り組みの把握結果

1 回収結果

No	種別	配布数	回収数	回収率(%)
1	民間企業	6	5	83.3
2	複合サービス	50	41	82.0
3	福祉関係機関	106	57	53.8
4	市民活動登録団体	97	27	27.8
5	地域団体	50	42	84.0
6	町会・自治会	346	276	79.8
計		655	448	68.4

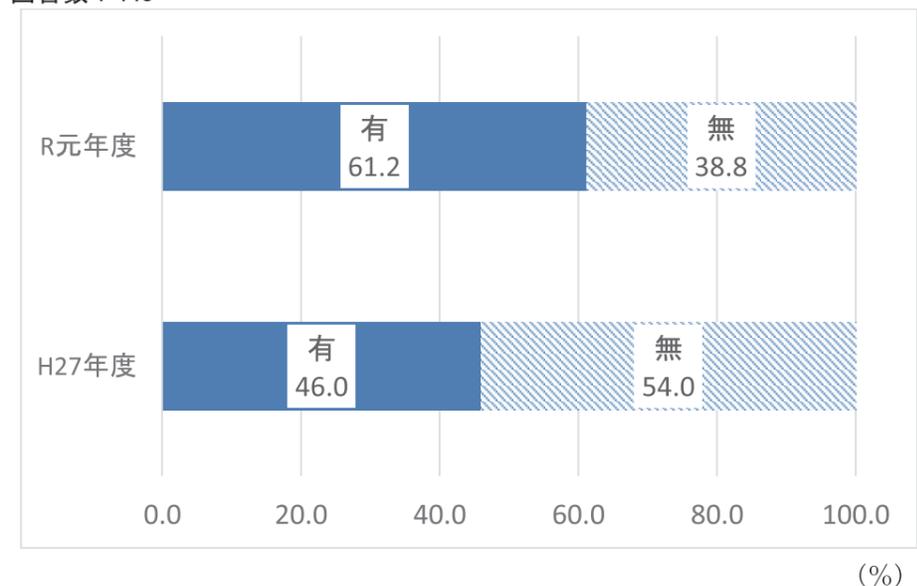
2 結果

(1) ボランティア活動の有無

平成27年度と比べ、ボランティア活動の取り組み数が15.2%増加し、全体で61.2%の団体から活動を行っている旨の回答があった。

ただし、前回に比して回収率が16.7%向上していることも少なからず影響している可能性があることから、引き続き、ボランティア活動の推進に努める必要がある。

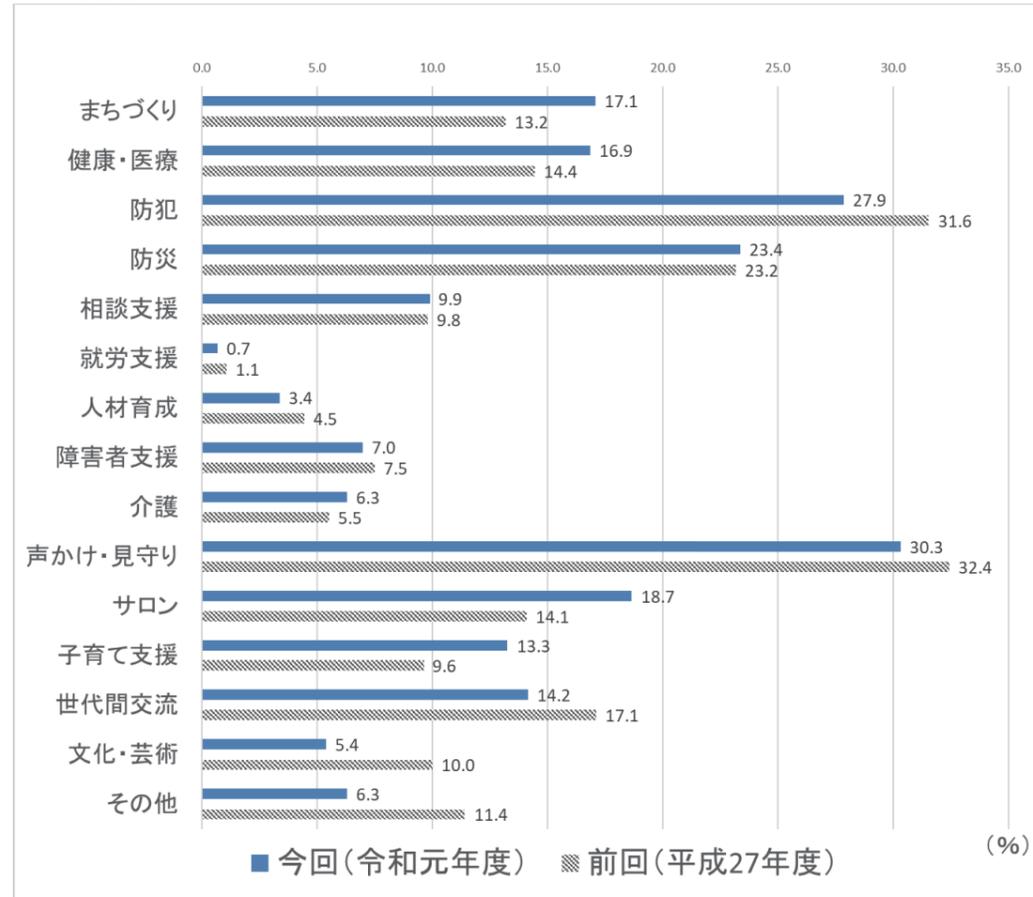
回答数：448



(2) 分野(複数回答)

前回と同様、「声かけ・見守り(30.3%)」、「防災(23.4%)・防犯(27.9%)」に関する分野が多く取り組まれていることがわかった。特に、民間企業、複合サービス、地域団体、町会・自治会がこれらの分野で多く活動しており、比較的取り組みやすい分野であると思われる。

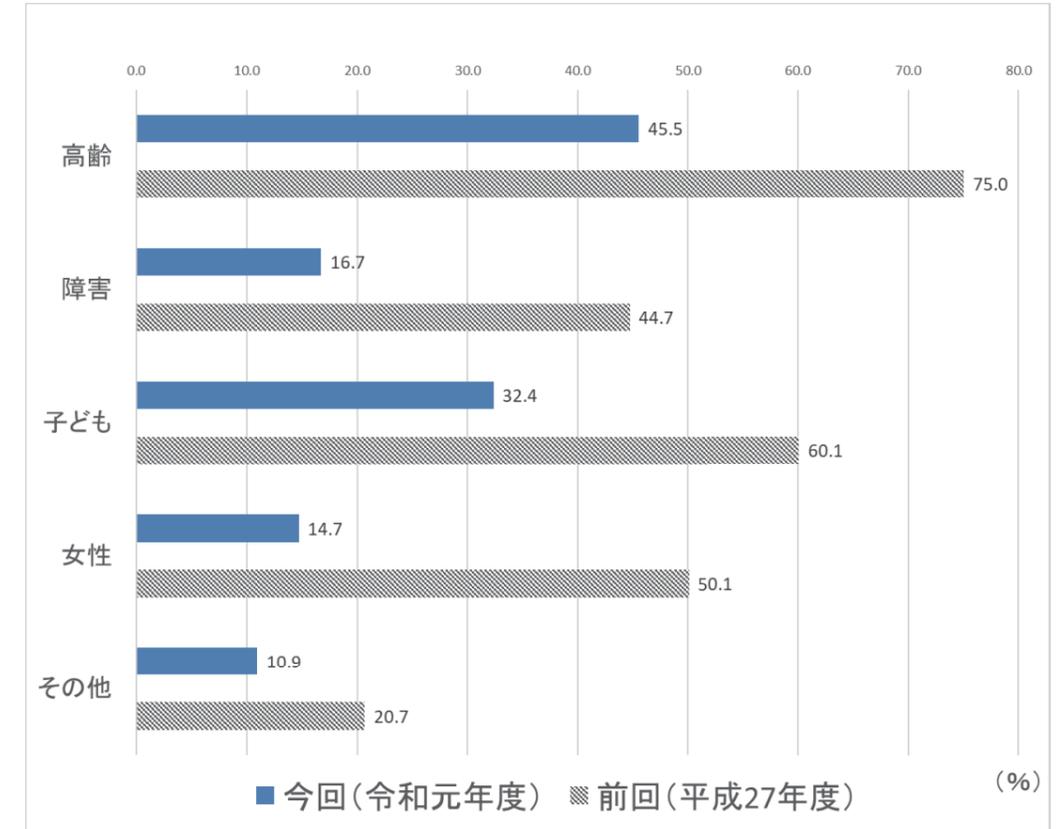
回答数：448



(3) 対象者(複数回答)

ボランティア活動の対象者としては、前回同様、高齢者(45.5%)や子ども(32.4%)などに関する取り組みが多かった。

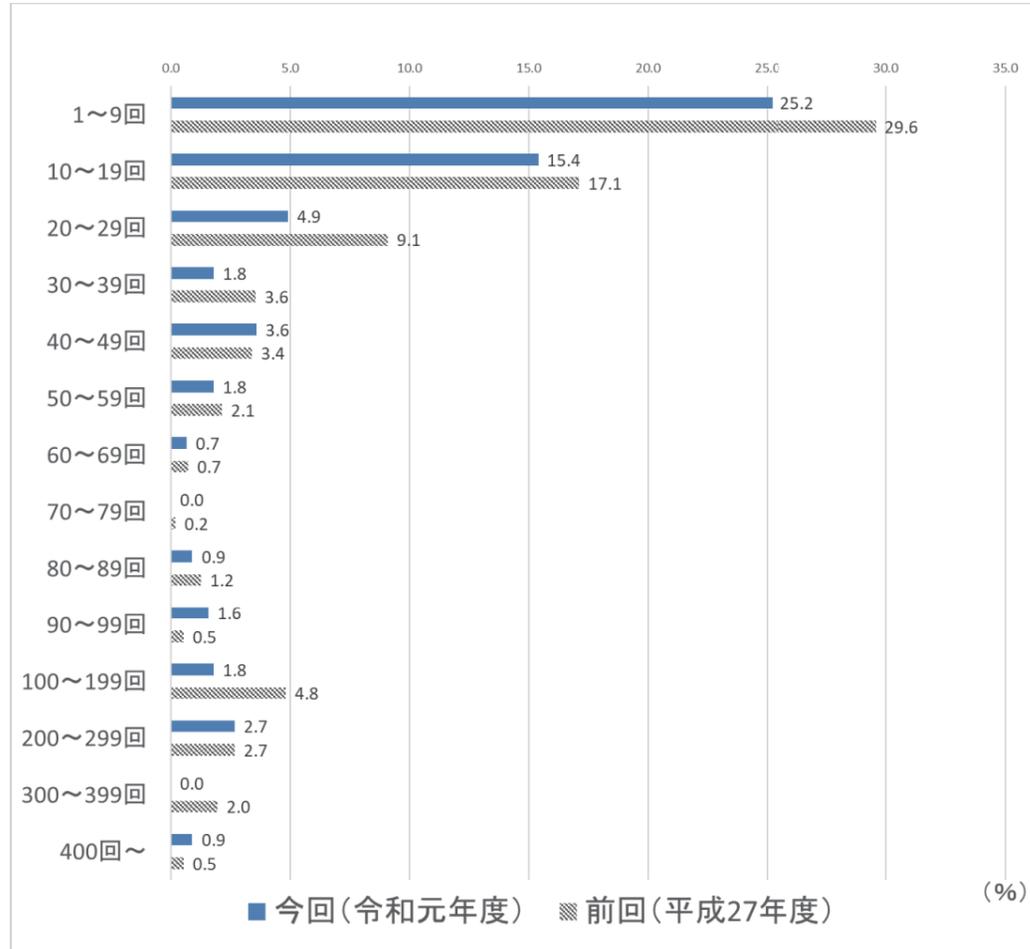
回答数：448



(4) 開催数(回/年)

年間の活動数としても前回同様、1～9回が25.2%、10～19回が15.4%と多く、月1回前後の回数がほとんどであった。

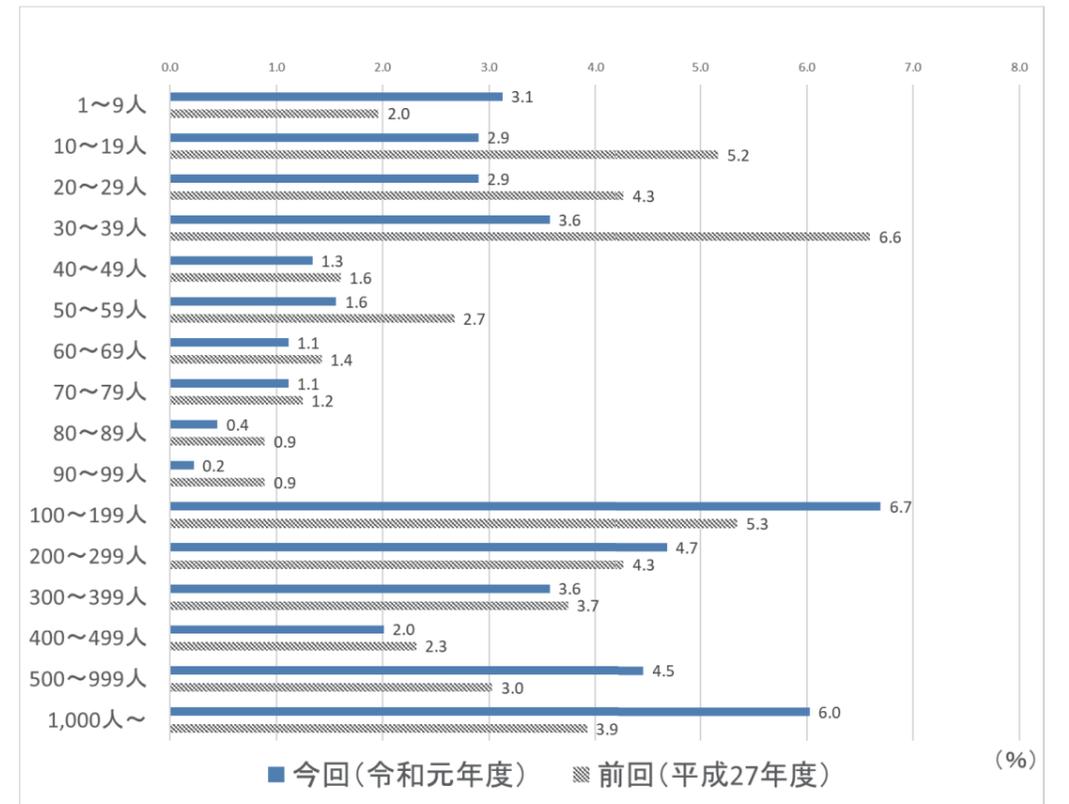
回答数：448



(5) 利用者(会員)数

前回に比べ、100人～199人(6.7%)、1,000人～(6.0%)の順に利用者(会員)数が多く、よりボランティア活動の規模が大きくなっていることがわかる。特に、「町会・自治会」、「市民活動登録団体」、「地域団体」においてこの傾向がみられる。

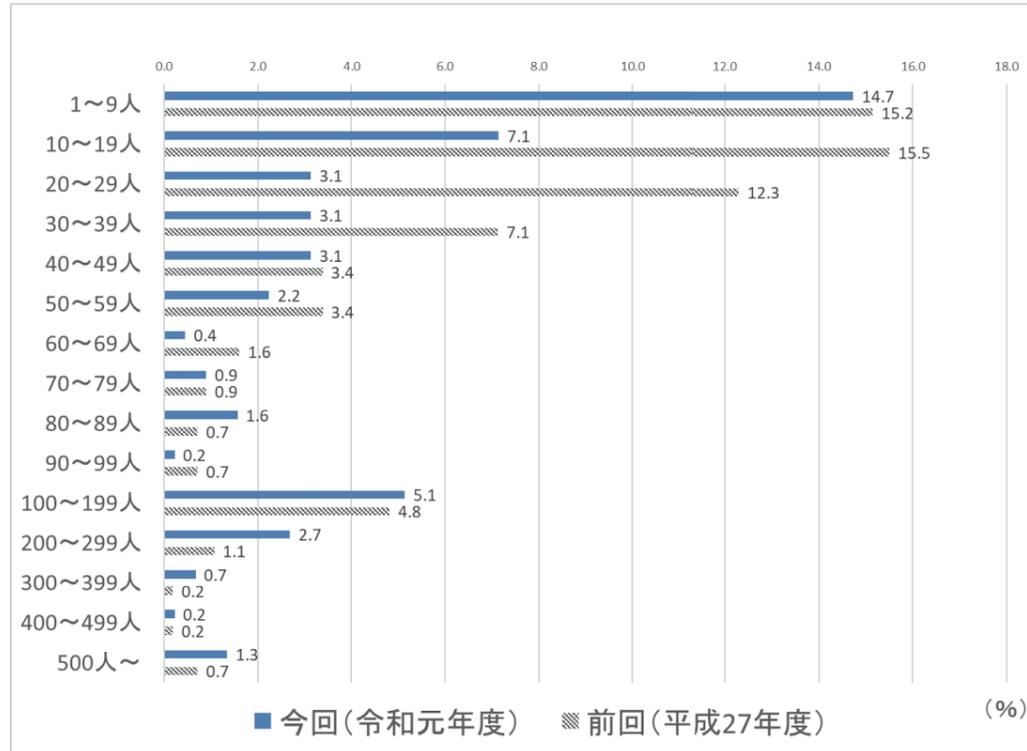
回答数 448



(6) 従事者数

1～9名(14.7%)、10～19名(7.1%)が多く、団体別にみても30名以下で活動している状況である。今回調査では、特に1～9名(14.7%)が突出して多い状況であり、従事者不足を裏付けるものとなっている。

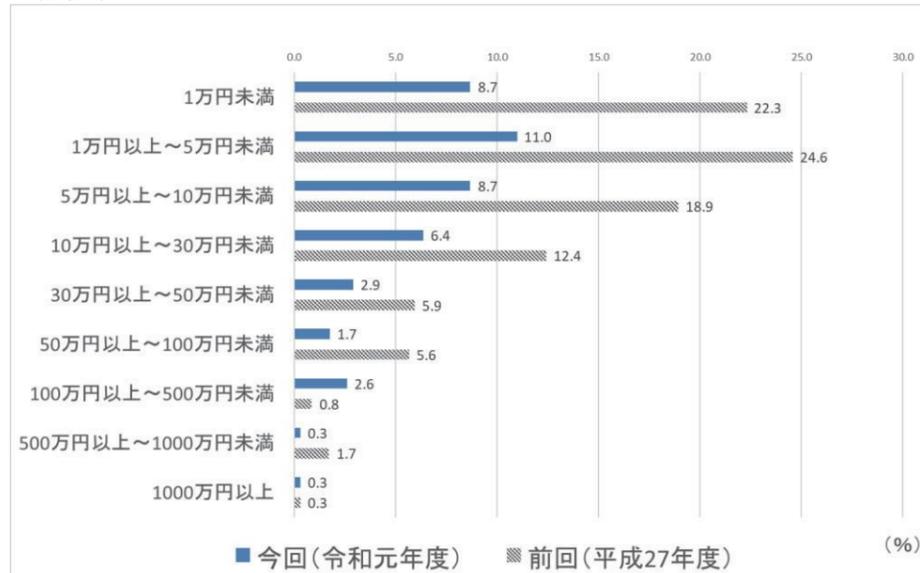
回答数：448



(7) 活動経費(町会・自治会のみ)

前回同様、年間でボランティア活動に投じている資金としては、10万円未満としている団体がほとんどとなった。

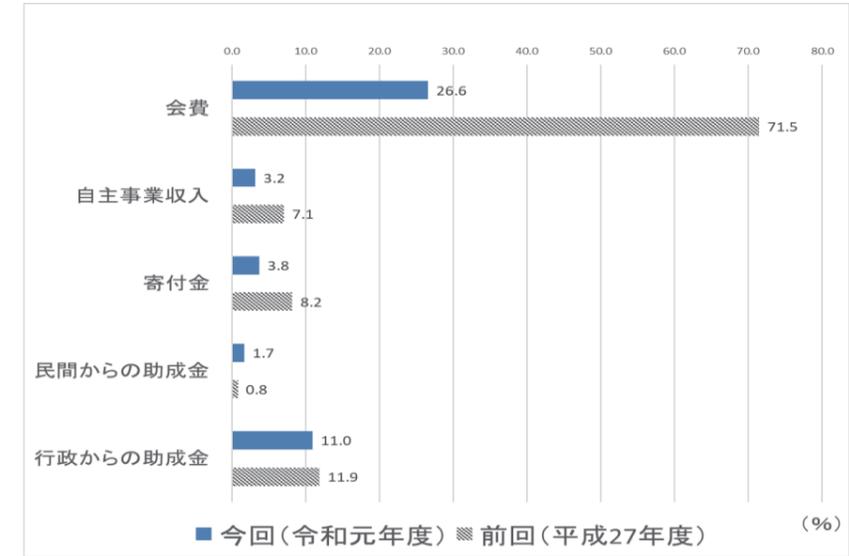
回答数：448



(8) 財源(収入源)(町会・自治会のみ)(複数回答)

前回同様、「会費(26.6%)」が最も多く、次いで「行政からの補助金(11.0%)」となっている。

回答数：448

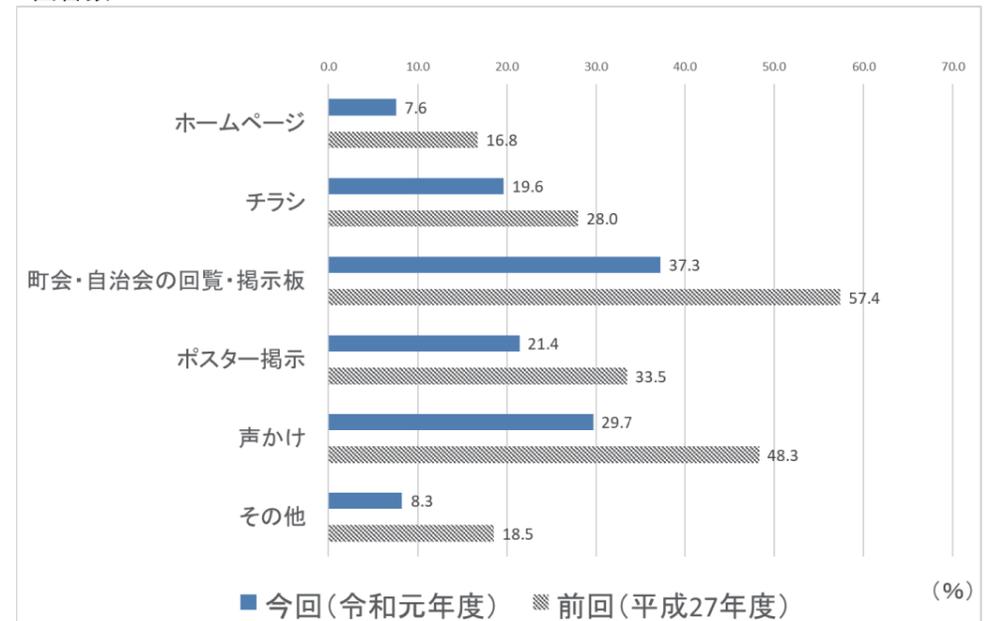


(9) 周知方法(複数回答)

前回同様、「町会・自治会の回覧版(37.3%)」、「声かけ(29.7%)」が多く、「ホームページ(7.6%)」については最も低く、活用されていないことがわかった。

今後の課題として、若手を取り込んでいく必要があることから、ホームページなどのメディアの活用も必要であると思われる。

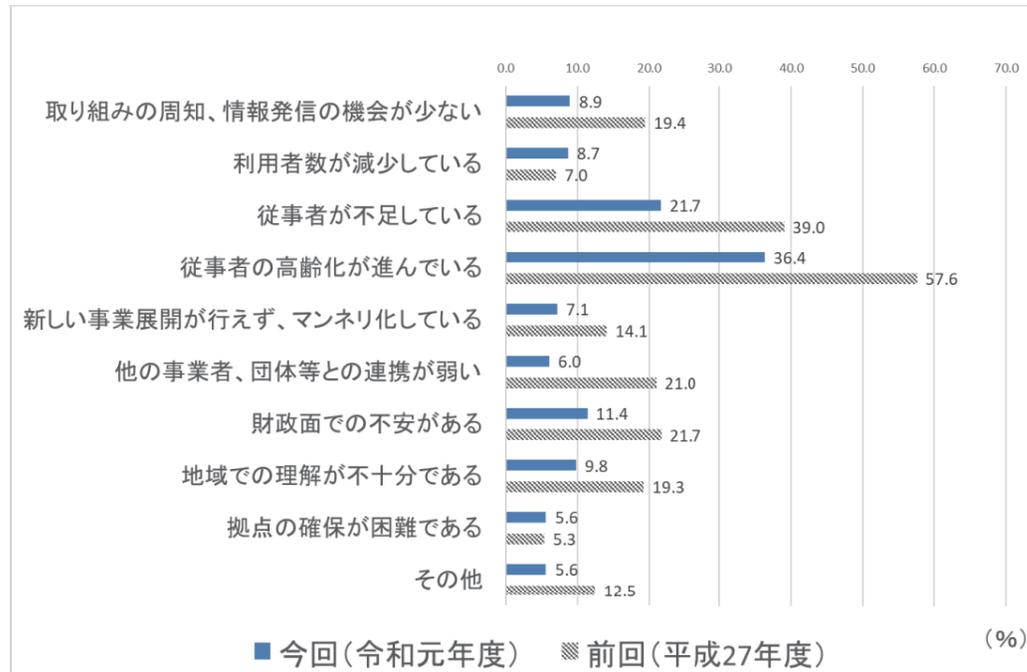
回答数：448



(10) 問題点 (複数回答)

ボランティア活動上の問題点として、「従事者の高齢化が進んでいる(36.4%)」、「従事者が不足している(21.7%)」が前回同様、上位に挙げられている。

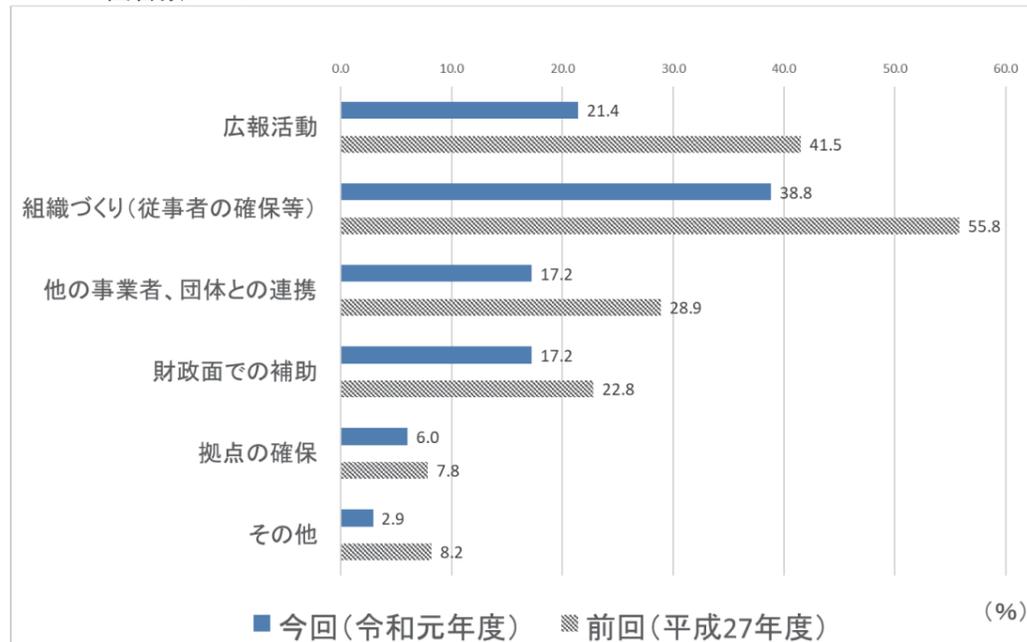
回答数：448



(11) 取り組む上で必要と感じること(複数回答)

組織づくり(従事者の確保等)(38.8%)、広報活動(21.4%)が前回同様、上位に挙げられている。

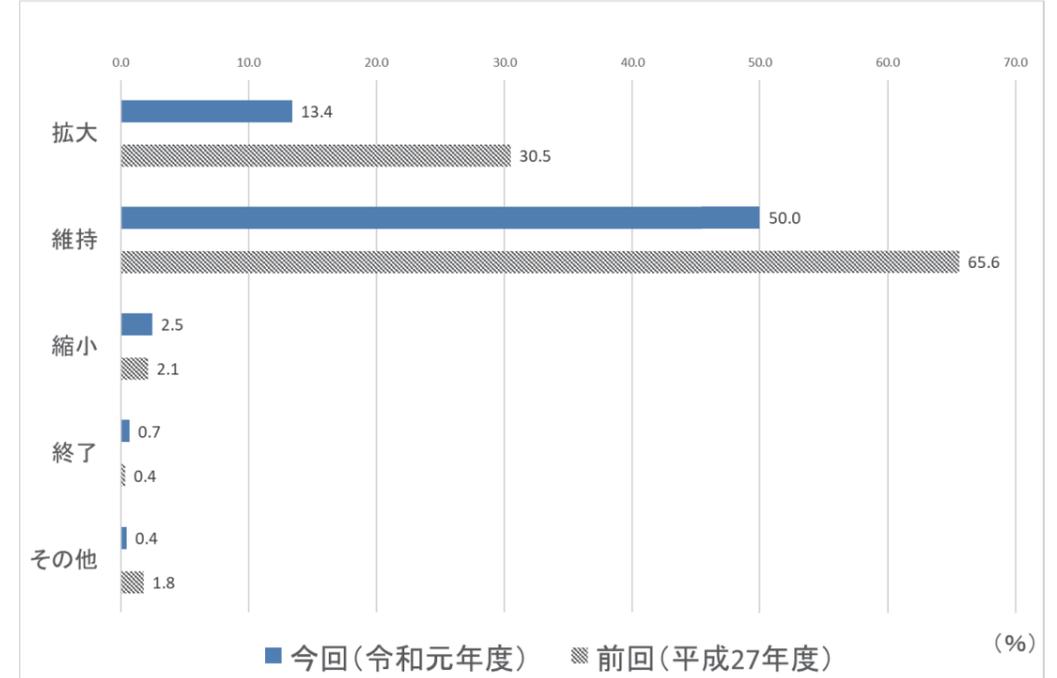
回答数：448



(12) 今後の方向性

維持(50.0%)、拡大(13.4%)の順となっており、ほとんどの団体は引き続き活動を継続していくことがわかった。

回答数：448



行政における進捗状況調査

行政における進捗状況調査は、行政の取り組みの進捗状況を把握する目的で、第3次松戸市地域福祉計画期間である平成30年度から令和4年度まで、各担当課が目標を掲げ、その達成状況の評価を行いました。調査は毎年1回行い、基本目標ごとの関連事業について、計画の方向性・計画目標・達成状況の評価しました。なお、自己評価については、A～Dの4段階で評価しました。

なお、次ページ以降に掲載したものは、令和3年度の実績となります。

【評価内容】

- A: 計画目標(R4)に向けて順調に推移している
- B: 計画目標(R4)に向けて概ね順調に推移している
- C: 計画目標(R4)に向けて進捗はやや遅れている
- D: 計画目標(R4)に向けて進捗は遅れている

行政における進捗状況調査結果について

No	基本目標1 安心して暮らせるまちづくり				
	取り組み課題1 地域での防災・避難行動要支援者の避難支援体制づくり				
	関連事業	計画の方向性	計画目標(R4)	達成状況	
1	「松戸市地域防災計画」の推進	国、県の被災想定変更に伴い、松戸市地域防災計画修正の可能性がある	拡大	災害対策基本法の改正内容や、国・県の動向も踏まえ、松戸市地域防災計画の修正を行う	A
2	防災訓練の実施	東日本大震災を踏まえ、平成24年度から避難所運営訓練を実施	拡大	平成34年度までに、全ての避難所で開設・運営訓練を実施する	C
3	自主防災組織の立ち上げ、活動への支援	パートナー講座等で啓発し、結成率、訓練率が100%に近づけるよう取り組んでいく	拡大	自主防災組織結成率：100% 自主防災組織の訓練実施率：75%	C
4	災害時要支援者への支援体制の検討	定期的避難行動要支援者名簿の登録情報を更新するとともに、要支援者への支援体制を検討する。	維持	避難行動要支援者登録者数を毎月把握することにより、転出入・死亡などが起こる登録情報の最新性を担保できるよう努める。	A
5	住宅用火災警報器の普及促進	住宅用火災警報器の設置率を90%を目指す。	拡大	住宅用火災警報器の設置率83.7%	B

No	取り組み課題2 快適な生活環境づくり				
	関連事業	計画の方向性	計画目標(R4)	達成状況	
1	松戸市環境基本計画の推進	松戸市環境基本計画においては、めざすまちの将来像として、「人と環境にやさしい持続可能なまち」を掲げる。	維持	地球温暖化対策の推進、資源循環型社会の構築、自然環境の保全と生き物との共生、安全・安心で快適な生活環境の保全、環境学習と環境活動の推進を目指す。	A
2	ごみ処理基本計画の推進	資源循環型社会を構築するために、ごみの発生抑制(リデュース)・再利用(リユース)・資源化(リサイクル)の取り組み(3R)を促進する。	維持	旧計画におけるR3までの目標 ・原単位 740g/人・日 ※集団回収量を除く ・焼却処理量 106,000t以下/年 R4より新計画を開始、R13までの目標 ・原単位 750g/人・日 ※集団回収量を含む ・焼却処理量 99,500t以下/年	B
3	松戸市空家等対策計画の推進	安全かつ安心して暮らすことのできる生活環境の確保に努める。	拡大	・管理不全な空家等の70%解消	A
4	松戸市緑の基本計画の推進	緑の質の向上を図り、緑に関する課題を解決する「みどりの市民力」を推進する。市民が主体となる事業を展開していく。	拡大	・里やまボランティア活動団体数 22団体 ・花いっぱい運動活動団体数 106団体 ・公園緑地活動団体数 182団体	C

No	取り組み課題3 地域での防犯・安全対策				
	関連事業	計画の方向性	計画目標(R4)	達成状況	
1	「松戸市セーフティネットワーク」の充実、強化	必要な情報提供・支援により各地域の活動を活性化させ、効果を高めつつ、規模の維持につとめる	維持	防犯用品貸与団体数 R4目標 390団体以上	C
2	松戸市安全で快適なまちづくり条例」の推進	犯罪の発生並びにめいわく行為及び客引き行為等のない住みやすいまちを目指し、広報、啓発及び巡回指導等を実施していく。	維持	○客引き行為等防止指導員登録者数 60人以上 ○客引きしない宣言店数 135店舗以上	C
3	「松戸市交通安全計画」の推進	交通事故のない社会を目指して人命尊重の理念に基づき、交通事故のない誰もが安心して暮らせるまちを目指して。死傷者数の一層の減少に取り組むとともに、事故そのものの減少についても積極的に取り組む。	維持	松戸市交通安全計画(令和3年度～令和7年度) ○道路交通の安全についての目標 ・交通事故発生件数を年間900件以下にする。 ・交通事故重傷者数を年間85人以下にする。	B
4	携帯電話等を活用した市民への情報提供	情報配信の迅速化に向けて、関係機関との情報共有及び連携強化を目指して協議していくとともに、配信方法に関する広報を適宜実施していく	維持	松戸市安全安心メール登録者数 25,000人以上	A
5	松戸市内の通学路の整備	子どもが安全に通学路を利用できるよう、関係機関と連携して整備に取り組む	維持	関係機関と連携し、学校からの要望に対して、実施可能な対策から継続的に実施していく	B

No	取り組み課題4 障壁のないまちづくり				
	関連事業	計画の方向性	計画目標(R4)	達成状況	
1	情報のバリアフリーの促進	広報まつどや市公式ホームページなどが誰にでも使いやすく、わかりやすい情報を得られるものにする	維持	広報まつどや市公式ホームページなどによる情報をさまざまな形で得られるようにする	A
2	手話通訳・要約筆記	聴覚障害のある人が、障害のない人と同様に社会に参加できるようにする。	維持	必要とする人に派遣できるよう、手話通訳者、要約筆記者の人数を増やす。	B
3	点訳	点訳ボランティア団体による点訳事業を継続していく。	維持	点訳物依頼件数 80件	A
4	駅エレベーター設置	鉄道事業者が実施するエレベーター等の移動等円滑化設備の設置事業に要する経費に対して補助金を交付し、鉄道駅のバリアフリー化を促進する。	維持	1日平均利用者数3,000人以上の鉄道駅(市内23駅中21駅が該当)において、移動等円滑化(バリアフリー化)された経路を1ルート以上確保	A
5	放置自転車等の撤去・路上障害物撤去の指導	放置自転車等のない良好な歩行空間を創出するために、利用者への駐輪場の案内や放置防止の啓発、撤去等及び規制策を効果的に実施する。	維持	・自転車駐車場MAPの作成、配布、看板設置を推進する。 ・自転車駐車場誘導員の配置時間や配置数の拡大等と、土日・祝日、夕方撤去の強化を図る。	A
6	コミュニティバスの運行について	路線バスが不十分な地域において、コミュニティバスを運行することで、市内の公共交通不便地域を解消する。	維持	路線バスとコミュニティバスの相互が持続可能な交通体系を構築する。	A

7	歩道等整備	重点地区内の整備を中心に、バリアフリー化を推進していく	維持	新八柱・八柱地区のバリアフリー整備を完了する	A
8	都市再生緊急整備地域の指定に向けた準備	・働き方改革を見据えた多機能複合市街地を形成 ・切迫する大規模災害のリスクを低減するため、災害に強い都市環境を創出 ・東京の衛星都市から脱却した「自立した新しい大都市近郊型都市」を目指す。	維持	緊急整備地域指定に向け、関係機関と協議を継続	A

No	取り組み課題5 健康づくりの推進				
	関連事業	計画の方向性	計画目標(R4)	達成状況	
1	食育関連	・イベント・広報・ホームページ等による継続的な食に関する情報発信に努める ・今後も関係各課で対象に応じた取り組みの継続的な普及活動が望まれる	維持	食育推進事業で実施しているイベント参加者の定着。特に若い世代(20代・30代)に対する食育の推進。	C
2	「健康松戸21」の推進、実行	各年度の事業プランを作成し、10の分野ごとに目標を設定して推進する	維持	設定した目標の90%の達成を目指す	C
3	「健康松戸21」の推進、実行	・糖尿病及び糖尿病性腎症重症化予防にむけ、各機関との連携、市民への予防対策、対象者別対策を進める。 ・特定健康診査受診率及び特定保健指導実施率の向上にむけ、勧奨・啓発を強化すると共に、利用しやすい環境づくりを進める。	拡大	・糖尿病性腎症新規患者数: 550人 ・特定健康診査受診率: 58% ・特定保健指導実施率: 43%	C
4	まつど健康マイレージについて	まつど健康マイレージの周知・啓発を図り、事業の推進を行う	拡大	・新規に応募する人を増やす ・継続して応募する人を増やす	B
5	自殺対策の推進	平成28年4月に作成市町村に義務づけられた自殺予防対策計画に基づき、自殺を予防するための市民一人ひとりの気づきを促し、見守る環境づくりを行う	拡大	・市民向け講演会参加者累計(平成22~34) 3,700人 ・ゲートキーパー養成研修受講者累計(H23~34) 2,780人	A
6	介護予防関連	・都市型介護予防モデル「松戸プロジェクト」や地域の支え合いによる外出支援の推進を通じて、高齢者の介護予防と生活支援を推進する	拡大	・高齢者の社会参加と地域貢献を支援することにより、高齢者自らによる健康増進と介護予防の取り組みを推進する ・地域における住民主体の介護予防活動の育成・支援を推進する	A
7	認知症高齢者見守り関連	・認知症の人や家族を地域で支えるために、認知症の理解を推進し、高齢者を地域全体で温かく見守っていく重層的な見守り支援体制の整備を図る	拡大	・認知症サポーター養成の推進と対象の拡大 ・あんしん一歩運動(オレンジ声かけ隊、オレンジ協力員)の活動の推進 ・松戸市高齢者等見守り活動に関する協定書の締結事業者の充実と、徘徊等緊急時の支援の充実	A

8	松戸市スポーツ推進委員主催スポーツ教室の活用	・各種スポーツ教室を開催するスポーツ推進委員との連携により、地域に根ざした幅広い年代層のスポーツ教室参加を図り、実施種目の拡充による参加者増加を目指す ・広報まつどや市ホームページによるスポーツ推進委員や活動の周知を実施	維持	・スポーツ推進委員主催教室の参加者を平成29年度4,955名であったところ、平成34年度に5,200名へ増やすことを目指す ・広報まつどや市ホームページを活用し、スポーツ推進委員や教室等への理解を深めてもらう	D
9	児童生徒の健康推進	学校における健康診断や健康教育を通じて、児童生徒の健康を推進する	維持	むし歯と診断された児童生徒数の減少、及びその治療率の向上	B

No	取り組み課題6 地域医療の充実				
	関連事業	計画の方向性	計画目標(R4)	達成状況	
1	地域医療の充実	・松戸市立総合医療センターはじめとする病院や松戸市医師会・松戸歯科医師会・松戸市薬剤師会との連携を行い、休日・夜間における急病時にも安心して受診できる体制を維持する	維持	・休日夜間における診療体制の継続	B
2	かかりつけ医の推進	かかりつけ医の推進を目標とし、また日頃から自身や家族の健康に対する意識を高めるため、医療機関等の情報提供を行う	拡大	・ホームドクター(かかりつけ医)をもつ人の割合 60%	B

No	取り組み課題7 相談支援・情報提供の充実				
	関連事業	計画の方向性	計画目標(R4)	達成状況	
1	SNSの活用	松戸市公式twitterおよび公式FacebookなどのSNSを活用し、スピーディーかつわかりやすい情報の提供に努める	維持	公式twitterおよび公式Facebookによる情報の提供を行う	A
2	消費者情報の提供	自立した消費者の育成を目指す	維持	・シルバー消費者教室 18回 ・夏休み親子教室 4回 ・くらしのセミナー 9回 ・消費生活展 1回	B
3	わかりやすい情報提供(コミュニティソーシャルワーカー)	市職員がコミュニティソーシャルワーカー研修を受講する。	維持	コミュニティソーシャルワークの視点を持った人材を増やす	B
4	わかりやすい情報提供(地域包括支援センター)	・地域包括ケアシステムの深化・推進を図るため、医療・介護・福祉等に関わる幅広い関係機関・関係者の連携・調整を推進するための中核機関である地域包括支援センターの機能強化を図る	拡大	・地域包括支援センターの機能を強化する	A
5	福祉まるごと相談について	・平成29年度まで実施してきた高齢者総合相談窓口の機能を拡充し、高齢者分野のほか、障害分野、児童分野等について、基礎的な相談への対応や適切な機関の紹介ができる体制を構築する	維持	相談窓口を周知し、困りごとを抱えるご本人や、その支援にあたっての専門職からの相談にも対応していく	A

6	松戸市自立相談支援センターの利用促進	早期に相談者とつながることができるよう、出張相談等により松戸市自立相談支援センターの周知を図る。 複合的な問題を抱える相談者に対し、その状況に応じた支援、情報提供が行えるよう、関係機関と連携を図る。	維持	○H34年度新規相談受付件数(月平均):72件 ○H34年度プラン作成件数(月平均):23件 ○出張相談開催件数(年間):4回 ○ネットワーク会議等を定期的に開催するとともに、各地域や団体への制度周知を行う。 相談受付件数、プラン作成件数は平成29年度の全国平均値を超えることを目指す。	B
7	松戸市基幹相談センターの利用促進	地域における相談支援の拠点として、障害のある人とその家族の様々な問題を受け止め、その解決に向けて、他の相談機関、地域の社会資源と連携強化しながら支援を行う。	維持	地域の社会資源や他の相談機関と連携強化することにより、基幹相談支援センターを地域に定着させることで、相談件数を増やす	A
8	わかりやすい情報提供(子育てコーディネーター)	おやこDE広場・地域子育て支援センターに松戸市認定の子育てコーディネーターを配置し、様々な悩みや相談を受け、地域の子育て支援施設や専門機関につなぐ支援をする	拡大	・新規子育て支援拠点施設に配置する ・具体的数値目標については未定	A
9	小中学校相談活動の活用	小中学校に本相談機関の役割を周知し、小中学校との連携の向上をはかる。	維持	広く市民に相談窓口の存在を周知してもらう。	B
10	日本語を母国語としない市民への言語支援	窓口等に来庁した市民へのサービス向上のため、11言語対応のモバイル通訳機を導入・運用開始する	新規	庁内へ広く周知し、利用率を高め、来庁外国人への支援をする	A

取り組み課題8 地域包括ケアシステムの構築				
No	関連事業	計画の方向性	計画目標(R4)	達成状況
1	地域ケア会議の充実	・個別レベル(地域個別ケア会議)、地域レベル(地域包括推進会議)、市レベル(松戸市地域ケア会議)の3層構造の会議の連携強化を図ることにより、各会議で把握された課題の解決に向けて、具体的な対応策の検討・実行を進める	・地域個別ケア会議:多職種との連携による個別事例検討および運営機能の強化による検討事例数の増加 ・地域包括ケア推進会議:個別事例や関係会議等から把握された地域課題の解決、取組の好事例の積み重ねと横展開による一層の課題解決・対応力の強化の推進 ・松戸市地域ケア会議:市レベルの課題解決に向けた関係団体、関係機関、行政による具体的な対応策の検討と実行	A
2	地域包括ケアシステムの構築	地域包括ケアシステムの構築を実現するために、地域支援事業(多様なサービス、介護予防普及啓発、在宅医療・介護連携推進、生活支援サービス体制整備、地域包括支援センター等)を拡充する	・医療、介護、介護予防、生活支援、住まいの個別構成要素が一体的に提供できる体制の整備 ・地域包括支援センターの強化	A

取り組み課題9 生活を守る権利擁護の普及					
No	関連事業	計画の方向性	計画目標(R4)	達成状況	
1	障害者の為の成年後見制度	日常生活を送る上で、十分な判断ができない方(精神障害、知的障害のある方)の権利擁護のため、適切な制度利用を進めていく。また、制度の普及啓発に取り組んでいく。	維持	制度利用の促進、及び制度の普及・啓発のための研修会等の開催。	A
2	成年後見制度	・成年後見制度の説明、関係機関の紹介等、制度の利用が必要と思われる高齢者の親族等への支援をおこなう ・申立てを行うことができる親族がいないと思われる場合や、親族があっても申立てを行う意思がない場合で、成年後見制度の利用が必要と認められる場合は、市からの申立てを行う ・本人や親族が家庭裁判所に成年後見制度利用の申立てをする際の費用や、後見人等へ支払う報酬金の助成を行う(資産等の条件あり) ・パンフレットの配布や講演会の開催など、普及啓発に取り組む	維持	・判断能力の低下した高齢者が、地域において尊厳のある生活を維持し、安心して生活を行うことができるよう、制度の普及啓発や周知等を行い、適切な支援につなげる	A

取り組み課題10 生活困窮者への自立支援					
No	関連事業	計画の方向性	計画目標(R4)	達成状況	
1	生活困窮者自立支援事業	生活困窮者一人ひとりの状況に合わせて、関係機関と連携しながら継続的に支援を行うことにより、生活困窮者の自立を促進する。また、生活困窮者を早期に支援するため、活用しやすく地域に根ざした制度となるよう、制度の普及啓発等に取り組む。	維持	○H34年度新規相談受付件数(月平均):72件 ○H34年度プラン作成件数(月平均):23件 ○ネットワーク会議等を定期的に開催するとともに、各地域や団体への制度周知を行う。 相談受付件数、プラン作成件数は平成29年度の全国平均値を超えることを目指す。	B
2	生活困窮者支援フードバンクの普及啓発	松戸市社会福祉協議会及びフードバンクちばの取り組みについて、ホームページ・ポスター掲示などにより周知啓発する。	維持	・市ホームページにおける松戸市社会福祉協議会の取り組みを周知啓発 ・フードバンクちばの実施するフードドライブに関する周知啓発	A

取り組み課題11 利用者本位のサービスの提供・福祉サービスの質の向上					
No	関連事業	計画の方向性	計画目標(R4)	達成状況	
1	苦情解決制度・第三者評価の周知	社会福祉法第82条の規定により市の福祉施設における利用者からの苦情に適切に対応する体制を整える	維持	現在の苦情解決体制を今後も維持していく	A

No	基本目標2 自立と参加の促進				
	取り組み課題1 制度ボランティア活動の推進				
	関連事業	計画の方向性	計画目標(R4)	達成状況	
1	人権擁護委員	各イベントなどを通して人権擁護委員の活動を周知し、人権侵害のない社会の実現を目指していく	維持	・広報・ホームページによる周知。 ・人権擁護委員の日における市民への周知。 ・松戸まつりなどのイベントにおける市民への周知。	A
2	防災リーダー	パートナー講座等による啓発活動を通じ、防災リーダー制度への理解を深め、町会・自治会等に選出を促す取り組みを実施する。	拡大	H34までにすべての町会・自治会等から防災リーダーを選出させる。	B
3	防犯指導員	研修・広報等を通じて防犯指導員の識見と意識の向上を目指しつつ、若い世代の取り組みを図る	維持	防犯指導員 R4目標 1,150人以上	B
4	地域環境調査員	研修や調査結果を通じ調査員の識見と意識の向上を目指しつつ、地域の生きものを地域の人々が自ら観察・調査することで、地域の環境について関心を高める。	維持	「環境度」の現状把握	B
5	クリンクル推進員	市民と市をつなぐパイプ役として、廃棄物の減量及び適正処理の指導や啓発活動を行っていただき、ごみ問題の解決に向けた役割はこれからも非常に大切だと考える。	維持	・市内15地区から各2町会2人ずつ推進員を選出してもらい委嘱する。 ・ごみ減量の取り組みを実践してもらいともに地域にも広めてもらう。	B
6	民生委員・児童委員	・松戸市民生委員推薦会をはじめ、町会・自治会や関係機関と連携を図りながら、欠員数を減少していく。 ・広報誌等による民生委員制度のPRを実施。	維持	・定数540名に対する欠員数ゼロを目指す。 ・松戸市民児協だより「愛の小鳩」等の広報誌を活用することで、民生委員制度の周知・啓発に努め、同制度に対する理解を深める。	B
7	保護司	研修を通じて、更生保護の知識を高め、情報交換するとともに、地域住民の理解を得られるようPR活動していく。 また、欠員ゼロに向け、各支部で住民に協力をお願いしていく。	維持	国の策定した再犯防止推進計画を受け、松戸市においての再犯防止推進計画を策定するため、情報の収集を行う。	C
8	健康推進員	地区定例会を通して、学習や健康づくり活動企画や打ち合わせなどを重ねながら、地域の方々へ向けた健康づくり活動をすすめていく	維持	・地域健康づくり活動の推進を支援 ・研修会・定例会の実施 ・健康推進員活動の周知 ・健康推進員協議会活動の支援	A
9	松戸市食生活改善サポーター	食生活改善サポーターの活動について、イベント、広報、ホームページ等による継続的な情報発信に努める	維持	サポーターによる講習会、レシピ等の啓発活動及び各種イベント、広報、ホームページ等により継続的な情報発信に努める	B
10	青少年相談員	各イベントをとおして、青少年相談員の事業についてアピールを行うとともに、地域団体と連携して意欲ある相談員の確保に努める	維持	総会、こども祭り、親子手芸教室、青少年キャンプ大会、スポーツ大会、子ども夢フォーラム等の活動を行う	B

No	取り組み課題2 生涯学習の推進				
	関連事業	計画の方向性	計画目標(R4)	達成状況	
1	各種講座	市民対象の各種講座を開催し、学習の機会を提供する。	維持	市民対象の各種講座の開催 ・成人講座(30講座・延5,000人) ・市民大学講座(7講座・延2,000人)	B
2	まつど生涯学習大学	受講者自らの生活課題や社会的課題に即した学習をもとに地域の主体的な行動者となるような学習内容を提案する。	維持	・まつど生涯学習大学(年18回)	B
3	家庭教育学級	家庭、地域の教育力の向上を図る。	拡大	・各小学校に家庭教育学級を設置(45校) ・MCR学級の開催(年5回)	B

No	取り組み課題3 就労の支援				
	関連事業	計画の方向性	計画目標(R4)	達成状況	
1	女性の就業促進	就労を望む女性が、個々のライフスタイルにあった働き方ができるよう、キャリアコンサルタント等が、子育てや介護などの情報提供を行いながら、再就職や就労継続の支援を行う。	維持	・まつど女性就労・両立支援相談の利用者を増やす ・就職決定者を増やす	A
2	若者の就業支援	国、県、高校、大学、企業との連携を図り、求職者に対し、就職相談をはじめ、就職セミナー及びイベント等の参加を促し、市内在住者の就職率向上を図る	維持	若者就労支援業務参加者の就職内定率 20% (内定者60名/参加者300名)	A
3	シルバー人材センター	・高齢者の増加に伴い、シルバー人材センターの役割の拡大を図る	拡大	・生きがいのために仕事をしたいと考えている高齢者に対し、仕事を提供しているシルバー人材センターを引き続き支援し、就労機会の拡大に努めます	B
4	障害者の雇用拡大と定着	教育・福祉やハローワーク、障害者就業・生活支援センターなどの関係機関や就労移行支援事業・就労継続支援事業者・企業等のネットワークの構築を図るとともに、専門スタッフの人材育成に努め、一人ひとりのニーズに応じた就労支援、更には定着支援を実施する体制の整備を図る	維持	・24年度から就労相談支援事業を委託している ・新規就労件数の他、就労定着率等の把握に努め、就労支援体制の有り様を検証していく	A
5	ひとり親家庭への支援	・引き続き十分な相談により、就労による早期自立支援を図る。また、適正な資格の取得の支援を行い、就労に結びつける	維持	・児童扶養手当新規申請者からの相談を増やし、福祉から就労への支援を強化する。	A

取り組み課題4 地域福祉推進のための担い手の育成					
No	関連事業	計画の方向性		計画目標(R4)	達成状況
1	子育て・健康・医療・福祉関連のパートナー講座	パートナー講座のさらなる周知を図る	維持	子育て・健康・医療・福祉関連のパートナー講座の平成18～34年度 ●累計実施回数 ＝延べ1,700回 ●累計参加人数 ＝延べ50,000人	A
2	地域活躍塾	講義、ワークショップ、実地体験を開催し、地域で活動するために必要なカリキュラムを提供することで地域の担い手の育成を図る	維持	まつど地域活躍塾を修了し、地域貢献活動の実践を開始した人の割合80%を目指す。	B
3	シニア交流センターの充実	センターのさらなる周知をはかる	拡大	・高齢者の就労や世代間交流のイベントを開催する ・広報やホームページを通して情報や活動の周知を行う	C

取り組み課題5 障害者の自立した地域生活の支援					
No	関連事業	計画の方向性		計画目標(R4)	達成状況
1	松戸市障害者計画の推進	・平成32年度に次期障害者計画策定委員会を設置 ・平成25年度～32年度までの計画を進行中	維持	平成25年度より「第2次松戸市障害者計画」を実施している。 引き続き、障害者計画推進協議会などによる外部有識者の意見を伺いながら、進捗管理・評価・検証をしていき、平成33年度策定予定の第3次障害者計画に反映していく。	A
2	地域生活支援センターの設置 ※基幹相談支援センター	・平成25年10月に「松戸市基幹相談支援センター」を設置 ・地域における相談支援の拠点として、障害のある人とその家族の様々な問題を受け止め、その解決に向けて、他の相談機関、地域の社会資源と連携協力しながら支援を行う	維持	地域相談支援体制を強化するため、地域における相談支援事業者等に対する専門的な指導・助言や人材育成といった中核的役割を担うよう、市として支援・連携を図っていく	A

取り組み課題6 当事者団体への支援					
No	関連事業	計画の方向性		計画目標(R4)	達成状況
1	当事者団体の支援 (男女共同参画推進団体)	男女共同参画社会を実現するための推進団体への支援と連携	維持	男女共同参画社会の実現に向けた活動を支援します。 推進団体や市民との連携・協働による「ゆうまつどフェスタ」や市民企画支援事業等を行います。	A
2	当事者団体の支援 (介護者等を対象とした集い)	・当事者団体がピアカウンセリングの役割を果たし、より多くの介護者等が利用できるよう支援する	維持	・当事者団体や団体の活動についての認知度を高める	A
3	当事者団体の支援 (障害者関係団体)	当事者団体からの意見交換の機会を増やして、現状に即した情報を伝えることで、行政の担うべき役割を常に把握し、広く市民から共感を得る支援を実現する必要がある	維持	当事者の意見を吸い上げる仕組みを、引き続き堅持し、障害者施策に反映していく	A

基本目標3 支え合い共に生きるまちづくり					
取り組み課題1 ボランティア活動への支援、NPO活動への支援					
No	関連事業	計画の方向性		計画目標(R4)	達成状況
1	まつど市民活動サポートセンターの充実、情報の提供	市民活動についての意識啓発や参加するきっかけとなる情報発信が求められていることから、引き続き取り組んでいく。	維持	松戸市内で活動しているNPO法人の数 160団体	C
2	協働事業・市民活動助成事業の推進	市民活動を促進するため、団体の自立に向けた取り組みを支援する。	維持	協働事業件数 5件 市民活動助成事業 18件	B
3	ボランティアセンター(松戸市社会福祉協議会内)の充実、情報の提供	ボランティアの受け手・支え手の登録・紹介を行い、ボランティア情報の発信や講座、研修等により人材育成を行う	維持	受け手・支え手のマッチングを行い、より充実したボランティア活動の推進をサポートする。	A

取り組み課題2 社会福祉協議会との連携強化					
No	関連事業	計画の方向性		計画目標(R4)	達成状況
1	災害ボランティアセンター	市社会福祉協議会が実施する災害ボランティアセンターの設置、運営訓練と連携する。	維持	市社会福祉協議会が実施する災害ボランティアセンターの設置、運営訓練との連携を深める。	B
2	市社会福祉協議会・地区社会福祉協議会の活動を支援	地域福祉活動の中心となる地区社協活動をさまざまな方面から支援していく。	維持	市社会福祉協議会・地区社会福祉協議会の活動を支援するため、運営費の一部を助成する。	A
3	委託事業 (法外援護事業)	低所得のため、不足の事態により緊急に援助を必要とするものに対し、法外援護金を交付し、その世帯の自立更生を図る。	維持	交付金額 10,000,000円	A
4	生活困窮者自立支援事業	「地域福祉の増進」を目的として掲げる社会福祉協議会と連携を深め、生活困窮者自立支援事業における包括的・早期的な支援体制の構築を図る。 社会福祉協議会で実施している貸付事業等の利用希望があった場合、担当者と情報交換を行い、相談者をスムーズにつなげる体制を維持する。	維持	社会福祉協議会と協力し、より良い支援体制を構築していく。	A

取り組み課題3 地域での支え合い活動の推進 ～孤立させない地域づくり～《声かけ・見守りの推進》					
No	関連事業	計画の方向性		計画目標(R4)	達成状況
1	町会・自治会等の活動支援	声かけ・見守り等の活動を始め様々な役割を担う町会・自治会等の活動拠点に関する支援を行う。	維持	町会・自治会の意向を確認し、要綱に沿って適正な補助を行う。	A

2	まつど孤独死予防センター、孤独死ゼロ作戦の支援	・孤独死の実態調査データの作成に努め、全的に「孤独死ゼロ作戦」の取り組みを支援していく ・孤独死の実態調査の活用、居場所「いきいきサロン」づくり、見守り安否確認の支援、あいさつ運動の支援等について協働しながら支援策を講じる ・孤独死予備軍について検討する	維持	孤独死の実態把握に努め、居場所「いきいきサロン」づくり、見守り安否確認の支援、あいさつ運動の支援等について協働しながら支援策を講じる	C
3	生活困窮者等に対する事業所との連携	公共事業者等が行う配達や検針時の見守りを実施	維持	事業者と関係機関との連携を図る	B
4	高齢者支援連絡会	・高齢者支援連絡会を設置していない地域への働きかけを行い、残る地区での高齢者支援連絡会の必要性について検討していく	維持	・高齢者支援連絡会を設置していない地域でのネットワークの構築をはかり、必要性を検討する ・現在の高齢者支援連絡会のさらなる充実をはかる	C
5	ホームレス対策の検討	ホームレス巡回相談による継続的な声掛け、支援機関へのつなぎを行い、自立への手助けを行う。市内のホームレス数は減少傾向にあり、引き続き減少を目指す。	維持	実態人数 H34目標 26人 継続して人数減少を目指す。H30.1月調査時29人の約1割減「26人」を目標とする。	A

取り組み課題4 子どもや高齢者等への虐待の防止					
No	関連事業	計画の方向性	計画目標(R4)	達成状況	
1	高齢者虐待への取り組み	・地域包括支援センターを軸として地域ぐるみで高齢者虐待の予防活動を推進する ・関係機関及び団体における虐待への対応の充実を図る	維持	・高齢者虐待の予防と早期発見、早期対応、再発防止について啓発活動を引き続き行い、市民の意識を高める	B
2	障害者虐待への取り組み	・「障害者虐待防止センター」において、虐待に関する通報・届出、支援などの相談対応を実施する。 ・虐待に対する制度・法律の普及啓発を図る。	維持	・障害者虐待防止センターで受けた虐待通報について、連携しながら様々な事例を共有しスキルアップを図る。 ・障害者虐待防止法を通して、市民ならびに障害福祉サービスの事業所等を対象に講演会や研修を実施し、虐待防止に関する普及啓発に努める。	B
3	児童虐待への取り組み	要保護児童対策地域連絡協議会における連携を中心とした、家庭児童相談のさらなる体制強化を図ると共に、啓発事業により、市民の児童虐待防止意識を高める。	維持	・講演会の実施やリーフレットの配布等、普及啓発活動に努めることで、市民の児童虐待防止に対する意識を高める。 ・虐待防止に対する研修会を実施することで、児童福祉サービスに関わる事業所及び職員の専門性を高める。	A

取り組み課題5 地域での交流・ふれあいの場づくり					
No	関連事業	計画の方向性	計画目標(R4)	達成状況	
1	集会所の整備	地域で様々な役割を担う町会・自治会等の活動拠点となる集会所の整備を支援する。	拡大	町会・自治会等の意向を確認し、要綱に沿って適正な支援を行う。	A
2	イベント・行事	町会・自治会連合会の各地区会で行うイベントや行事等を支援していく。平成29年度から導入された松戸市町会・自治会連合会地区会交付金制度の定着を図る。	維持	各地区会の意向を確認し、要綱にそって適正な支援を行う。 15地区会が多様なイベント・行事を実施できるよう支援を行う。	B
3	多言語での行政情報の提供	多言語版生活ガイドブックの増刷ならびに、市HP内にある「International Portal」の内容を充実させる	拡大	現在ある多言語版生活ガイドブックの適用言語の数を現状の4言語から6言語程度に増やす。また市HP内にある「International Portal」の対応言語数を現状の2つから3つに増やす。	B
4	国際交流の推進	在住外国人の数が増えている中で、日本人にも異文化理解をしてもらうために、国際交流関連イベントを増やしていく。	拡大	(公財)松戸市国際交流協会と連携して、国際交流イベントを既存の「国際文化祭」以外に企画する。	B
5	松戸市福祉団体登録	福祉活動事業の発展と高揚を図るため、活動を支援する。	維持	福祉団体へのサービス向上を目指す。要綱改正を進める。	B
6	地域福祉サロン ～困ったときはお互いさま～	多様な意見をいただくため、高齢者や子ども、障害者など、あらゆる立場の方々に出席いただく	維持	第4次松戸市地域福祉計画(仮)策定のため、定期的にサロンを実施する	D
7	シニアクラブへの支援	・シニアクラブ活動に対して支援を行う	維持	・はつらつクラブ連合会・単位シニアクラブの活動に対して、助成を行う	A
8	保育所・保育園の地域交流	各保育所・保育園の地域性に合わせ、地域交流の充実を目指す	拡大	実施回数の維持に加え、新たに内容の充実・拡大を図る。 ・交流回数の維持 ・内容の充実 ・対象者の拡大	D

取り組み課題6 子ども・子育て支援					
No	関連事業	計画の方向性	計画目標(R4)	達成状況	
1	松戸市次世代育成支援行動計画の推進 ※松戸市子ども総合計画	妊娠から18歳までの子どもの健やかな育ちと子育てを市民全体で支援する環境を整備、及び体制づくりを目指す。 第2期松戸市子ども総合計画の策定(2020～2025)	維持	松戸市子ども総合計画の推進	A
2	放課後児童クラブ	・今後は、学校外施設の学校敷地内への移設 ・老朽化クラブの改修	維持	具体的目標については未定	A
3	おやこDE広場	・地域の子育て支援拠点としての充実を図り、親子の交流等を促進する ・子育てコーディネーターを配置し、多様な相談に乗ることで子育ての負担感や不安感を減らす。	拡大	・未整備地区への拡充を図る ・具体的数値目標については未定	A

4	ゲットユアドリーム事業	実施校の拡大を図る	拡大	4校	B
5	ふれあい体験事業	実施校(中高)の拡大を図る。特に中学校での実施にあたっては、地域のおやこDE広場や子育て支援センターなどの地域子育て支援事業者との連携により事業の推進を図る	拡大	9校	C
6	子どもの居場所づくり	施設数の拡大を図る	拡大	6施設	A
7	松戸市送迎保育ステーション	幼稚園等に通園する児童の送迎に係る保護者負担の軽減及び一時預かり事業実施により安心して子育てができる環境を整備し児童福祉の向上を図る	拡大	施設整備が有効な地区への拡充を検討	A
8	保育士向け補助制度	民間保育施設における保育士の新規獲得と、現在働いている保育士の離職防止を図ることにより、保育環境を充実させ、子育てしやすい環境づくりを推進する。保育士向け制度自体は既に近隣市等と比較しても充実している。	維持	民間保育施設における常勤保育士数が前年比で増加するよう制度に対する周知を図る。	A
9	幼稚園教諭向け助成制度	・市内の幼稚園において、幼稚園教諭補助をしながら免許取得を目指すものに対して免許状を取得するための補助。 ・市内の幼稚園で働く新卒幼稚園教諭に対して、家賃補助や就職にかかる費用の一部貸付を行う、幼稚園教諭の定着及び就労する意欲の促進を行う。 ・永く働く幼稚園教諭の幼児教育への貢献を表彰する。	拡大	・市内私立幼稚園教諭の増員 ・市内私立幼稚園預かり保育実施圏拡充	A

No	基本目標4 福祉文化の創造				
	取り組み課題1 心のバリアフリー				
	関連事業	計画の方向性	計画目標(R4)	達成状況	
1	人権施策の推進	人権侵害のない社会の実現を目指して、さまざまな人権問題に関する講演会等を開催し、市民意識の向上を図る	維持	・人権週間における人権に関する講演会の開催 ・人権擁護委員と協力して、小中学生などに対する人権教室などの開催	A
2	男女共同参画社会づくりの推進	あらゆる分野で、女性も男性も個性と能力を發揮し、対等なパートナーとして社会に参画し、自立的な生活を営んでいけるまちづくりを目指す。	維持	(男女共同参画プランにおける目標) 地域の活力が維持・増進され、将来にわたって自分らしく安心して暮らせる「男女共同参画」のまちな実現	A

3	社会を明るくする運動	犯罪や非行のない安全・安心な地域社会を築くため、立ち直りを支え再犯防止するため、イベント活動等を行い周知する	維持	社会を明るくする運動強調月間のイベント「講演会とコンサート」を開催、また、地区・団体のイベント等で周知活動を行う。	B
4	ノーマライゼーションの普及・推進	地域社会の人たちとの交流を通して、障害に対する理解を深めてもらうための活動の推進。障害のある人に対する差別・偏見をなくすために、障害者のための制度・法律の普及を図る。	維持	障害のある人に対する差別・偏見がなく、障害のある人もない人も地域社会の一員として、ともに生きる社会の実現。障害者差別解消法を通して、差別・偏見の解消に努めていく。	B
5	心のバリアフリー	啓発冊子の配布(ホームページでのDL方式及び希望者への窓口配布)による心のバリアフリーの推進を継続していく	維持	啓発冊子「やさしいっばいみんなのまち」を希望に応じて配布を行っている。	A
6	人権教育の推進	さまざまな人権問題に関する講演会や研修会を開催し、教育委員会内職員の人権教育を推進する。	維持	教育委員会内職員人権意識の醸成	A

No	取り組み課題2 世代間交流				
	関連事業	計画の方向性	計画目標(R4)	達成状況	
1	世代間交流	・広報などでPRし、いきいきほっとふれあい風呂事業のさらなる周知を図る	維持	・浴場を高齢者の健康づくり及び居場所づくりができる場として位置づける ・PRの拡大及び健康入浴に関するイベントの拡大	A
2	中高生と乳幼児のふれあい体験	実施校(中高)の拡大を図る。特に中学校での実施にあたっては、地域のおやこDE広場や子育て支援センターなどの地域子育て支援事業者との連携により事業の推進を図る	拡大	9校	C

No	取り組み課題3 福祉教育の充実				
	関連事業	計画の方向性	計画目標(R4)	達成状況	
1	福祉教育の推進	学校における福祉教育の充実と促進を目的に体験活動の機会をつくる	維持	「豊かな心」を育むために各学年において実施される交流、疑似、収集、ボランティアなどの体験活動実施回数1800回	A

No	取り組み課題4 ふるさとづくりの推進				
	関連事業	計画の方向性	計画目標(R4)	達成状況	
1	新しい祭りや催しなどの育成	地域のリソースを活かした文化や国際、観光に資する新しいお祭りや催しを支援します。	拡大	交流人口の拡大や雇用の創出が見込めるイベントを開催する。	A
2	伝統的文化活動の育成	出前講座の開催、広報、ホームページの掲載等多様な学習機会の提供をするとともに、関係機関と連携し、文化芸術の拡充に努める	維持	指定・登録文化財の数を増やすとともに文化財の活用を図ります。 国指定7件 県指定6件 市指定45件 国登録2件	B

3 地域福祉サロン ～困ったときはお互いさま～

【開催目的】

解決すべき生活上の課題を最もよく知っているのは住民自身であるため、第4次松戸市地域福祉計画策定にあたり、地域福祉について住民自身で考えていただくため、サロンを開催しました。

【開催日時】

第1回 平成30年10月19日(金) 14:00～16:15

テーマ「地域での防災・安全対策」

ゲスト 松戸警察署 生活安全課 職員

第2回 令和元年10月29日(火) 10:00～12:00

テーマ「見つけよう！広げよう！地域を支えるボランティア活動」

ゲスト 松戸市社会福祉協議会 職員

【開催場所】

松戸市社会福祉協議会 第1・第2 ボランティア室



4 パブリックコメント*の実施状況

【意見募集実施の予告】

広報まつど 2022年(令和4年)10月1日号

【意見募集期間】

令和4年10月1日(土)～10月31日(月)

【計画(案)閲覧方法】

地域福祉課での閲覧

松戸市ホームページへの掲載

松戸市行政資料センターでの閲覧

市内各支所での閲覧

松戸市社会福祉協議会、地区社会福祉協議会での閲覧

市立図書館(本館、地域館、分館)での閲覧

【意見の提出方法】

持参

郵送

ファクシミリ

Eメール

申し込みフォーム

【意見への回答方法】

市ホームページにて回答

【意見・要望数】

件数：6件

人数：4人(持参 2人、申し込みフォーム 2人)

パブリックコメント：市の基本的な政策の策定過程において、その案を示し、広く市民等の意見を求め、その意見に対して市の考え方を示す一連の手続きのことで、市民等に対する説明責任を果たすことにより、行政運営における透明性の向上を図ることを目的としています。

5 計画策定の経過

計画策定の概要

時 期	概 要
平成 30 年 5 月～6 月	行政における進捗状況調査
平成 30 年 8 月 1 日	平成 30 年度第 1 回地域福祉計画推進委員会 ・委嘱状交付 ・委員長・副委員長選出 ・行政の取り組みの進捗状況について ・第 3 次松戸市地域福祉計画の計画目標及び方向性について
平成 30 年 10 月 19 日	地域福祉サロン ・地域での防犯・安全対策
平成 31 年 1 月 30 日	平成 30 年度第 2 回地域福祉計画推進委員会 ・地域団体の取り組みの把握について ・地域福祉サロン開催報告 ・庁内連携会議開催報告
平成 31 年 4 月～5 月	行政における進捗状況調査
令和元年 6 月～7 月	地域団体の取り組みの把握 町会・自治会、市民活動団体、民生委員児童委員協議会、 高齢者支援連絡会 他
令和元年 7 月 31 日	令和元年度第 1 回地域福祉計画推進委員会 ・委嘱状交付 ・委員長・副委員長選出 ・行政の取り組みの進捗状況について ・地域団体の取り組みの把握について
令和元年 10 月 29 日	地域福祉サロン ・見つけよう広げよう地域を支えるボランティア活動
令和 2 年 1 月 29 日	令和元年度第 2 回地域福祉計画推進委員会 ・地域団体の取り組みの把握結果 ・地域福祉サロン開催結果

時 期	概 要
令和 2 年 4 月～5 月	行政における進捗状況調査
令和 2 年 7 月～8 月	令和 2 年度第 1 回地域福祉計画推進委員会中止に伴う意見 聴取用資料の送付 ・行政の取り組みの進捗状況について ・地域福祉計画に関連する各計画等の市民意識調査まとめ について ・第 4 次松戸市地域福祉計画策定の視点について ・令和元年度事業報告書（抜粋）（松戸市社協作成）
令和 3 年 1 月～2 月	令和 2 年度第 2 回地域福祉計画推進委員会中止に伴う意見 聴取用資料の送付 ・第 4 次松戸市地域福祉計画の骨子（案）について ・今後の業務予定について
令和 3 年 4 月～5 月	行政における進捗状況調査
令和 3 年 7 月～8 月	令和 3 年度第 1 回地域福祉計画推進委員会中止に伴う意見 聴取用資料の送付 ・行政の取り組みの進捗状況について ・第 4 次松戸市地域福祉計画第 4 章から第 8 章（素案）に ついて ・令和 2 年度事業報告書（抜粋）（松戸市社協作成） ・今後の業務予定について
令和 4 年 1 月～2 月	令和 3 年度第 2 回地域福祉計画推進委員会中止に伴う意見 聴取用資料の送付 ・第 4 次松戸市地域福祉計画（案）について ・今後の業務予定について
令和 4 年 7 月 20 日	令和 4 年度第 1 回地域福祉計画推進委員会 ・委員長・副委員長選出 ・行政の進捗状況調査結果報告について ・第 4 次松戸市地域福祉計画（案）について ・令和 3 年度地区社会福祉協議会の取り組み状況について （松戸市社協作成） ・今後の業務予定について

6 重層的支援体制整備事業一覧

(本計画に記載の事業で重層的支援体制整備事業として実施しているものについて、該当章・課題番号をまとめています。)

	社会福祉法第 106 条の 4 第 2 項の各号	松戸市での業務	該当章・課題番号※
第 1 号	イ	地域包括支援センターの運営	地域包括支援センター業務
	ロ	障害者相談支援事業	障害者相談支援業務 障害者就労支援業務
	ハ	利用者支援事業	子育てコーディネーター業務 母子保健型利用者支援業務 利用支援コンシェルジュ業務
	ニ	自立相談支援事業	自立相談支援業務
第 2 号	参加支援	多世代まるごと居場所づくり業務	6-3、6-5、7-2
第 3 号	イ	一般介護予防事業	一般介護予防業務
	ロ	生活支援体制整備事業	生活支援体制整備業務
	ハ	地域活動支援センター	地域活動支援センター等業務
	ニ	地域子育て拠点支援事業	地域子育て支援拠点 こども館運営業務
	柱書	生活困窮者支援等のための地域づくり事業	共助の基盤づくり業務
第 4 号	アウトリーチ等を通じた継続的支援	アウトリーチ業務	4-6、4-7、4-8
第 5 号	多機関の協働	福祉相談機関連絡会	4-7
第 6 号	支援プラン	上記と合わせて実施	

※[章番号-課題番号]として表記しています。

松戸市地域福祉計画推進委員会条例

平成26年12月25日

松戸市条例第29号

(設置)

第 1 条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、松戸市地域福祉計画推進委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、及びこれらの事項に関して市長に建議する。

- (1) 松戸市地域福祉計画の策定に関する事項
- (2) 松戸市地域福祉計画の推進及び評価に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(組織)

第 3 条 委員会は、委員25人以内をもって組織する。

(委員)

第 4 条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 公募市民
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 福祉・医療関係団体関係者
- (4) 地域団体関係者
- (5) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

2 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(任期)

第 5 条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第 6 条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第8条 委員会は、必要に応じ、特定事項を調査審議するために部会を置くことができる。

- 2 部会は、委員会の委員をもって組織し、部会に属すべき委員は、委員会の委員のうちから会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によりこれを定める。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故あるとき又は部会長が欠けたときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- 6 前条の規定は、部会の会議について準用する。この場合において、同条中「委員会」とあるのは「部会」と、同条第1項中「委員長」とあるのは「部会長」と、同条第2項中「委員の」とあるのは「部会に属する委員の」と読み替えるものとする。

(臨時委員)

第9条 部会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

- 2 臨時委員は、市長が必要と認める者の中から市長が委嘱する。
- 3 臨時委員の任期は、その者の委嘱に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときまでとする。

(意見の聴取等)

第10条 委員会及び部会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。
(特別職の職員の給与及び費用弁償の支給に関する条例の一部改正)
- 2 特別職の職員の給与及び費用弁償の支給に関する条例(昭和31年松戸市条例第15号)の一部を次のように改正する。

別表2に次のように加える。

松戸市地域福祉計画推進委員会委員	日額 8,500円
------------------	-----------

松戸市地域福祉計画推進委員会と松戸市地域福祉計画庁内連携会議



【松戸市地域福祉計画推進委員会】

地域福祉計画の最大の特徴は、計画そのものが「地域住民の参加で策定する」ことにあるとされています。

計画は行政が一方向的に策定をすることなく、実効性をもたせる意味合いから、「松戸市地域福祉計画推進委員会」を平成18年10月1日付けで設置しました。

「松戸市地域福祉計画推進委員会」は、地域団体関係者8名、福祉・医療関係団体関係者9名、学識経験者2名、その他市長が認めるもの1名の合計20名(令和4年7月8日現在)で構成されています。

また、平成28年5月9日付けにて、「松戸市地域福祉計画庁内連携会議」を設置し、松戸市の地域福祉推進を図るため、情報共有や調整等を行っています。



【松戸市地域福祉計画庁内連携会議】

松戸市地域福祉計画推進委員会 委員名簿

	氏名	所属団体	備考
1	かわごえ しょうへい 川越 正平	松戸市医師会	
2	すずき れいこ 鈴木 麗子	松戸健康福祉センター(保健所)	
3	おおし じゅんいち 大橋 純一	流通経済大学	
4	おおの ちへい 大野 地平	聖徳大学短期大学部	
5	ふみいり かよこ 文入 加代子	松戸市社会福祉協議会	
6	ひらかわ しげみつ 平川 茂光	松戸市民生委員児童委員協議会	
7	にしの たかね 西野 高嶺	松戸市町会・自治会連合会	
8	あんびる まさみ 安蒜 正己	松戸市町会・自治会連合会	
9	いまなり よしまさ 今成 貴聖	中核地域生活支援センターほっとねっと	
10	こがねい しゅういち 小金井 秀一	馬橋西地域包括支援センター	
11	おんだ ゆういち 恩田 雄一	松戸市特別養護老人ホーム連絡協議会	
12	きくた ようこ 菊田 陽子	松戸市障害者団体連絡協議会	
13	たかはし きよし 高橋 清	松戸市ボランティア連絡協議会	
14	ほりた しげのぶ 堀田 重信	松戸市はつらつクラブ連合会(シニアクラブ)	
15	すずき こういち 鈴木 公一	松戸市PTA連絡協議会	
16	つねすみ ふさお 常住 房夫	松戸公共職業安定所	
17	ひさい まきこ 久居 麻紀子	松戸市保育園協議会	
18	いしだ なおみ 石田 尚美	松戸市おやこDE広場ネットワーク会議	
19	つるおか さなえ 鶴岡 佐奈江	松戸市私立幼稚園連合会	
20	かまた けいさく 鎌田 啓作	特定非営利活動法人生活支援センターあらかると	

松戸市地域福祉計画庁内連携会議 設置要綱

(設置)

第1条 この要綱は、本市の地域福祉の推進を目的に設置する松戸市地域福祉計画庁内連携会議(以下「連携会議」という。)に関し必要な事項を定める。

(所掌事務)

第2条 連携会議の所掌事務は、松戸市地域福祉計画推進委員会(平成26年12月25日松戸市条例第29号)が所掌する事項に関する調整等に関することとする。

- (1) 松戸市地域福祉計画の策定に関する事項
- (2) 松戸市地域福祉計画の推進及び評価に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、地域福祉の推進に関する事項

(組織)

第3条 連携会議は、別表に掲げる座長、副座長及び関係課の構成員をもって構成する。

- 2 座長は、健康福祉部長をもって充てる。
- 3 副座長は、地域福祉課長をもって充てる。
- 4 座長に事故あるとき、又は欠けたときは、副座長がその職務を代理する。
- 5 新たに構成員を選任する場合は、座長、副座長及び構成員の推薦によることとする。

(運営)

第4条 連携会議は、座長が状況に応じ、別表に掲げる関係課の全部あるいは一部を指名し召集することができる。

- 2 座長は、必要があると認めるときは、構成員以外の者を会議に出席させ、その意見を聞くことができる。

(庶務)

第5条 連携会議の庶務は、地域福祉課において処理する。

附則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

座長 副座長	健康福祉部長 地域福祉課長	
関係課	行政経営課 危機管理課 男女共同参画課 政策推進課 広報広聴課 地域共生課 市民自治課 市民安全課 常盤平支所 小金支所 小金原支所 六実支所 馬橋支所 新松戸支所 矢切支所 東松戸支所 商工振興課 にぎわい創造課 国際推進課 消費生活課 環境政策課 廃棄物対策課 環境業務課 健康福祉政策課 地域医療課 健康推進課 高齢者支援課 地域包括ケア推進課 介護保険課	国保年金課 生活支援一課 生活支援二課 障害福祉課 健康福祉会館 子ども政策課 子育て支援課 子どもわかもの課 子ども家庭相談課 保育課 都市計画課 松戸駅周辺整備振興課 交通政策課 住宅政策課 みどりと花の課 建設総務課 道路維持課 河川清流課 教育総務課 教育政策研究課 社会教育課 文化財保存活用課 スポーツ課 学務課 学習指導課 児童生徒課 消防企画課 経営課

■用語集

（本文中に*印がついている用語は、下記の用語集に説明があります。）

	掲載頁	用語	解説
あ 行	47	アクセシビリティ	年齢や身体障害の有無に関係なく、誰でも必要とする情報に簡単にたどり着け、利用できることです。
	64, 118	おやこ DE 広場・子育て支援センター	地域子育て支援拠点事業。概ね 0～3 歳児とその保護者を対象に、親子の交流促進等を目的として無料開放している施設です。
	2, 14, 82, 94, 100, 101, 127, 134	NPO	継続的、自発的に社会貢献活動を行う、営利を目的としない団体の総称です。「NPO 法人」という場合には、特定非営利活動促進法に基づき法人格が付与された特定非営利活動法人です。
か 行	48	カーシェアリング	1 台の自動車を複数の会員が共同で利用する自動車の新しい利用形態で、相乗りとは異なり、複数の会員が時間を変えて 1 台の自動車を利用するものです。
	19, 40, 64, 65, 95, 96, 112, 113	基幹相談支援センター	平成 24 年 4 月施行の障害者自立支援法の改正により位置づけられた相談機関です。地域における相談支援の拠点として、障害のある人やその家族から総合的な相談（身体障害、知的障害、精神障害の 3 障害対応）のほか、地域における相談支援体制の充実の取組み、権利擁護、虐待防止などの業務を行います。
	101	協働事業	市民活動団体又は事業者が市と相互に社会資源を分担し、協力して行う事業です。
	119	ゲットユアドリーム	中高生が地域のさまざまな職業の大人たちと触れ合うことにより、生き方や働き方の多様性に気づき、自らの可能性を信じ成長することを支援します。
	30	合計特殊出生率	15 歳から 49 歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、ひとりの女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に子どもを産むとした場合の子どもの数に相当するものです。
	67, 110	高齢者いきいき安心センター（地域包括支援センター）	地域包括支援センターは、平成 17 年の介護保険法の改正により、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的として設けられた施設です。松戸市では「高齢者いきいき安心センター」という愛称でよばれています。

	掲載頁	用語	解説
か行	52, 115, 124 125	心のバリアフリー	高齢者や障害のある人が生活していく上で障害となる、人々の心の中の誤った知識や情報、差別意識などを改め取り除くことです。
	67, 107	孤独死	「ひとり暮らしで、誰にも看取られることなく、亡くなる。」 (松戸市常盤平団地地区社会福祉協議会) 「一人暮らしをしていて、誰にも看取られずに自宅で亡くなった。」(東京新聞)
	64	コミュニティーソーシャルワーカー	個人の自立生活支援を丁寧に取り組む一方で、生活基盤の整備に向けた地域資源の開拓や創設、社会関係の調整と改善に向けた啓発・教育活動、福祉計画づくり、福祉サービス利用者や広範な市民の組織化、地域における総合的なサポートシステムの構築などを主な柱とした、個別支援と地域支援をつなぐ専門職です。
さ行	101, 103, 104	災害ボランティアセンター	災害発生時に、被災者の生活支援と被災地の復旧支援を目的に活動するボランティアの拠点としてコーディネートを行います。
	10, 76, 103	社会福祉法人	社会福祉事業を行うことを目的として設立される法人。設立目的を考慮して法人税が非課税となるなど、大幅な税制上の優遇措置が講じられ、寄付金などの収入も認められています。
	65, 67, 111	社会福祉士	社会福祉に関する専門的な知識と技術を持ち、身体上、精神上的の障害、または環境上の理由によって日常生活を営むのに支障がある人を対象に、各種相談に応じ、助言や指導、援助を行う専門職です。
	45, 46	自主防災組織	大災害時に備えて、地域住民が自主的に集まり活動する防災組織です。
	32, 112, 113	障害者虐待防止センター	障害者虐待防止法に基づき、虐待対応の窓口として市町村に設置されています。障害者虐待の通報や届出の受理、養護者及び障害者に対する相談、指導、助言、障害者虐待の防止、養護者支援に関する広報その他の啓発活動を主な業務とします。

	掲載頁	用語	解説
さ行	96, 116	障害者週間	平成16年の障害者基本法の改正により、国民に広く障害のある人の福祉についての関心と理解を深め、障害のある人があらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めることを目的として、従来の「障害者の日」(12月9日)に代わり設定されました。「障害者週間」の期間は、毎年12月3日から12月9日までの1週間です。
	30, 45	身体障害者手帳	視覚、聴覚又は平衡機能、音声・言語・そしゃく機能、肢体不自由、心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう若しくは直腸又は小腸・肝臓・免疫機能に障害がある人に都道府県の程度により1級から6級に分かれるものです。
	30, 45	精神障害者保健福祉手帳	精神障害者保健福祉手帳は、精神疾患があり、長期にわたり日常生活又は社会生活に制約がある人に、都道府県知事から交付され、その程度により1級から3級に分かれています。
	82, 83, 137	制度ボランティア	行政機関からの委嘱を受け、行政の円滑な運営と市民生活の確立や社会福祉の増進を目的として市内各地に配置されている民間奉仕者。民生委員・児童委員をはじめ、健康推進員、食生活改善サポーター、地域防災リーダー、防犯指導員、保護司、青少年相談員など多岐にわたる分野の委員が活躍しています。
た行	77	第三者評価システム	サービス事業者がサービス内容や経営状況、危機管理体制などの項目について専門機関に評価を依頼し、その結果を広く公表することにより、利用者のサービス事業者選択の目安とするための制度です。
	5, 63	ダブルケア	晩婚化・晩産化等を背景に、育児期にある者(世帯)が、親の介護も同時に担う状況のこと
	93	団塊の世代	昭和22～24(1947～1949)年頃の第1次ベビーブーム時代に生まれた世代。他世代と比較して人数が多いところから、このような表現をします。
	48	地域猫活動	地域住民が主体となり、飼い主のいない猫を適切に管理し、猫の数と被害を減らすことで、住みよい地域を作ることが目的です。活動内容は、不妊去勢手術を行い、えさを与え(時間を決めて行き、すぐに片付ける)、排泄物の管理と周辺の清掃を行います。

	掲載頁	用語	解説
た 行	70	知的障害	知的機能の障害が発達期（おおむね18歳まで）にあらわれ、日常生活に支障が生じているため、何らかの特別の援助を必要とする状態にあることです。知的機能障害について標準化された知能検査による測定結果において、知能指数がおおむね70までとされています。程度により軽度・中度・重度・最重度と分けられます。
	64, 65	中核地域生活支援センター	千葉県が民間に委託して行っている相談支援事業で、これまで相談窓口が分かれていた障害のある人、高齢者、子どもの生活についての相談を受ける相談支援センターです。福祉サービスの利用、権利侵害や差別、生活するうえでの問題などの相談に対応し、地域にある施設や各相談機関、専門機関と連携し、問題解決にあたります。
	111	ドメスティック・バイオレンス(DV)	夫から妻、妻から夫、親から子、子から親、兄弟間の暴力など、家庭内の様々な形態の暴力と考えることができ、最近では「配偶者やパートナーからの暴力」という捉え方が一般的になっています。
	45	トリアージ	災害や事故の時、多数の傷病者が同時に出た際に、早期に治療を要する重症患者を発見し、早期に適切な治療を受けられるよう、より多くの人命を救うことを目的として傷病の程度や治療の優先順位の判定をすることをいいます。本来は戦場での負傷者の傷病の程度を判定するために使われていた言葉です。
な 行	12, 67, 69	日常生活圏域	高齢者が住み慣れた地域で適切なサービスを受けながら生活を継続できるように、地理的条件・人口・交通事情その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備状況などを総合的に勘案し、地域の特性に応じて市町村内を区分したものです。
	31, 32	ネグレクト	乳幼児、児童、高齢者、障害者などに対し、その保護、世話、養育、介護などを怠り、放任する行為のこと。
	125	ノーマライゼーション	障害のある人と健常者とは、お互いが特別に区別されることがなく、社会生活を共にするのが正常なことであり、本来の望ましい姿であるとする考え方です。

	掲載頁	用語	解説
は 行	52, 53, 54, 95 115, 124	バリアフリー	高齢者や障害のある人等が社会生活をしていく上で、障壁（バリア）となるものを除去（フリー）することです。物理的・社会的・制度的・心理的な障壁、情報面での障壁などすべての障壁を除去するという考え方です。
	88, 89, 90, 91	ハローワーク	厚生労働省が職業安定法により設置した公共職業安定所の愛称。求職者への職業相談や職業紹介、雇用保険の各種手続きなどの事務を総合的に行います。
	97, 98	ピアカウンセリング	同じような問題、悩みを抱えている者に対しては、同じ立場にある者、同じような経験をした者が相に当たることが効果的であるとの視点に立ったカウンセリングです。
	4, 135	PDCA サイクル	Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Action（改善）の頭文字をとったもの。計画を策定する際には、実行や評価、評価をもとにした改善にかかるまで、一連のサイクル（循環）を意識して策定することが良いとされています。
	46	避難行動要支援者避難支援体制	災害が発生した時又はそのおそれがある時に、高齢者や障害のある人など何らかの支援が必要な人（避難行動要支援者）の名簿を、本人の申請に基づき作成し、平時よりその名簿を地域の避難支援等関係者に貸し出すことにより、災害時の避難や安否確認などが地域の中で速やかに行われるための体制を整備する仕組みづくりです。
	73, 74	フードバンク	品質に問題がないのに廃棄せざるをえない食品を寄付してもらい、必要としている人に無償で届けるボランティア活動です。
	53, 54	福祉有償運送	NPO法人等が、身体障害者や要介護者など、単独で公共交通機関を利用して移動することが困難な人に対して送迎を行うなど、営利とは認められない範囲の対価によって行う個別輸送サービスです。
	118, 119	放課後 KIDS ルーム	学校施設を活用して、小学生が放課後等に安全に安心して活動できる居場所。実施小学校の図書室等を開放し、自由に学習や読書等ができる場所を提供しています。教職員免許等を持つスタッフが常時配置され、読書支援や学習支援を行います。※放課後児童クラブとは異なり、監護を必要とする児童の指導にあたる専門の職員はいません。

	掲載頁	用語	解説
は 行	118, 119	放課後児童クラブ	児童福祉法第6条の2第2項の規定に基づき、保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生に放課後等に学校施設等を利用して適切な遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図る事業です。
	90	法定雇用率	「障害者の雇用の促進等に関する法律」では、事業者に対して、その雇用する労働者に占める身体障害者の割合が一定率（法定雇用率）以上になるよう義務づけられている。精神障害者については、現在、雇用義務はありませんが、雇用した場合は身体障害者・知的障害者を雇用したものとみなされます。（平成30年度より、精神障害者も法定雇用率の算定対象。）
	2, 82, 96, 100, 128, 134	ボランティア	社会の課題解決のため、個人の自発的な意思に基づき、原則として無償で活動を行う人のことです。一般的に、「自発性」、「社会性」、「無償性」が挙げられます。ボランティア活動を行い、その対価として金銭を得る活動を「有償ボランティア」と呼ぶ例もある。
ま 行	8, 55, 57, 58, 59	松戸市健康増進計画 （健康松戸 21 III）	松戸市における健康増進計画であり、市民が10年後も健康を維持・増進していくための計画です。（国や県の健康増進計画の期間延長に伴い、計画期間を令和6年度までに延長）
	49, 51	松戸市交通安全計画	交通安全対策基本法第26条の定めるところにより、千葉県交通安全計画に基づき策定しています。市内における交通社会を構成する様々な関係を考慮しつつ、適切かつ効果的な方針について総合的に検討し策定したものです。
	52, 53, 54, 124	松戸市交通バリアフリー基本構想	高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律に基づき一定規模の駅を対象とし、段階的かつ継続的にバリアフリー化を推進するための方針を定めるものです。「松戸地区」、「新松戸・幸谷地区」の公共交通機関と鉄道駅等の旅客施設周辺のバリアフリー化を推進し概ね完了したことから、「新八柱・八柱地区」を新たに重点整備地区に加え、平成28年度に「新八柱・八柱地区」バリアフリー基本構想を策定しています。

	掲載頁	用語	解説
ま 行	8	松戸市高齢者保健福祉計画・松戸市介護保険事業計画	高齢者保健福祉計画は、市町村が将来必要な高齢者保健福祉サービスの量を明らかにし、その提供体制を計画的に整備するための計画です。介護保険事業計画は、市町村が策定する介護保険の保険給付を円滑に実施するための計画です。介護保険事業計画を包括する総合的計画として位置づけられる高齢者保健福祉計画と介護保険事業計画は整合性をもって作成することが必要であることから、本市では、高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の改訂を行い、「いきいき安心プランまつど」の名称で策定しています。
	8	松戸市子ども総合計画	子ども・子育て支援法に基づいた事業計画、並びに松戸市次世代育成支援行動計画を継承した子ども・子育て支援の総合計画となり、令和2年度から令和6年度までの5年間の計画期間と定めています。
	8, 95, 96	松戸市障害者計画	障害者基本法に基づく法定計画であり、市が取り組むべき今後の障害者施策の基本的事項を定めるものです。
	8, 95, 96	松戸市障害福祉計画	障害者自立支援法（第88条の規定）及び国の定める「基本指針」に即して、障害者自立支援法による障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画を策定することとされた法定の計画です。
	8	松戸市食育推進計画	市民が「食の大切さと郷土のすばらしさを知り、生涯を通じて健やかに生きる」ことを目的とする、市の施策などを示した計画です。「みんなで考え、できることからはじめよう」をキャッチコピーとしています。
	8, 18, 35	松戸市総合計画	政策の基本的な方向を総合的、体系的にまとめた計画で、まちづくりの方向性を市民と共有し、めざす姿を実現していくための指針です。これまでの総合計画や総合戦略の基本的な考え方を踏襲しつつ、新たな手法を取り入れながら策定しています。 計画期間は、令和4年度（2022年度）～令和11年度（2029年度）の8年間。4年を目途に見直しの必要性を検討します。なお、地方版総合戦略と一体のものとして策定するものです。

	掲載頁	用語	解説
ま 行	8	松戸市国民健康 保険特定健康診 査等実施計画	国民健康保険の保険者である市が、健康と長寿を確保しつつ医療費の抑制にも資することを目的に、生活習慣病を中心とした疾病の予防を重視し、被保険者に対して、糖尿病等の生活習慣病に関する健康診査(特定健康診査)及び健康診査の結果により健康の保持に努める必要があるものに対する保健指導(特定保健指導)を実施する体制について定める計画です。
	8	松戸市国民健康 保険保健事業計 画データヘルス 計画	「国民健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針」に基づき、松戸市国民健康保険加入者の健診データ及び医療データの分析を基に作成した計画です。
や 行	47	ユニバーサルデ ザイン	あらゆる年齢や性別、体型、障害の有無・レベルにかかわらず、誰にでも使いやすい製品等をデザインすることです。特定の障壁を解消するというバリアフリーから一歩進んだ発想です。さまざまな商品やサービス、ファッション、建物、設備、街、交通機関など、あらゆる分野に通用するものです。
ら 行	30, 45	療育手帳	全ての知的障害者を対象として都道府県知事から交付される手帳で、その程度によりA(重度の場合)からB(その他の場合)までの区分に分かれています。